

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成31年3月7日(木)

社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課／地域生活支援推進室
／障害児・発達障害者支援室

目 次

1	平成 31 年度障害福祉サービス等報酬改定について……………	1
2	就学前の障害児の発達支援の無償化について……………	66
3	障害福祉関係施設等の整備について……………	80
4	障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について……………	86
5	障害者の就労支援の推進等について……………	96
6	地域生活支援拠点等の整備促進について……………	149
7	訪問系サービスについて……………	151
8	障害者優先調達推進法について……………	165
9	強度行動障害を有する者等に対する支援について……………	180
10	相談支援の充実等について……………	183
11	障害者の地域生活への移行等について……………	195
12	障害者虐待の未然防止・早期発見等について……………	212
13	障害児支援について……………	225
14	発達障害支援施策の推進について……………	264
15	その他……………	273

1 平成 31 年度障害福祉サービス等報酬改定について

(1) 平成 31 (2019) 年度障害福祉サービス等報酬改定について

平成 31 (2019) 年 10 月に予定されている消費税率 10%への引上げ対応及び「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 (2017) 年 12 月 8 日閣議決定)に基づく障害福祉人材の処遇改善等について、関係団体の意見等も踏まえ、昨年 8 月から検討を重ねてきたところ。

先月、2 月 15 日には、厚生労働省に設置している障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、報酬改定の概要を取りまとめた。【関連資料 1、2】

(2) 障害福祉サービス等報酬改定の施行に向けた今後の予定等について

今回の報酬改定の施行は平成 31 (2019) 年 10 月となるが報酬告示(平成 18 年告示第 523 号他)等については、改定の内容に係るパブリックコメントにおける意見等を踏まえ、3 月下旬から 4 月上旬に公布する予定である。

また、今回の改定内容に関する関係通知や Q & A についても、同じく 3 月下旬から 4 月上旬に発出する予定としており、各都道府県等におかれては、あらかじめご了知いただくとともに、管内市町村や事業者等への情報提供をお願いします。

(3) 福祉・介護職員処遇改善加算取得における計画書等の提出時期について

福祉・介護職員処遇改善加算に係る処遇改善計画等の提出については、通常 4 月から加算の算定を開始する場合、2 月末日までに各都道府県知事等へ提出する必要があるが、今回の報酬改定によるスケジュール面での影響等を考慮し、4 月 15 日までに処遇改善計画を提出することとする。

平成31（2019）年度 障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容

平成31（2019）年度障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容（10月施行）

- 新しい経済政策パッケージに基づく障害福祉人材の処遇改善 改定率 +1.56%
- 訪問系サービスにおける現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率見直し
- 消費税率10%への引上げに伴う報酬改定 改定率 +0.44%

新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）（抜粋）

5. 介護人材の処遇改善

（具体的内容）

人生100年時代において、介護は、誰もが直面し得る現実かつ喫緊の課題である。政府は、在宅・施設サービスの整備の加速化や介護休業を取得しやすい職場環境の整備など、これまでも介護離職ゼロに向けた重層的な取組を進めてきたところである。安倍内閣は、2020年代初頭までに、50万人分の介護の受け皿を整備することとしているが、最大の課題は介護人材の確保である。介護人材を確保するため、2017年度予算においては、介護職員について、経験などに応じて昇給する仕組みを創り、月額平均1万円相当の処遇改善を行うなど、これまで自公政権で月額4万7000円の改善を実現してきたが、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

（実施時期）

こうした処遇改善については、消費税率の引上げに伴う報酬改定において対応し、2019年10月から実施する。

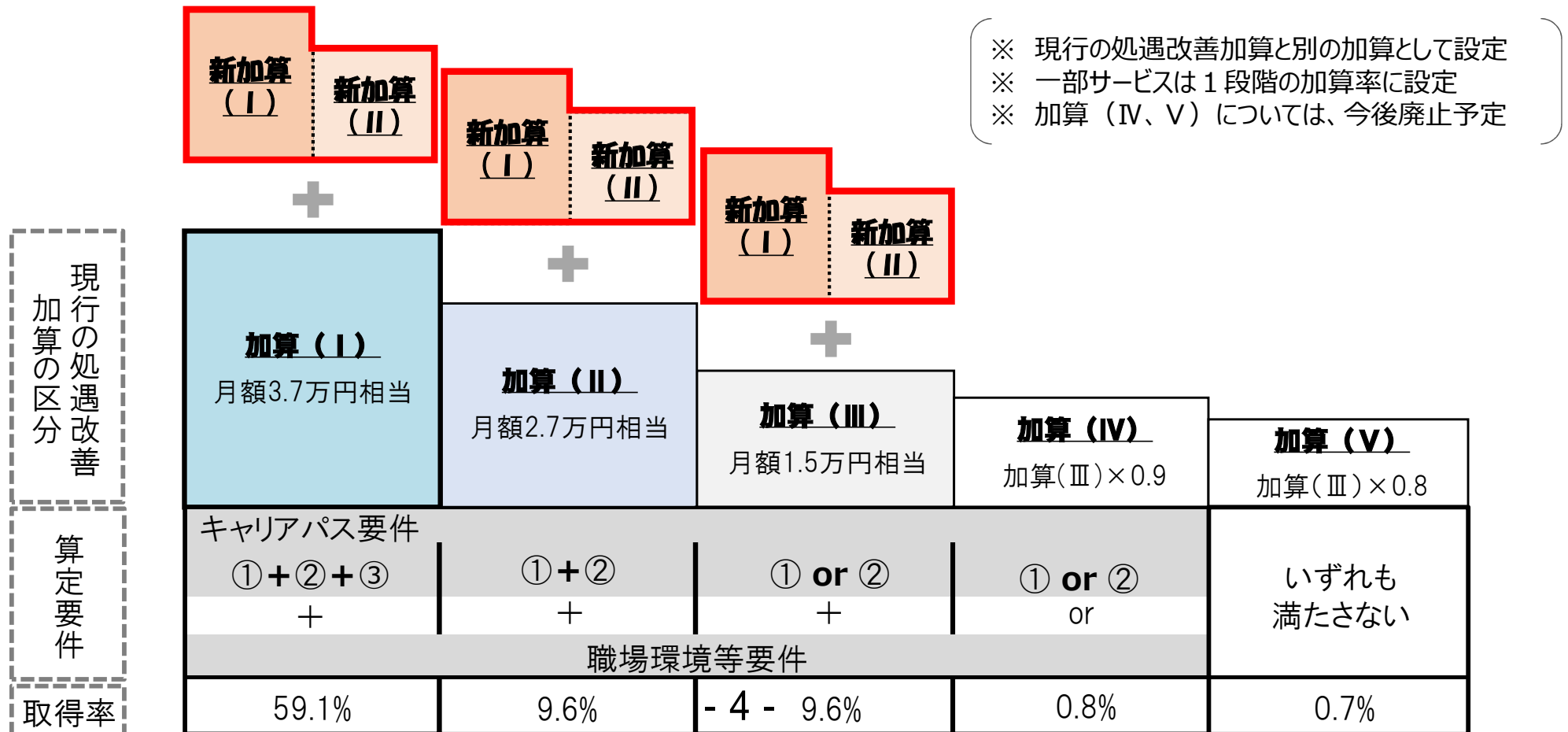
処遇改善加算全体のイメージ

<福祉・介護職員等特定処遇改善の取得要件>

- ・ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅴ）までのいずれかを取得していること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<サービス種類内の加算率>

- ・ 福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定
- ・ 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算（Ⅱ）の加算率はその×0.9となるよう設定
 - ※ 加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）で加算率の差が大きくなる（1.5倍を超える）場合には、×0.95となるよう設定
 - ※ 福祉専門職員配置等加算及び特定事業所加算が無いサービスは、1段階の加算率に設定



福祉・介護職員等特定処遇改善加算における事業所内配分ルール

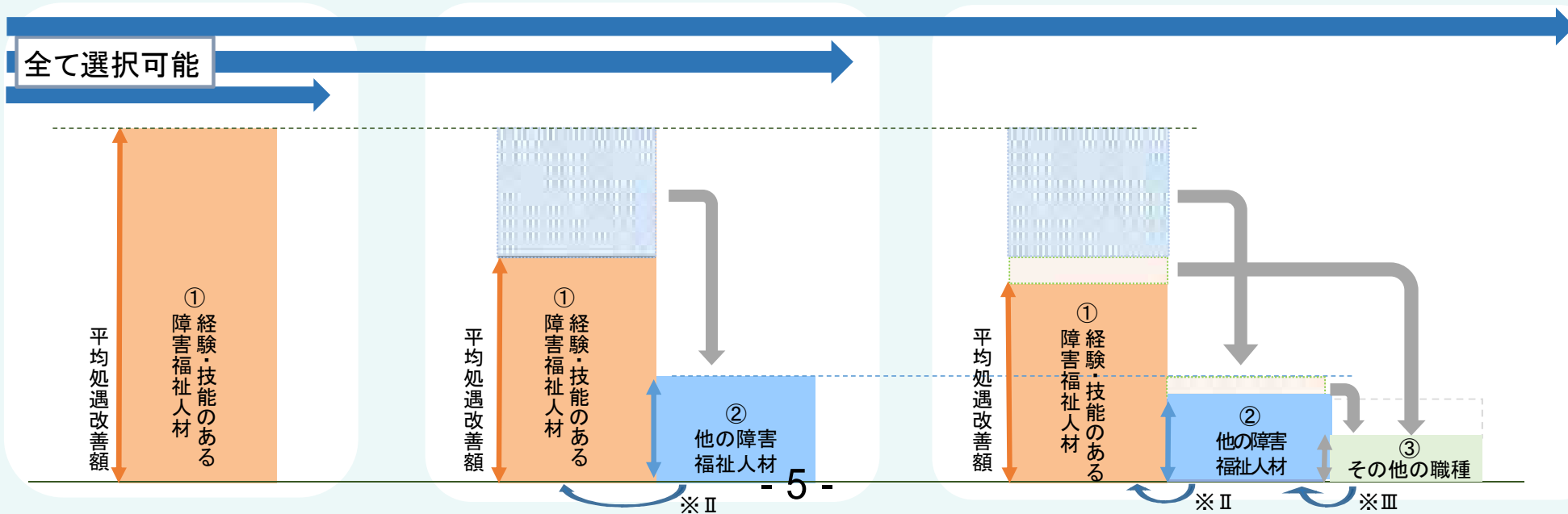
- ▶ ①経験・技能のある障害福祉人材において、「月額8万円」の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金額が「役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)」以上となる者を設定・確保すること。
 - リーダー級の障害福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を実現
 - ▶ 平均の処遇改善額について、
 - ・ ①経験・技能のある障害福祉人材は、②他の障害福祉人材の2倍以上とすること。
 - ・ ③その他の職種(改善後の賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)を超えない場合に限る)は、②他の障害福祉人材の2分の1を上回らないこと。
- ※ ①勤続10年以上の介護福祉士等、②勤続10年未満の介護福祉士等及びその他の福祉・介護職員、③その他(①②以外)の職員

【介護保険と同様の留意点】

- ※1 ①について、勤続10年の考え方は事業所の裁量で設定。
- ※2 ①について、小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は、合理的な説明を求める。
- ※3 各職員区分内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能。
- ※4 平均賃金について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いを可能とする。

【障害福祉サービス等の特性を踏まえた特例】

- ※Ⅰ ①について、現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を保有する職員、又は心理指導担当職員(公認心理師含む)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者のいずれかとして従事する職員であって、勤続10年以上の者を基本とする。(算定根拠と同様)
- ※Ⅱ 研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の②の職員については、事業所の裁量で①に含めることを可能とする。
- ※Ⅲ 個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質向上に寄与している③の職員について、事業所の裁量で②に含めることを可能とする。(③の職員に関する職員区分の変更について、役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)以上の者は対象外とする。)



福祉・介護職員等の処遇改善加算に係る加算率について（2019年10月～）

サービス区分	特定処遇改善加算		現行の処遇改善加算				
	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
居宅介護※	7.4%	5.8%	30.2%	22.0%	12.2%	加算(Ⅲ)により算出した単位 ×0.9	加算(Ⅲ)により算出した単位 ×0.8
重度訪問介護※	4.5%	3.6%	19.1%	13.9%	7.7%		
同行援護※	14.8%	11.5%	30.2%	22.0%	12.2%		
行動援護※	6.9%	5.7%	25.0%	18.2%	10.1%		
療養介護	2.5%	2.3%	3.5%	2.5%	1.4%		
生活介護	1.4%	1.3%	4.2%	3.1%	1.7%		
自立訓練(機能訓練)	5.0%	4.5%	5.7%	4.1%	2.3%		
自立訓練(生活訓練)	3.9%	3.4%	5.7%	4.1%	2.3%		
就労移行支援	2.0%	1.7%	6.7%	4.9%	2.7%		
就労継続支援A型	0.4%	0.4%	5.4%	4.0%	2.2%		
就労継続支援B型	2.0%	1.7%	5.2%	3.8%	2.1%		
共同生活援助(指定共同生活援助)	1.8%	1.5%	7.4%	5.4%	3.0%		
共同生活援助(日中サービス支援型)	1.8%	1.5%	7.4%	5.4%	3.0%		
共同生活援助(外部サービス利用型)	2.0%	1.6%	17.0%	12.4%	6.9%		
児童発達支援	2.5%	2.2%	7.6%	5.6%	3.1%		
医療型児童発達支援	9.2%	8.2%	14.6%	10.6%	5.9%		
放課後等デイサービス	0.7%	0.5%	8.1%	5.9%	3.3%		
福祉型障害児入所施設	5.5%	5.0%	6.2%	4.5%	2.5%		
医療型障害児入所施設	3.0%	2.7%	3.5%	2.5%	1.4%		

サービス区分 (特定処遇改善加算が1段階のサービス)	新加算	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
重度障害者等包括支援	1.5%	2.5%	1.8%	1.0%	加算(Ⅲ)により算出した単位 ×0.9	加算(Ⅲ)により算出した単位 ×0.8
施設入所支援	1.9%	6.9%	5.0%	2.8%		
居宅訪問型児童発達支援	5.1%	7.9%	5.8%	3.2%		
保育所等訪問支援	5.1%	7.9%	5.8%	3.2%		

(注1) ※を付したサービスについては、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定している。また、現行の処遇改善加算は見直し後の加算率である。

(注2) 就労継続支援A型については、福祉専門職員配置等加算があるものの、計算結果として同じ加算率となっている。

(注3) 平成30年度からのサービスについては類似サービスと同じ加算率としている。

(注4) 就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援(移行)、地域相談支援(定着)は、処遇改善加算の算定非対象サービスである。

(注5) 短期入所について、併設型・空床利用型は本体施設の加算率を適用することとし、単独型は生活介護の加算率を適用する。

対応方法

<2021年度報酬改定に向けた対応>

- 2021年度障害福祉サービス等報酬改定に向けて、2019年に社会福祉施設等調査を行う際に、調査票の「利用者がいた場合に対応できる人数を記入してください。」という記載を削除した上で調査を実施し、その調査結果を2021年度報酬改定に適切に反映させる。

<2019年度報酬改定における暫定的な見直し>

- 暫定的な見直しとして、常勤換算従事者数が20人以上であって、1ヶ月の訪問回数1に対して、1ヶ月の常勤換算従事者数1以上の事業所の数値を見直しの対象とし、常勤換算従事者数を平均値に置き換えて加算率を見直す。なお、重度訪問介護と行動援護は、居宅介護や同行援護に比べ、2人対応や長時間対応が多い実態を踏まえて、1ヶ月の訪問回数1に対して1ヶ月の常勤換算従事者数2以上の事業所を見直しの対象とする。2019年10月から適用される具体的な加算率の見直し内容は、以下のとおり。

	現行の加算率		
	加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
居宅介護	30.3%	22.1%	12.3%
重度訪問介護	19.2%	14.0%	7.8%
同行援護	30.3%	22.1%	12.3%
行動援護	25.4%	18.5%	10.3%



見直し後の加算率		
加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
30.2%	22.0%	12.2%
19.1%	13.9%	7.7%
30.2%	22.0%	12.2%
25.0%	18.2%	10.1%

障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い等について

<消費税率引上げに伴う報酬改定率について>

- 消費税率10%への引上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定については、本検討チームでの議論内容等を踏まえ、平成30年12月17日の大臣折衝において以下のとおり対応することとした。

- 障害福祉施設等が負担する課税費用について、障害福祉サービス等報酬で適切に補填を行う(2019年10月実施)。
- 障害福祉サービス等報酬 +0.44%

※1 消費税率8%引上げ時の対応と同様に直近の平成29年障害福祉サービス等経営実態調査の結果を用いて課税経費割合を算出し、これに税率引上げ分(110/108-1)を乗じて改定率を算出する。

※2 改定率0.44% = 23.9% (障害福祉サービス等全体の課税経費割合(加重平均)) × (110/108-1)

<報酬改定の方法について>

- 基本報酬単位数への上乗せ

課税経費割合(※)に税率引上げ分(110/108-1)を乗じて基本報酬単位数へ上乗せする。

※ 課税経費割合 = 1.0 - 人件費比率 - その他の非課税品目率

- 加算の取扱い

各加算については、もとの単位数が小さく上乗せが1単位に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

新基本報酬単位数 = 現行の基本報酬単位数 × (基本報酬単位上乗せ率 + 加算に係る上乗せ率)

2019 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

2019 年 2 月 15 日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【 目 次 】

第 1	2019 年度障害福祉サービス等報酬改定に係るこれまでの経緯	2
第 2	障害福祉人材の処遇改善	3
1.	基本的な考え方	3
2.	加算の対象（取得要件）	3
3.	加算率の設定	
(1)	サービス種類ごとの加算率	4
(2)	サービス種類内の加算率	4
4.	事業所内における配分方法	
(1)	事業所内の職員分類の考え方	6
(2)	具体的な配分の方法	7
第 3	現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の見直し	8
1.	2021 年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた対応	8
2.	2019 年度報酬改定における暫定的な見直し	
第 4	障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い	10
1.	基本報酬単位数への上乗せ	10
2.	加算の取扱い	10
3.	国庫負担基準の見直し	10
別紙	障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて	11

第1 2019年度障害福祉サービス等報酬改定に係るこれまでの経緯

- 障害福祉サービス等事業所に従事する福祉・介護職員の処遇改善については、2017年度の臨時改定も含めこれまで数度にわたる取組を行ってきたが、今般「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)(※)において、「障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。」とされ、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げに伴う報酬改定において対応することとされた。

※ 「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)(抜粋)
介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。
具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。
また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

- また、障害福祉サービス等に関する消費税の取扱いについては、2019年10月の消費税率10%への引上げに伴い、障害福祉サービス等事業所に実質的な負担が生じないように、対応について検討する必要がある。
- これらの内容について、障害福祉サービス等事業者が、更なる処遇改善を着実に実施するとともに、課税費用を障害福祉サービス等報酬で適切に手当てできるよう、2019年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は、全体で+2.0%とすることとした。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームは、平成30年8月から5回にわたり、46の関係団体からの意見聴取を踏まえ、障害福祉人材の処遇改善及び障害福祉サービス等に関する消費税の取扱いについて検討を積み重ねてきた。「2019年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、これまでの検討の積み重ねを取りまとめたものである。

第2 障害福祉人材の処遇改善

1. 基本的な考え方

- 職員の処遇を含む労働条件については、本来、労使間において自律的に決定すべきものであるが、現下の厳しい人材不足、依然として小さくない他産業との賃金差等の中、職員の確保、定着につなげていくためには、公費等による政策的対応も必要である。その際、今後も確実な処遇改善を担保するためには、現行の処遇改善加算と同様、障害福祉サービス等報酬における加算として必要な対応を行う。
- このため、2019年度障害福祉サービス等報酬改定では、現行の福祉・介護職員処遇改善加算に加えて、障害福祉人材の更なる処遇改善を行うこととし、具体的には、リーダー級の障害福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある職員に重点化しつつ、障害福祉人材の更なる処遇改善を行う。
- その際、新しい経済政策パッケージにおいて、「他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提」とされていることを踏まえ、障害福祉人材の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、その他の職種にも一定程度処遇改善を行う柔軟な運用を認めることとする。

2. 加算の対象（取得要件）

- 加算対象のサービス種類としては、今般の更なる処遇改善がこれまでの数度にわたり取り組んできた処遇改善をより一層進めるものであることから、これまでの福祉・介護職員処遇改善加算と同様のサービス種類とする。
- 長く働き続けられる環境を目指す観点から、一定のキャリアパスや研修体制の構築、職場環境等の改善が行われることを担保し、これらの取組を一層推進するため、
 - ・ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得している事業所を対象とすることに加えて、
 - ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - ・ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、HPへの掲載等を通じた見える化を行っていることを加算の取得要件とする。その際、職場環境等要件に関し、実効性のあるものとなるよう検討する。

3. 加算率の設定

(1) サービス種類ごとの加算率

- 障害福祉人材確保に向けた処遇改善を一層進めるとともに、人材定着にもつながるよう、経験・技能のある障害福祉人材が多いサービス種類を高く評価することとし、サービス種類ごとの加算率は、それぞれのサービス種類ごとの勤続10年以上の介護福祉士等（※）の数に応じて設定する。

※ 介護福祉士等とは、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者をいう。

(2) サービス種類内の加算率

- 現時点で把握可能なデータ、事業所や自治体の事務負担及び新しいサービス種類・事業所があることに一定の留意をした上で、同じサービス種類の中であっても、経験・技能のある障害福祉人材の数が多い事業所について更なる評価を行うため、介護福祉士等の配置が手厚いと考えられる事業所を評価する福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定する（※）。

※ 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、加算(Ⅱ)の加算率がその×0.9となるよう設定した上で、加算(Ⅰ)の加算率を設定する。

※ 加算(Ⅰ)と加算(Ⅱ)で加算率の差が大きくなる(1.5倍を超える)場合には、×0.95となるよう設定

※ 福祉専門職員配置等加算及び特定事業所加算が無いサービスは、同じサービス種類内での加算率に差を設けない。

《福祉・介護職員等特定処遇改善加算【新設】》

<居宅介護>

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) + 所定単位数 × 7.4%
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) + 所定単位数 × 5.8%

<重度訪問介護>

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) + 所定単位数 × 4.5%
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) + 所定単位数 × 3.6%

<同行援護>

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) + 所定単位数 × 14.8%
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) + 所定単位数 × 11.5%

<行動援護>

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) + 所定単位数 × 6.9%
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) + 所定単位数 × 5.7%

<療養介護>

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) + 所定単位数 × 2.5%

□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	2.3%
＜生活介護＞					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	1.4%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	1.3%
＜自立訓練（機能訓練）＞					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	5.0%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	4.5%
＜自立訓練（生活訓練）＞					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	3.9%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	3.4%
＜就労移行支援＞					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	2.0%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	1.7%
＜就労継続支援A型＞					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	0.4%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	0.4%
＜就労継続支援B型＞					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	2.0%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	1.7%
＜共同生活援助（指定共同生活援助）＞					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	1.8%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	1.5%
＜共同生活援助（日中サービス支援型）＞					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	1.8%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	1.5%
＜共同生活援助（外部サービス利用型）＞					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	2.0%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	1.6%
＜児童発達支援＞					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	2.5%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	2.2%

<医療型児童発達支援>		
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋	所定単位数 × 9.2%
ロ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋	所定単位数 × 8.2%
<放課後等デイサービス>		
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋	所定単位数 × 0.7%
ロ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋	所定単位数 × 0.5%
<福祉型障害児入所施設>		
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋	所定単位数 × 5.5%
ロ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋	所定単位数 × 5.0%
<医療型障害児入所施設>		
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）＋	所定単位数 × 3.0%
ロ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）＋	所定単位数 × 2.7%
<重度障害者等包括支援>		
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	＋ 所定単位数 × 1.5%
<施設入所支援>		
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	＋ 所定単位数 × 1.9%
<居宅訪問型児童発達支援>		
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	＋ 所定単位数 × 5.1%
<保育所等訪問支援>		
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	＋ 所定単位数 × 5.1%

4. 事業所内における配分方法

- 「第2の1. 基本的な考え方」を踏まえ、経験・技能のある障害福祉人材、他の障害福祉人材、その他の職種のように配分されるよう、事業所内の配分方法は以下のとおりとする。なお、配分に当たっては、①経験・技能のある障害福祉人材、②他の障害福祉人材、③その他の職種について、こうした区分ごとの平均の処遇改善額を比較することとし、それぞれの区分内での一人ひとりの処遇改善額は柔軟に設定できることとする。

(1) 事業所内の職員分類の考え方

- 事業所内の職員分類（①経験・技能のある障害福祉人材、②他の障害福祉人材、③その他の職種）の考え方については、以下のとおりとする。
- ・ ①経験・技能のある障害福祉人材は、現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を保有する職員又は心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責

任者のいずれかとして従事する職員で勤続10年以上の者を基本とし、勤続10年の考え方については、事業所の裁量で設定できることとする。

- ・ ②他の障害福祉人材は、①経験・技能のある障害福祉人材以外の介護福祉士等及び現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種とする。
- ・ ③その他の職種は、上記①及び②以外の職種とする。

○ なお、障害福祉サービス等に従事する職員の特性を踏まえて、事業所の裁量により、

- ・ 研修等で専門的な技能を身に付けた勤続10年以上の②他の障害福祉人材を①経験・技能のある障害福祉人材に区分すること
- ・ 個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している③その他の職種に従事する職員を②他の障害福祉人材に区分すること

を可能とする。

※ ③その他の職種に従事している職員で賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準（年収440万円）を超えている場合は、区分の変更を行えないこととする。

（2）具体的な配分の方法

○ 具体的な配分の方法については、以下のとおりとする。

- ・ ①経験・技能のある障害福祉人材において、月額8万円の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金が役職者を除く全産業平均賃金水準（年収440万円）以上となる者を設定・確保すること。（※）

※ 小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は、合理的な説明を求める。

- ・ ①経験・技能のある障害福祉人材は、平均の処遇改善額が②他の障害福祉人材の2倍以上とすること。
- ・ ③その他の職種は、平均の処遇改善額が②他の障害福祉人材の2分の1を上回らないこと（※）。また、改善後の賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準（年収440万円）を超えない場合には、賃金改善を可能とする。

※ 平均賃金額について、③その他の職種が②他の障害福祉人材と比べて低い場合は、柔軟な取扱いを可能とする。

第3 現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の見直し

1. 2021年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた対応

- 現行の福祉・介護職員処遇改善加算に係る加算率については、「平成30年度予算執行調査（財務省）」において、サービス提供実態に照らして過大に設定されている可能性があるという指摘を踏まえて、2021年度障害福祉サービス等報酬改定に向けて、2019年に社会福祉施設等調査を行う際に、調査票の「利用者がいた場合に対応できる人数を記入してください。」という記載を削除した上で調査を実施し、その調査結果を2021年度報酬改定に適切に反映させる。

2. 2019年度報酬改定における暫定的な見直し

- 暫定的な見直しとして、常勤換算従事者数が20人以上であって、1ヶ月の訪問回数1に対して、1ヶ月の常勤換算従事者数1以上の事業所の数値を見直しの対象とし、常勤換算従事者数を平均値に置き換えて加算率を見直す。

※ 重度訪問介護と行動援護は、居宅介護や同行援護に比べ、2人対応や長時間対応が多い実態を踏まえて、1ヶ月の訪問回数1に対して1ヶ月の常勤換算従事者数2以上の事業所の数値を見直しの対象とする。

《福祉・介護職員処遇改善加算の見直し》

<居宅介護>

[現行]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 30.3%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 22.1%
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 12.3%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 12.3% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 12.3% × 0.8

[見直し後]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 30.2%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 22.0%
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 12.2%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 12.2% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 12.2% × 0.8

<重度訪問介護>

[現行]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 19.2%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 14.0%

- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 7.8%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 7.8% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 7.8% × 0.8

[見直し後]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 19.1%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 13.9%
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 7.7%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 7.7% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 7.7% × 0.8

<同行援護>

[現行]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 30.3%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 22.1%
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 12.3%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 12.3% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 12.3% × 0.8

[見直し後]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 30.2%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 22.0%
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 12.2%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 12.2% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 12.2% × 0.8

<行動援護>

[現行]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 25.4%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 18.5%
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 10.3%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 10.3% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 10.3% × 0.8

[見直し後]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 25.0%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 18.2%
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 10.1%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 10.1% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 10.1% × 0.8

第4 障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い

1. 基本報酬単位数への上乗せ

- 基本報酬単位数の上乗せ率については、人件費、その他の非課税品目を除いた課税経費の割合を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本報酬単位数への上乗せ率を算出する。

2. 加算の取扱い

- 各加算については、もとの単位数が小さく上乗せが1単位に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙）参照

3. 国庫負担基準の見直し

- 消費税対応における報酬単位の改定に連動した改定を行う。

障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

見直し後	見直し前
<p>《訪問系サービス》</p> <p>第1 居宅介護</p> <p>居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>249 単位</u></p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>393 単位</u></p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>571 単位</u></p> <p>(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>652 単位</u></p> <p>(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>734 単位</u></p> <p>(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>815 単位</u></p> <p>(7) 所要時間 3 時間以上の場合 <u>896 単位</u>に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 81 単位を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>249 単位</u></p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>393 単位</u></p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>571 単位</u></p> <p>(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>652 単位</u></p> <p>(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>734 単位</u></p> <p>(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>815 単位</u></p>	<p>《訪問系サービス》</p> <p>第1 居宅介護</p> <p>居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>248 単位</u></p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>392 単位</u></p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>570 単位</u></p> <p>(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>651 単位</u></p> <p>(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>732 単位</u></p> <p>(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>813 単位</u></p> <p>(7) 所要時間 3 時間以上の場合 <u>894 単位</u>に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 81 単位を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>248 単位</u></p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>392 単位</u></p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>570 単位</u></p> <p>(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>651 単位</u></p> <p>(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>732 単位</u></p> <p>(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>813 単位</u></p>

(7) 所要時間 3 時間以上の場合 896 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 81 単位を加算した単位数

ハ 家事援助が中心である場合

(1)~(3) (略)

(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間 15 分未満の場合 232 単位

(5) 所要時間 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満の場合 268 単位

(6) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 302 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 34 単位を加算した単位数

ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合

(1)・(2) (略)

(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 268 単位

(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 336 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 68 単位を加算した単位数

ホ (略)

第 2 重度訪問介護

重度訪問介護サービス費

イ 病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合

(1)・(2) (略)

(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 366 単位

(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 457 単位

(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 549 単位

(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合 639 単位

(7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合 731 単位

(7) 所要時間 3 時間以上の場合 894 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 81 単位を加算した単位数

ハ 家事援助が中心である場合

(1)~(3) (略)

(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間 15 分未満の場合 231 単位

(5) 所要時間 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満の場合 267 単位

(6) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 301 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 34 単位を加算した単位数

ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合

(1)・(2) (略)

(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 267 単位

(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 335 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 68 単位を加算した単位数

ホ (略)

第 2 重度訪問介護

重度訪問介護サービス費

イ 病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合

(1)・(2) (略)

(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 365 単位

(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 456 単位

(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 548 単位

(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合 638 単位

(7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合 730 単位

- (8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 816 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
- (9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 1,496 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
- (10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 2,171 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
- (11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 2,817 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
- (12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合 3,499 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
- 病院等に入院又は入所中の障害者に対して提供した場合
- (1)・(2) (略)
- (3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 366 単位
- (4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 457 単位
- (5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 549 単位
- (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合 639 単位
- (7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合 731 単位
- (8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 816 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
- (9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 1,496 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数

- (8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 815 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
- (9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 1,495 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
- (10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 2,170 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
- (11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 2,816 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
- (12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合 3,498 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
- 病院等に入院又は入所中の障害者に対して提供した場合
- (1)・(2) (略)
- (3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 365 単位
- (4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 456 単位
- (5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 548 単位
- (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合 638 単位
- (7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合 730 単位
- (8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 815 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
- (9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 1,495 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数

- (10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 2,171 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
- (11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 2,817 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
- (12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合 3,499 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数

第 3 同行援護

同行援護サービス費

イ (略)

- ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 292 単位
- ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 421 単位
- ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 485 単位
- ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 548 単位
- ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 611 単位
- ト 所要時間 3 時間以上の場合 674 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 63 単位を加算した単位数

第 4 行動援護

行動援護サービス費

- イ 所要時間 30 分未満の場合 255 単位

- (10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 2,170 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
- (11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 2,816 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
- (12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合 3,498 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数

第 3 同行援護

同行援護サービス費

イ (略)

- ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 291 単位
- ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 420 単位
- ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 484 単位
- ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 547 単位
- ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 610 単位
- ト 所要時間 3 時間以上の場合 673 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 63 単位を加算した単位数

第 4 行動援護

行動援護サービス費

- イ 所要時間 30 分未満の場合 254 単位

ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	<u>403 単位</u>	ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	<u>402 単位</u>
ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>587 単位</u>	ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	<u>586 単位</u>
ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>735 単位</u>	ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	<u>733 単位</u>
ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>884 単位</u>	ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	<u>882 単位</u>
ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>1,032 単位</u>	ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	<u>1,030 単位</u>
ト 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	<u>1,182 単位</u>	ト 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	<u>1,179 単位</u>
チ 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	<u>1,330 単位</u>	チ 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	<u>1,327 単位</u>
リ 所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	<u>1,480 単位</u>	リ 所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	<u>1,477 単位</u>
ヌ 所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	<u>1,628 単位</u>	ヌ 所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	<u>1,624 単位</u>
ル 所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	<u>1,777 単位</u>	ル 所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	<u>1,773 単位</u>
ヲ 所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	<u>1,925 単位</u>	ヲ 所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	<u>1,921 単位</u>
ワ 所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	<u>2,075 単位</u>	ワ 所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	<u>2,070 単位</u>
カ 所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	<u>2,223 単位</u>	カ 所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	<u>2,218 単位</u>
コ 所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	<u>2,373 単位</u>	コ 所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	<u>2,368 単位</u>
タ 所要時間 7 時間 30 分以上の場合	<u>2,520 単位</u>	タ 所要時間 7 時間 30 分以上の場合	<u>2,514 単位</u>
第 5 重度障害者等包括支援		第 5 重度障害者等包括支援	
重度障害者等包括支援サービス費		重度障害者等包括支援サービス費	
イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合		イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合	
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>202 単位</u>	(1) 所要時間 1 時間未満の場合	<u>201 単位</u>
(2) 所要時間 1 時間以上 12 時間未満の場合	<u>302 単位</u> に所要時間 1 時間	(2) 所要時間 1 時間以上 12 時間未満の場合	<u>301 単位</u> に所要時間 1 時間

から計算して所要時間 30 分を増すごとに 100 単位を加算した単位数	30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 100 単位を加算した単位数
(3) 所要時間 12 時間以上 24 時間未満の場合 <u>2,500 単位</u> に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 98 単位を加算した単位数	(3) 所要時間 12 時間以上 24 時間未満の場合 <u>2499 単位</u> に所要時間 12 時間 <u>30 分</u> から計算して所要時間 30 分を増すごとに 98 単位を加算した単位数
ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） <u>949 単位</u>	ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） <u>946 単位</u>
ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第 213 条の 2 に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） <u>1,000 単位</u>	ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第 213 条の 2 に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） <u>997 単位</u>
<u>《日中活動系サービス》</u>	<u>《日中活動系サービス》</u>
第 1 療養介護	第 1 療養介護
療養介護サービス費（1日につき）	療養介護サービス費（1日につき）
イ 療養介護サービス費	イ 療養介護サービス費
(1) 療養介護サービス費（I）	(1) 療養介護サービス費（I）
(一) 利用定員が 40 人以下 <u>948 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下 <u>943 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 <u>922 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 <u>917 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 <u>875 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 <u>870 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上 <u>838 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上 <u>833 単位</u>
(2) 療養介護サービス費（II）	(2) 療養介護サービス費（II）
(一) 利用定員が 40 人以下 <u>690 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下 <u>686 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 <u>655 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 <u>651 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 <u>608 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 <u>605 単位</u>

(四) 利用定員が 81 人以上	<u>578 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>575 単位</u>
(3) 療養介護サービス費(Ⅲ)		(3) 療養介護サービス費(Ⅲ)	
(一) 利用定員が 40 人以下	<u>546 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下	<u>543 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>517 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>514 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>488 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>485 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上	<u>466 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>463 単位</u>
(4) 療養介護サービス費(Ⅳ)		(4) 療養介護サービス費(Ⅳ)	
(一) 利用定員が 40 人以下	<u>437 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下	<u>435 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>401 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>399 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>374 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>372 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上	<u>354 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>352 単位</u>
(5) 療養介護サービス費(Ⅴ)		(5) 療養介護サービス費(Ⅴ)	
(一) 利用定員が 40 人以下	<u>437 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下	<u>435 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>401 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>399 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>374 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>372 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上	<u>354 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>352 単位</u>
□ 経過的療養介護サービス費		□ 経過的療養介護サービス費	
(一) 利用定員が 40 人以下	<u>886 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下	<u>881 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>886 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>881 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>857 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>852 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上	<u>823 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>819 単位</u>
第 2 生活介護		第 2 生活介護	
生活介護サービス費 (1日につき)		生活介護サービス費 (1日につき)	

イ 生活介護サービス費		イ 生活介護サービス費	
(1) 利用定員が 20 人以下		(1) 利用定員が 20 人以下	
(一) 区分 6	<u>1,291 単位</u>	(一) 区分 6	<u>1,283 単位</u>
(二) 区分 5	<u>969 単位</u>	(二) 区分 5	<u>963 単位</u>
(三) 区分 4	<u>687 単位</u>	(三) 区分 4	<u>683 単位</u>
(四) 区分 3	<u>617 単位</u>	(四) 区分 3	<u>613 単位</u>
(五) 区分 2 以下	<u>564 単位</u>	(五) 区分 2 以下	<u>561 単位</u>
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下		(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
(一) 区分 6	<u>1,151 単位</u>	(一) 区分 6	<u>1,144 単位</u>
(二) 区分 5	<u>859 単位</u>	(二) 区分 5	<u>854 単位</u>
(三) 区分 4	<u>605 単位</u>	(三) 区分 4	<u>601 単位</u>
(四) 区分 3	<u>544 単位</u>	(四) 区分 3	<u>541 単位</u>
(五) 区分 2 以下	<u>496 単位</u>	(五) 区分 2 以下	<u>493 単位</u>
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(一) 区分 6	<u>1,111 単位</u>	(一) 区分 6	<u>1,104 単位</u>
(二) 区分 5	<u>824 単位</u>	(二) 区分 5	<u>819 単位</u>
(三) 区分 4	<u>573 単位</u>	(三) 区分 4	<u>570 単位</u>
(四) 区分 3	<u>507 単位</u>	(四) 区分 3	<u>504 単位</u>
(五) 区分 2 以下	<u>464 単位</u>	(五) 区分 2 以下	<u>461 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 区分 6	<u>1,055 単位</u>	(一) 区分 6	<u>1,049 単位</u>
(二) 区分 5	<u>789 単位</u>	(二) 区分 5	<u>784 単位</u>
(三) 区分 4	<u>554 単位</u>	(三) 区分 4	<u>551 単位</u>
(四) 区分 3	<u>498 単位</u>	(四) 区分 3	<u>495 単位</u>

(五) 区分2以下	<u>450 単位</u>	(五) 区分2以下	<u>447 単位</u>
(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	
(一) 区分6	<u>1,038 単位</u>	(一) 区分6	<u>1,032 単位</u>
(二) 区分5	<u>773 単位</u>	(二) 区分5	<u>768 単位</u>
(三) 区分4	<u>540 単位</u>	(三) 区分4	<u>537 単位</u>
(四) 区分3	<u>483 単位</u>	(四) 区分3	<u>480 単位</u>
(五) 区分2以下	<u>433 単位</u>	(五) 区分2以下	<u>430 単位</u>
ロ 共生型生活介護サービス費		ロ 共生型生活介護サービス費	
(1) 共生型生活介護サービス費(I)	<u>698 単位</u>	(1) 共生型生活介護サービス費(I)	<u>694 単位</u>
(2) 共生型生活介護サービス費(II)	<u>859 単位</u>	(2) 共生型生活介護サービス費(II)	<u>854 単位</u>
ハ 基準該当生活介護サービス費		ハ 基準該当生活介護サービス費	
(1) 基準該当生活介護サービス費(I)	<u>698 単位</u>	(1) 基準該当生活介護サービス費(I)	<u>694 単位</u>
(2) 基準該当生活介護サービス費(II)	<u>859 単位</u>	(2) 基準該当生活介護サービス費(II)	<u>854 単位</u>
第3 短期入所		第3 短期入所	
短期入所サービス費(1日につき)		短期入所サービス費(1日につき)	
イ 福祉型短期入所サービス費		イ 福祉型短期入所サービス費	
(1) 福祉型短期入所サービス費(I)		(1) 福祉型短期入所サービス費(I)	
(一) 区分6	<u>902 単位</u>	(一) 区分6	<u>896 単位</u>
(二) 区分5	<u>766 単位</u>	(二) 区分5	<u>761 単位</u>
(三) 区分4	<u>633 単位</u>	(三) 区分4	<u>629 単位</u>
(四) 区分3	<u>569 単位</u>	(四) 区分3	<u>565 単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>497 単位</u>	(五) 区分1及び区分2	<u>494 単位</u>
(2) 福祉型短期入所サービス費(II)		(2) 福祉型短期入所サービス費(II)	

(一) 区分6	<u>588 単位</u>	(一) 区分6	<u>584 単位</u>
(二) 区分5	<u>515 単位</u>	(二) 区分5	<u>512 単位</u>
(三) 区分4	<u>310 単位</u>	(三) 区分4	<u>308 単位</u>
(四) 区分3	<u>234 単位</u>	(四) 区分3	<u>233 単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>168 単位</u>	(五) 区分1及び区分2	<u>167 単位</u>
(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)		(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	<u>766 単位</u>	(一) 区分3	<u>761 単位</u>
(二) 区分2	<u>601 単位</u>	(二) 区分2	<u>597 単位</u>
(三) 区分1	<u>497 単位</u>	(三) 区分1	<u>494 単位</u>
(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)		(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	<u>515 単位</u>	(一) 区分3	<u>512 単位</u>
(二) 区分2	<u>272 単位</u>	(二) 区分2	<u>270 単位</u>
(三) 区分1	<u>168 単位</u>	(三) 区分1	<u>167 単位</u>
(5) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)		(5) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	
(一) 区分6	<u>1,103 単位</u>	(一) 区分6	<u>1,096 単位</u>
(二) 区分5	<u>968 単位</u>	(二) 区分5	<u>962 単位</u>
(三) 区分4	<u>834 単位</u>	(三) 区分4	<u>829 単位</u>
(四) 区分3	<u>771 単位</u>	(四) 区分3	<u>766 単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>699 単位</u>	(五) 区分1及び区分2	<u>695 単位</u>
(6) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)		(6) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	
(一) 区分6	<u>790 単位</u>	(一) 区分6	<u>785 単位</u>
(二) 区分5	<u>718 単位</u>	(二) 区分5	<u>713 単位</u>
(三) 区分4	<u>512 単位</u>	(三) 区分4	<u>509 単位</u>
(四) 区分3	<u>437 単位</u>	(四) 区分3	<u>434 単位</u>

(五) 区分1及び区分2	<u>369 単位</u>	(五) 区分1及び区分2	<u>367 単位</u>
(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)		(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	<u>968 単位</u>	(一) 区分3	<u>962 単位</u>
(二) 区分2	<u>803 単位</u>	(二) 区分2	<u>798 単位</u>
(三) 区分1	<u>699 単位</u>	(三) 区分1	<u>695 単位</u>
(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)		(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	<u>718 単位</u>	(一) 区分3	<u>713 単位</u>
(二) 区分2	<u>474 単位</u>	(二) 区分2	<u>471 単位</u>
(三) 区分1	<u>369 単位</u>	(三) 区分1	<u>367 単位</u>
ロ 医療型短期入所サービス費		ロ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>2,907 単位</u>	(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>2,889 単位</u>
(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,703 単位</u>	(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,686 単位</u>
(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,690 単位</u>	(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,679 単位</u>
ハ 医療型特定短期入所サービス費		ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>2,785 単位</u>	(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>2,768 単位</u>
(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,571 単位</u>	(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,555 単位</u>
(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,588 単位</u>	(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,578 単位</u>
(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	<u>2,027 単位</u>	(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	<u>2,014 単位</u>
(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	<u>1,893 単位</u>	(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	<u>1,881 単位</u>
(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	<u>1,217 単位</u>	(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	<u>1,209 単位</u>
ニ 共生型短期入所サービス費		ニ 共生型短期入所サービス費	
(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)	<u>766 単位</u>	(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)	<u>761 単位</u>
(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	<u>234 単位</u>	(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	<u>233 単位</u>
(3) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)	<u>964 単位</u>	(3) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)	<u>958 単位</u>

(4) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅱ）	<u>435 単位</u>	(4) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅱ）	<u>432 単位</u>
ホ 基準該当短期入所サービス費		ホ 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費（Ⅰ）	<u>766 単位</u>	(1) 基準該当短期入所サービス費（Ⅰ）	<u>761 単位</u>
(2) 基準該当短期入所サービス費（Ⅱ）	<u>234 単位</u>	(2) 基準該当短期入所サービス費（Ⅱ）	<u>233 単位</u>
<u>《施設系サービス》</u>		<u>《施設系サービス》</u>	
施設入所支援		施設入所支援	
施設入所支援サービス費（1日につき）		施設入所支援サービス費（1日につき）	
イ 利用定員が 40 人以下		イ 利用定員が 40 人以下	
(1) 区分 6	<u>458 単位</u>	(1) 区分 6	<u>455 単位</u>
(2) 区分 5	<u>386 単位</u>	(2) 区分 5	<u>384 単位</u>
(3) 区分 4	<u>311 単位</u>	(3) 区分 4	<u>309 単位</u>
(4) 区分 3	<u>235 単位</u>	(4) 区分 3	<u>233 単位</u>
(5) 区分 2 以下	<u>170 単位</u>	(5) 区分 2 以下	<u>169 単位</u>
ロ 利用定員が 41 人以上 60 人以下		ロ 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(1) 区分 6	<u>359 単位</u>	(1) 区分 6	<u>357 単位</u>
(2) 区分 5	<u>300 単位</u>	(2) 区分 5	<u>298 単位</u>
(3) 区分 4	<u>238 単位</u>	(3) 区分 4	<u>236 単位</u>
(4) 区分 3	<u>187 単位</u>	(4) 区分 3	<u>186 単位</u>
(5) 区分 2 以下	<u>148 単位</u>	(5) 区分 2 以下	<u>147 単位</u>
ハ 利用定員が 61 人以上 80 人以下		ハ 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(1) 区分 6	<u>298 単位</u>	(1) 区分 6	<u>296 単位</u>
(2) 区分 5	<u>250 単位</u>	(2) 区分 5	<u>248 単位</u>
(3) 区分 4	<u>200 単位</u>	(3) 区分 4	<u>199 単位</u>

(4) 区分3	<u>164 単位</u>	(4) 区分3	<u>163 単位</u>
(5) 区分2以下	<u>134 単位</u>	(5) 区分2以下	<u>133 単位</u>
ニ 利用定員が81人以上		ニ 利用定員が81人以上	
(1) 区分6	<u>272 単位</u>	(1) 区分6	<u>270 単位</u>
(2) 区分5	<u>225 単位</u>	(2) 区分5	<u>224 単位</u>
(3) 区分4	<u>180 単位</u>	(3) 区分4	<u>179 単位</u>
(4) 区分3	<u>148 単位</u>	(4) 区分3	<u>147 単位</u>
(5) 区分2以下	<u>127 単位</u>	(5) 区分2以下	<u>126 単位</u>
<u>《居住系サービス》</u>		<u>《居住系サービス》</u>	
第1 共同生活援助		第1 共同生活援助	
1 介護サービス包括型共同生活援助サービス費（1日につき）		1 介護サービス包括型共同生活援助サービス費（1日につき）	
イ 共同生活援助サービス費（I）		イ 共同生活援助サービス費（I）	
(1) 区分6	<u>666 単位</u>	(1) 区分6	<u>661 単位</u>
(2) 区分5	<u>551 単位</u>	(2) 区分5	<u>547 単位</u>
(3) 区分4	<u>470 単位</u>	(3) 区分4	<u>467 単位</u>
(4) 区分3	<u>384 単位</u>	(4) 区分3	<u>381 単位</u>
(5) 区分2	<u>294 単位</u>	(5) 区分2	<u>292 単位</u>
(6) 区分1以下	<u>244 単位</u>	(6) 区分1以下	<u>242 単位</u>
ロ 共同生活援助サービス費（II）		ロ 共同生活援助サービス費（II）	
(1) 区分6	<u>615 単位</u>	(1) 区分6	<u>611 単位</u>
(2) 区分5	<u>499 単位</u>	(2) 区分5	<u>496 単位</u>
(3) 区分4	<u>420 単位</u>	(3) 区分4	<u>417 単位</u>
(4) 区分3	<u>333 単位</u>	(4) 区分3	<u>331 単位</u>

(5) 区分2	<u>244 単位</u>	(5) 区分2	<u>242 単位</u>
(6) 区分1以下	<u>199 単位</u>	(6) 区分1以下	<u>198 単位</u>
ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ)		ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ)	
(1) 区分6	<u>582 単位</u>	(1) 区分6	<u>578 単位</u>
(2) 区分5	<u>466 単位</u>	(2) 区分5	<u>463 単位</u>
(3) 区分4	<u>386 単位</u>	(3) 区分4	<u>383 単位</u>
(4) 区分3	<u>300 単位</u>	(4) 区分3	<u>298 単位</u>
(5) 区分2	<u>210 単位</u>	(5) 区分2	<u>209 単位</u>
(6) 区分1以下	<u>171 単位</u>	(6) 区分1以下	<u>170 単位</u>
ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ)		ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ)	
(1) 区分6	<u>696 単位</u>	(1) 区分6	<u>691 単位</u>
(2) 区分5	<u>581 単位</u>	(2) 区分5	<u>577 単位</u>
(3) 区分4	<u>500 単位</u>	(3) 区分4	<u>497 単位</u>
(4) 区分3	<u>414 単位</u>	(4) 区分3	<u>411 単位</u>
(5) 区分2	<u>324 単位</u>	(5) 区分2	<u>322 単位</u>
(6) 区分1以下	<u>274 単位</u>	(6) 区分1以下	<u>272 単位</u>
ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)		ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	
(1) 4:1の場合		(1) 4:1の場合	
(一) 区分6	<u>443 単位</u>	(一) 区分6	<u>440 単位</u>
(二) 区分5	<u>397 単位</u>	(二) 区分5	<u>394 単位</u>
(三) 区分4	<u>363 単位</u>	(三) 区分4	<u>361 単位</u>
(2) 5:1の場合		(2) 5:1の場合	
(一) 区分6	<u>392 単位</u>	(一) 区分6	<u>389 単位</u>
(二) 区分5	<u>345 単位</u>	(二) 区分5	<u>343 単位</u>

(三) 区分4	<u>313 単位</u>	(三) 区分4	<u>311 単位</u>
(3) 6:1の場合		(3) 6:1の場合	
(一) 区分6	<u>358 単位</u>	(一) 区分6	<u>356 単位</u>
(二) 区分5	<u>312 単位</u>	(二) 区分5	<u>310 単位</u>
(三) 区分4	<u>280 単位</u>	(三) 区分4	<u>278 単位</u>
1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(1日につき)		1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(1日につき)	
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I)		イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I)	
(1) 区分6	<u>1,104 単位</u>	(1) 区分6	<u>1,098 単位</u>
(2) 区分5	<u>988 単位</u>	(2) 区分5	<u>982 単位</u>
(3) 区分4	<u>906 単位</u>	(3) 区分4	<u>901 単位</u>
(4) 区分3	<u>721 単位</u>	(4) 区分3	<u>717 単位</u>
ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(II)		ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(II)	
(1) 区分6	<u>1,020 単位</u>	(1) 区分6	<u>1,014 単位</u>
(2) 区分5	<u>903 単位</u>	(2) 区分5	<u>898 単位</u>
(3) 区分4	<u>821 単位</u>	(3) 区分4	<u>816 単位</u>
(4) 区分3	<u>637 単位</u>	(4) 区分3	<u>633 単位</u>
ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(III)		ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(III)	
(1) 区分6	<u>968 単位</u>	(1) 区分6	<u>963 単位</u>
(2) 区分5	<u>851 単位</u>	(2) 区分5	<u>846 単位</u>
(3) 区分4	<u>769 単位</u>	(3) 区分4	<u>765 単位</u>
(4) 区分3	<u>585 単位</u>	(4) 区分3	<u>582 単位</u>
ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(IV)		ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(IV)	
(1) 区分6	<u>1,134 単位</u>	(1) 区分6	<u>1,128 単位</u>
(2) 区分5	<u>1,018 単位</u>	(2) 区分5	<u>1,012 単位</u>

(3) 区分4	<u>936 単位</u>	(3) 区分4	<u>931 単位</u>
(4) 区分3	<u>751 単位</u>	(4) 区分3	<u>747 単位</u>
ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合		ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	
(1) 3 : 1 の場合		(1) 3 : 1 の場合	
(一) 区分6	<u>909 単位</u>	(一) 区分6	<u>904 単位</u>
(二) 区分5	<u>792 単位</u>	(二) 区分5	<u>788 単位</u>
(三) 区分4	<u>711 単位</u>	(三) 区分4	<u>707 単位</u>
(四) 区分3	<u>624 単位</u>	(四) 区分3	<u>620 単位</u>
(五) 区分2	<u>459 単位</u>	(五) 区分2	<u>456 単位</u>
(六) 区分1以下	<u>399 単位</u>	(六) 区分1以下	<u>397 単位</u>
(2) 4 : 1 の場合		(2) 4 : 1 の場合	
(一) 区分6	<u>825 単位</u>	(一) 区分6	<u>820 単位</u>
(二) 区分5	<u>708 単位</u>	(二) 区分5	<u>704 単位</u>
(三) 区分4	<u>626 単位</u>	(三) 区分4	<u>622 単位</u>
(四) 区分3	<u>539 単位</u>	(四) 区分3	<u>536 単位</u>
(五) 区分2	<u>373 単位</u>	(五) 区分2	<u>371 単位</u>
(六) 区分1以下	<u>323 単位</u>	(六) 区分1以下	<u>321 単位</u>
(3) 5 : 1 の場合		(3) 5 : 1 の場合	
(一) 区分6	<u>773 単位</u>	(一) 区分6	<u>769 単位</u>
(二) 区分5	<u>656 単位</u>	(二) 区分5	<u>652 単位</u>
(三) 区分4	<u>574 単位</u>	(三) 区分4	<u>571 単位</u>
(四) 区分3	<u>488 単位</u>	(四) 区分3	<u>485 単位</u>
(五) 区分2	<u>323 単位</u>	(五) 区分2	<u>321 単位</u>
(六) 区分1以下	<u>279 単位</u>	(六) 区分1以下	<u>277 単位</u>

<p>へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居で過ごす者)</p> <p>(1) 3 : 1 の場合</p> <p>(一) 区分6 <u>697 単位</u></p> <p>(二) 区分5 <u>650 単位</u></p> <p>(三) 区分4 <u>616 単位</u></p> <p>(2) 4 : 1 の場合</p> <p>(一) 区分6 <u>611 単位</u></p> <p>(二) 区分5 <u>565 単位</u></p> <p>(三) 区分4 <u>532 単位</u></p> <p>(3) 5 : 1 の場合</p> <p>(一) 区分6 <u>560 単位</u></p> <p>(二) 区分5 <u>514 単位</u></p> <p>(三) 区分4 <u>481 単位</u></p>	<p>へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居で過ごす者)</p> <p>(1) 3 : 1 の場合</p> <p>(一) 区分6 <u>693 単位</u></p> <p>(二) 区分5 <u>646 単位</u></p> <p>(三) 区分4 <u>613 単位</u></p> <p>(2) 4 : 1 の場合</p> <p>(一) 区分6 <u>608 単位</u></p> <p>(二) 区分5 <u>562 単位</u></p> <p>(三) 区分4 <u>529 単位</u></p> <p>(3) 5 : 1 の場合</p> <p>(一) 区分6 <u>557 単位</u></p> <p>(二) 区分5 <u>511 単位</u></p> <p>(三) 区分4 <u>478 単位</u></p>
<p>ト 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)</p> <p>(1) 3 : 1 の場合</p> <p>(一) 区分6 <u>604 単位</u></p> <p>(二) 区分5 <u>557 単位</u></p> <p>(三) 区分4 <u>524 単位</u></p> <p>(2) 4 : 1 の場合</p> <p>(一) 区分6 <u>519 単位</u></p> <p>(二) 区分5 <u>473 単位</u></p> <p>(三) 区分4 <u>439 単位</u></p>	<p>ト 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)</p> <p>(1) 3 : 1 の場合</p> <p>(一) 区分6 <u>601 単位</u></p> <p>(二) 区分5 <u>554 単位</u></p> <p>(三) 区分4 <u>521 単位</u></p> <p>(2) 4 : 1 の場合</p> <p>(一) 区分6 <u>516 単位</u></p> <p>(二) 区分5 <u>470 単位</u></p> <p>(三) 区分4 <u>437 単位</u></p>

(3) 5 : 1 の場合		(3) 5 : 1 の場合	
(一) 区分 6	<u>468 単位</u>	(一) 区分 6	<u>465 単位</u>
(二) 区分 5	<u>421 単位</u>	(二) 区分 5	<u>419 単位</u>
(三) 区分 4	<u>388 単位</u>	(三) 区分 4	<u>386 単位</u>
チ 体験利用の場合		チ 体験利用の場合	
(1) 区分 6	<u>939 単位</u>	(1) 区分 6	<u>934 単位</u>
(2) 区分 5	<u>823 単位</u>	(2) 区分 5	<u>818 単位</u>
(3) 区分 4	<u>741 単位</u>	(3) 区分 4	<u>737 単位</u>
(4) 区分 3	<u>654 単位</u>	(4) 区分 3	<u>650 単位</u>
(5) 区分 2	<u>489 単位</u>	(5) 区分 2	<u>486 単位</u>
(6) 区分 1 以下	<u>429 単位</u>	(6) 区分 1 以下	<u>427 単位</u>
1 の 2 の 2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1 日につき）		1 の 2 の 2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1 日につき）	
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）	<u>244 単位</u>	イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）	<u>242 単位</u>
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）	<u>199 単位</u>	ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）	<u>198 単位</u>
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）	<u>171 単位</u>	ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）	<u>170 単位</u>
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅳ）	<u>114 単位</u>	ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅳ）	<u>113 単位</u>
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ）	<u>274 単位</u>	ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ）	<u>272 単位</u>
1 の 3 受託居宅介護サービス費		1 の 3 受託居宅介護サービス費	
イ（略）		イ（略）	
ロ 所要時間 15 分以上 30 分未満の場合	<u>192 単位</u>	ロ 所要時間 15 分以上 30 分未満の場合	<u>191 単位</u>
ハ 所要時間 30 分以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>261 単位</u> に所要時間 30 分から計算して所要時間が 15 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数		ハ 所要時間 30 分以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>260 単位</u> に所要時間 30 分から計算して所要時間が 15 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数	

ニ 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 559 単位に所要時間 1 時間 30 分
から計算して所要時間が 15 分を増すごとに 36 単位を加算した単位数

第 2 自立生活援助

自立生活援助サービス費

イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,556 単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 1,089 単位

ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,165 単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 816 単位

《訓練系・就労系サービス》

第 1 自立訓練(機能訓練)

機能訓練サービス費(1日につき)

イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)

(1) 利用定員が 20 人以下 795 単位

(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 710 単位

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 675 単位

(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 647 単位

(5) 利用定員が 81 人以上 610 単位

ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)

(1) 所要時間 1 時間未満の場合 249 単位

(2) 所要時間 1 時間以上の場合 571 単位

ニ 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 557 単位に所要時間 1 時間 30 分
から計算して所要時間が 15 分を増すごとに 36 単位を加算した単位数

第 2 自立生活援助

自立生活援助サービス費

イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,547 単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 1,083 単位

ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,158 単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 811 単位

《訓練系・就労系サービス》

第 1 自立訓練(機能訓練)

機能訓練サービス費(1日につき)

イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)

(1) 利用定員が 20 人以下 791 単位

(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 707 単位

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 672 単位

(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 644 単位

(5) 利用定員が 81 人以上 607 単位

ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)

(1) 所要時間 1 時間未満の場合 248 単位

(2) 所要時間 1 時間以上の場合 570 単位

(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	<u>734 単位</u>	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	<u>732 単位</u>
ハ 共生型機能訓練サービス費	<u>699 単位</u>	ハ 共生型機能訓練サービス費	<u>696 単位</u>
ニ 基準該当機能訓練サービス費	<u>699 単位</u>	ニ 基準該当機能訓練サービス費	<u>696 単位</u>
第2 自立訓練（生活訓練）		第2 自立訓練（生活訓練）	
生活訓練サービス費（1日につき）		生活訓練サービス費（1日につき）	
イ 生活訓練サービス費（I）		イ 生活訓練サービス費（I）	
(1) 利用定員が20人以下	<u>747 単位</u>	(1) 利用定員が20人以下	<u>744 単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>667 単位</u>	(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>664 単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	<u>634 単位</u>	(3) 利用定員が41人以上60人以下	<u>631 単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>609 単位</u>	(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>606 単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	<u>572 単位</u>	(5) 利用定員が81人以上	<u>570 単位</u>
ロ 生活訓練サービス費（II）		ロ 生活訓練サービス費（II）	
(1) 所要時間1時間未満の場合	<u>249 単位</u>	(1) 所要時間1時間未満の場合	<u>248 単位</u>
(2) 所要時間1時間以上の場合	<u>571 単位</u>	(2) 所要時間1時間以上の場合	<u>570 単位</u>
(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	<u>734 単位</u>	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	<u>732 単位</u>
ハ 生活訓練サービス費（III）		ハ 生活訓練サービス費（III）	
(1) 利用期間が2年間以内の場合	<u>270 単位</u>	(1) 利用期間が2年間以内の場合	<u>268 単位</u>
(2) 利用期間が2年間を超える場合	<u>163 単位</u>	(2) 利用期間が2年間を超える場合	<u>162 単位</u>
ニ 生活訓練サービス費（IV）		ニ 生活訓練サービス費（IV）	
(1) 利用期間が3年間以内の場合	<u>270 単位</u>	(1) 利用期間が3年間以内の場合	<u>268 単位</u>
(2) 利用期間が3年間を超える場合	<u>163 単位</u>	(2) 利用期間が3年間を超える場合	<u>162 単位</u>
ホ 共生型生活訓練サービス費	<u>664 単位</u>	ホ 共生型生活訓練サービス費	<u>661 単位</u>
ヘ 基準該当生活訓練サービス費	<u>664 単位</u>	ヘ 基準該当生活訓練サービス費	<u>661 単位</u>

第3 就労移行支援

就労移行支援サービス費（1日につき）

イ 就労移行支援サービス費（I）

(1) 利用定員が20人以下

(一) 就労定着者の割合が100分の50以上 1,094 単位

(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満 939 単位

(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満 811 単位

(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満 689 単位

(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満 567 単位

(六) 就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。） 527 単位

(七) 就労定着者の割合が零 502 単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 就労定着者の割合が100分の50以上 1,004 単位

(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満 845 単位

(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満 717 単位

(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満 630 単位

(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満 515 単位

(六) 就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。） 466 単位

(七) 就労定着者の割合が零 444 単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(一) 就労定着者の割合が100分の50以上 973 単位

(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満 821 単位

(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満 685 単位

第3 就労移行支援

就労移行支援サービス費（1日につき）

イ 就労移行支援サービス費（I）

(1) 利用定員が20人以下

(一) 就労定着者の割合が100分の50以上 1,089 単位

(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満 935 単位

(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満 807 単位

(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満 686 単位

(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満 564 単位

(六) 就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。） 524 単位

(七) 就労定着者の割合が零 500 単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 999 単位

(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満 841 単位

(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満 714 単位

(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満 627 単位

(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満 513 単位

(六) 就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。） 464 単位

(七) 就労定着者の割合が零 442 単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(一) 就労定着者の割合が100分の50以上 968 単位

(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満 817 単位

(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満 682 単位

(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	<u>595 単位</u>	(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	<u>592 単位</u>
(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	<u>506 単位</u>	(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	<u>504 単位</u>
(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満 (零の場合を除く。)	<u>445 単位</u>	(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満 (零の場合を除く。)	<u>443 単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零	<u>424 単位</u>	(七) 就労定着者の割合が零	<u>422 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	<u>919 単位</u>	(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	<u>915 単位</u>
(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満	<u>780 単位</u>	(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満	<u>776 単位</u>
(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	<u>639 単位</u>	(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	<u>636 単位</u>
(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	<u>543 単位</u>	(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	<u>540 単位</u>
(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	<u>485 単位</u>	(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	<u>483 単位</u>
(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満 (零の場合を除く。)	<u>416 単位</u>	(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満 (零の場合を除く。)	<u>414 単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零	<u>396 単位</u>	(七) 就労定着者の割合が零	<u>394 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	
(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	<u>887 単位</u>	(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	<u>883 単位</u>
(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満	<u>744 単位</u>	(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満	<u>740 単位</u>
(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	<u>600 単位</u>	(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	<u>597 単位</u>
(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	<u>497 単位</u>	(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	<u>495 単位</u>
(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	<u>468 単位</u>	(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	<u>466 単位</u>
(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満 (零の場合を除く。)	<u>389 単位</u>	(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満 (零の場合を除く。)	<u>387 単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零	<u>371 単位</u>	(七) 就労定着者の割合が零	<u>369 単位</u>
ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)		ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が 20 人以下		(1) 利用定員が 20 人以下	
(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	<u>714 単位</u>	(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	<u>710 単位</u>
(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満	<u>612 単位</u>	(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満	<u>609 単位</u>

(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	<u>529 単位</u>	(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	<u>526 単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	<u>449 単位</u>	(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	<u>447 単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	<u>369 単位</u>	(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	<u>367 単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。）	<u>343 単位</u>	(六) 就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。）	<u>341 単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零	<u>327 単位</u>	(七) 就労定着者の割合が零	<u>325 単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上	<u>658 単位</u>	(一) 就労定着者の割合が100分の50以上	<u>655 単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	<u>556 単位</u>	(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	<u>553 単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	<u>471 単位</u>	(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	<u>469 単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	<u>414 単位</u>	(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	<u>412 単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	<u>339 単位</u>	(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	<u>337 単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。）	<u>306 単位</u>	(六) 就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。）	<u>304 単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零	<u>292 単位</u>	(七) 就労定着者の割合が零	<u>290 単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上	<u>625 単位</u>	(一) 就労定着者の割合が100分の50以上	<u>622 単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	<u>529 単位</u>	(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	<u>526 単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	<u>441 単位</u>	(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	<u>439 単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	<u>383 単位</u>	(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	<u>381 単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	<u>326 単位</u>	(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	<u>324 単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。）	<u>287 単位</u>	(六) 就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。）	<u>285 単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零	<u>272 単位</u>	(七) 就労定着者の割合が零	<u>271 単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上	<u>618 単位</u>	(一) 就労定着者の割合が100分の50以上	<u>615 単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	<u>524 単位</u>	(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	<u>521 単位</u>

(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	<u>430 単位</u>	(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	<u>428 単位</u>
(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	<u>365 単位</u>	(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	<u>363 単位</u>
(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	<u>326 単位</u>	(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	<u>324 単位</u>
(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満 (零の場合を除く。)	<u>278 単位</u>	(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満 (零の場合を除く。)	<u>277 単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零	<u>266 単位</u>	(七) 就労定着者の割合が零	<u>265 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	
(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	<u>614 単位</u>	(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	<u>611 単位</u>
(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満	<u>515 単位</u>	(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満	<u>512 単位</u>
(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	<u>416 単位</u>	(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	<u>414 単位</u>
(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	<u>344 単位</u>	(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	<u>342 単位</u>
(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	<u>324 単位</u>	(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	<u>322 単位</u>
(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満 (零の場合を除く。)	<u>269 単位</u>	(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満 (零の場合を除く。)	<u>268 単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零	<u>257 単位</u>	(七) 就労定着者の割合が零	<u>256 単位</u>
第 4 就労継続支援 A 型		第 4 就労継続支援 A 型	
就労継続支援 A 型サービス費 (1 日につき)		就労継続支援 A 型サービス費 (1 日につき)	
イ 就労継続支援 A 型サービス費 (I)		イ 就労継続支援 A 型サービス費 (I)	
(1) 利用定員が 20 人以下		(1) 利用定員が 20 人以下	
(一) 1 日の平均労働時間数が 7 時間以上の場合	<u>618 単位</u>	(一) 1 日の平均労働時間数が 7 時間以上の場合	<u>615 単位</u>
(二) 1 日の平均労働時間数が 6 時間以上 7 時間未満の場合	<u>606 単位</u>	(二) 1 日の平均労働時間数が 6 時間以上 7 時間未満の場合	<u>603 単位</u>
(三) 1 日の平均労働時間数が 5 時間以上 6 時間未満の場合	<u>597 単位</u>	(三) 1 日の平均労働時間数が 5 時間以上 6 時間未満の場合	<u>594 単位</u>
(四) 1 日の平均労働時間数が 4 時間以上 5 時間未満の場合	<u>589 単位</u>	(四) 1 日の平均労働時間数が 4 時間以上 5 時間未満の場合	<u>586 単位</u>
(五) 1 日の平均労働時間数が 3 時間以上 4 時間未満の場合	<u>501 単位</u>	(五) 1 日の平均労働時間数が 3 時間以上 4 時間未満の場合	<u>498 単位</u>
(六) 1 日の平均労働時間数が 2 時間以上 3 時間未満の場合	<u>412 単位</u>	(六) 1 日の平均労働時間数が 2 時間以上 3 時間未満の場合	<u>410 単位</u>

(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>324 単位</u>	(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>322 単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>549 単位</u>	(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>546 単位</u>
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>539 単位</u>	(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>536 単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>531 単位</u>	(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>528 単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>524 単位</u>	(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>521 単位</u>
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>445 単位</u>	(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>443 単位</u>
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>366 単位</u>	(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>364 単位</u>
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>287 単位</u>	(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>286 単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>516 単位</u>	(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>513 単位</u>
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>506 単位</u>	(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>503 単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>499 単位</u>	(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>496 単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>492 単位</u>	(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>489 単位</u>
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>417 単位</u>	(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>415 単位</u>
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>343 単位</u>	(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>341 単位</u>
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>269 単位</u>	(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>268 単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>506 単位</u>	(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>503 単位</u>
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>497 単位</u>	(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>494 単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>490 単位</u>	(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>487 単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>482 単位</u>	(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>480 単位</u>
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>410 単位</u>	(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>408 単位</u>
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>337 単位</u>	(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>335 単位</u>

(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>264 単位</u>	(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>263 単位</u>
(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>490 単位</u>	(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>487 単位</u>
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>479 単位</u>	(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>477 単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>472 単位</u>	(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>470 単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>466 単位</u>	(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>464 単位</u>
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>395 単位</u>	(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>393 単位</u>
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>326 単位</u>	(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>324 単位</u>
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>256 単位</u>	(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>255 単位</u>
□ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)		□ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下		(1) 利用定員が20人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>563 単位</u>	(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>560 単位</u>
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>552 単位</u>	(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>549 単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>544 単位</u>	(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>541 単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>537 単位</u>	(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>534 単位</u>
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>456 単位</u>	(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>454 単位</u>
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>375 単位</u>	(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>373 単位</u>
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>295 単位</u>	(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>293 単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>502 単位</u>	(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>499 単位</u>
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>493 単位</u>	(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>490 単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>485 単位</u>	(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>483 単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>478 単位</u>	(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>476 単位</u>
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>405 単位</u>	(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>403 単位</u>

(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>334 単位</u>	(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>332 単位</u>
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>262 単位</u>	(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>261 単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>466 単位</u>	(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>464 単位</u>
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>457 単位</u>	(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>455 単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>450 単位</u>	(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>448 単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>444 単位</u>	(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>442 単位</u>
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>377 単位</u>	(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>375 単位</u>
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>311 単位</u>	(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>309 単位</u>
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>244 単位</u>	(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>243 単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>456 単位</u>	(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>454 単位</u>
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>447 単位</u>	(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>445 単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>441 単位</u>	(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>439 単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>435 単位</u>	(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>433 単位</u>
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>369 単位</u>	(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>367 単位</u>
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>304 単位</u>	(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>302 単位</u>
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>239 単位</u>	(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>238 単位</u>
(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>440 単位</u>	(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	<u>438 単位</u>
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>432 単位</u>	(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	<u>430 単位</u>
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>426 単位</u>	(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	<u>424 単位</u>
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>420 単位</u>	(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	<u>418 単位</u>
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>356 単位</u>	(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	<u>354 単位</u>

(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>294 単位</u>	(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	<u>292 単位</u>
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>230 単位</u>	(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	<u>229 単位</u>
第5 就労継続支援B型		第5 就労継続支援B型	
就労継続支援B型サービス費（1日につき）		就労継続支援B型サービス費（1日につき）	
イ 就労継続支援B型サービス費（I）		イ 就労継続支援B型サービス費（I）	
(1) 利用定員が20人以下		(1) 利用定員が20人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>649 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>645 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>624 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>621 単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>612 単位</u>	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>609 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>600 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>597 単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>589 単位</u>	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>586 単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>574 単位</u>	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>571 単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>565 単位</u>	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>562 単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>575 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>572 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>555 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>552 単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>544 単位</u>	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>541 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>534 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>531 単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>524 単位</u>	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>521 単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>511 単位</u>	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>508 単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>503 単位</u>	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>500 単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>540 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>537 単位</u>

(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>521 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>518 単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>511 単位</u>	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>508 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>501 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>498 単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>492 単位</u>	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>489 単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>479 単位</u>	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>476 単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>472 単位</u>	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>469 単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>530 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>527 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>511 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>508 単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>502 単位</u>	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>499 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>492 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>489 単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>483 単位</u>	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>480 単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>471 単位</u>	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>468 単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>463 単位</u>	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>460 単位</u>
(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>513 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>510 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>494 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>491 単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>485 単位</u>	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>482 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>476 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>473 単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>467 単位</u>	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>464 単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>454 単位</u>	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>452 単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>447 単位</u>	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>445 単位</u>
□ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)		□ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下		(1) 利用定員が20人以下	

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>590 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>587 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>568 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>565 単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>558 単位</u>	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>555 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>547 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>544 単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>537 単位</u>	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>534 単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>523 単位</u>	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>520 単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>515 単位</u>	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>512 単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>526 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>523 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>507 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>504 単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>497 単位</u>	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>494 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>488 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>485 単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>479 単位</u>	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>476 単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>467 単位</u>	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>464 単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>460 単位</u>	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>457 単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>489 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>486 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>471 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>468 単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>462 単位</u>	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>459 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>452 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>450 単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>444 単位</u>	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>442 単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>433 単位</u>	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>431 単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>426 単位</u>	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>424 単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下	

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>479 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>476 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>461 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>458 単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>452 単位</u>	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>450 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>443 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>441 単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>435 単位</u>	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>433 単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>424 単位</u>	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>422 単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>417 単位</u>	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>415 単位</u>
(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>462 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>459 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>444 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>442 単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>436 単位</u>	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>434 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>428 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>426 単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>420 単位</u>	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>418 単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>409 単位</u>	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>407 単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>403 単位</u>	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>401 単位</u>
第6 就労定着支援		第6 就労定着支援	
就労定着支援サービス費（1月につき）		就労定着支援サービス費（1月につき）	
イ 利用者数が20人以下		イ 利用者数が20人以下	
(1) 就労定着率が9割以上の場合	<u>3,215 単位</u>	(1) 就労定着率が9割以上の場合	<u>3,200 単位</u>
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>2,652 単位</u>	(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>2,640 単位</u>
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>2,130 単位</u>	(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>2,120 単位</u>
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,607 単位</u>	(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,600 単位</u>
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,366 単位</u>	(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,360 単位</u>

(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	<u>1,206 単位</u>	(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	<u>1,200 単位</u>
(7) 就労定着率が1割未満の場合	<u>1,045 単位</u>	(7) 就労定着率が1割未満の場合	<u>1,040 単位</u>
ロ 利用者数が21人以上40人以下		ロ 利用者数が21人以上40人以下	
(1) 就労定着率が9割以上の場合	<u>2,572 単位</u>	(1) 就労定着率が9割以上の場合	<u>2,560 単位</u>
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>2,122 単位</u>	(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>2,112 単位</u>
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>1,704 単位</u>	(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>1,696 単位</u>
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,286 単位</u>	(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,280 単位</u>
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,093 単位</u>	(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,088 単位</u>
(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	<u>964 単位</u>	(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	<u>960 単位</u>
(7) 就労定着率が1割未満の場合	<u>836 単位</u>	(7) 就労定着率が1割未満の場合	<u>832 単位</u>
ハ 利用者数が41人以上		ハ 利用者数が41人以上	
(1) 就労定着率が9割以上の場合	<u>2,411 単位</u>	(1) 就労定着率が9割以上の場合	<u>2,400 単位</u>
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>1,989 単位</u>	(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>1,980 単位</u>
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>1,597 単位</u>	(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>1,590 単位</u>
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,206 単位</u>	(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,200 単位</u>
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,025 単位</u>	(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,020 単位</u>
(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	<u>904 単位</u>	(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	<u>900 単位</u>
(7) 就労定着率が1割未満の場合	<u>784 単位</u>	(7) 就労定着率が1割未満の場合	<u>780 単位</u>
《相談系サービス》		《相談系サービス》	
第1 計画相談支援費		第1 計画相談支援費	
イ サービス利用支援費		イ サービス利用支援費	
(1) サービス利用支援費(I)	<u>1,462 単位</u>	(1) サービス利用支援費(I)	<u>1,458 単位</u>
(2) サービス利用支援費(II)	<u>731 単位</u>	(2) サービス利用支援費(II)	<u>729 単位</u>

<p>□ 継続サービス利用支援費</p> <p>(1) 継続サービス利用支援費(I) <u>1,211 単位</u></p> <p>(2) 継続サービス利用支援費(II) <u>605 単位</u></p> <p>注1) 居宅介護支援費重複減算 (I)</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1月につき所定単位数から減算する。</p> <p>(1) サービス利用支援費(I) <u>553 単位</u></p> <p>(2) 継続サービス利用支援費(I) <u>604 単位</u></p> <p>注2) 居宅介護支援費重複減算 (II)</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1月につき所定単位数から減算する。</p> <p>(1) サービス利用支援費(I) <u>856 単位</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 継続サービス利用支援費(I) <u>907 単位</u></p> <p>(4) 継続サービス利用支援費(II) <u>301 単位</u></p> <p>第2 障害児相談支援費</p> <p>イ 障害児支援利用援助費</p> <p>(1) 障害児支援利用援助費(I) <u>1,625 単位</u></p> <p>(2) 障害児支援利用援助費(II) <u>814 単位</u></p> <p>□ 継続障害児支援利用援助費</p> <p>(1) 継続障害児支援利用援助費(I) <u>1,322 単位</u></p> <p>(2) 継続障害児支援利用援助費(II) <u>661 単位</u></p>	<p>□ 継続サービス利用支援費</p> <p>(1) 継続サービス利用支援費(I) <u>1,207 単位</u></p> <p>(2) 継続サービス利用支援費(II) <u>603 単位</u></p> <p>注1) 居宅介護支援費重複減算 (I)</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1月につき所定単位数から減算する。</p> <p>(1) サービス利用支援費(I) <u>552 単位</u></p> <p>(2) 継続サービス利用支援費(I) <u>602 単位</u></p> <p>注2) 居宅介護支援費重複減算 (II)</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1月につき所定単位数から減算する。</p> <p>(1) サービス利用支援費(I) <u>854 単位</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 継続サービス利用支援費(I) <u>904 単位</u></p> <p>(4) 継続サービス利用支援費(II) <u>300 単位</u></p> <p>第2 障害児相談支援費</p> <p>イ 障害児支援利用援助費</p> <p>(1) 障害児支援利用援助費(I) <u>1,620 単位</u></p> <p>(2) 障害児支援利用援助費(II) <u>811 単位</u></p> <p>□ 継続障害児支援利用援助費</p> <p>(1) 継続障害児支援利用援助費(I) <u>1,318 単位</u></p> <p>(2) 継続障害児支援利用援助費(II) <u>659 単位</u></p>
---	---

<p>第3 地域移行支援</p> <p>地域移行支援サービス費</p> <p>イ 地域移行支援サービス費(I) <u>3,059 単位</u></p> <p>ロ 地域移行支援サービス費(II) <u>2,347 単位</u></p> <p>第4 地域定着支援</p> <p>地域定着支援サービス費</p> <p>イ 体制確保費 <u>305 単位</u></p> <p>ロ 緊急時支援費</p> <p>(1) 緊急時支援費(I) <u>711 単位</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>≪障害児通所支援≫</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 利用定員が30人以下の場合 <u>1,085 単位</u></p> <p>(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 <u>1,004 単位</u></p> <p>(3) 利用定員が41人以上50人以下の場合 <u>929 単位</u></p> <p>(4) 利用定員が51人以上60人以下の場合 <u>858 単位</u></p> <p>(5) 利用定員が61人以上70人以下の場合 <u>829 単位</u></p> <p>(6) 利用定員が71人以上80人以下の場合 <u>803 単位</u></p> <p>(7) 利用定員が81人以上の場合 <u>777 単位</u></p>	<p>第3 地域移行支援</p> <p>地域移行支援サービス費</p> <p>イ 地域移行支援サービス費(I) <u>3,044 単位</u></p> <p>ロ 地域移行支援サービス費(II) <u>2,336 単位</u></p> <p>第4 地域定着支援</p> <p>地域定着支援サービス費</p> <p>イ 体制確保費 <u>304 単位</u></p> <p>ロ 緊急時支援費</p> <p>(1) 緊急時支援費(I) <u>709 単位</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>≪障害児通所支援≫</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 利用定員が30人以下の場合 <u>1,081 単位</u></p> <p>(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 <u>1,000 単位</u></p> <p>(3) 利用定員が41人以上50人以下の場合 <u>925 単位</u></p> <p>(4) 利用定員が51人以上60人以下の場合 <u>855 単位</u></p> <p>(5) 利用定員が61人以上70人以下の場合 <u>826 単位</u></p> <p>(6) 利用定員が71人以上80人以下の場合 <u>800 単位</u></p> <p>(7) 利用定員が81人以上の場合 <u>774 単位</u></p>
---	---

<p>ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>(1) 利用定員が 20 人以下の場合 <u>1,383 単位</u></p> <p>(2) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合 <u>1,190 単位</u></p> <p>(3) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 <u>1,074 単位</u></p> <p>(4) 利用定員が 41 人以上の場合 <u>974 単位</u></p>	<p>ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>(1) 利用定員が 20 人以下の場合 <u>1,377 単位</u></p> <p>(2) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合 <u>1,185 単位</u></p> <p>(3) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 <u>1,070 単位</u></p> <p>(4) 利用定員が 41 人以上の場合 <u>970 単位</u></p>
<p>ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>(1) 利用定員が 15 人以下の場合 <u>1,330 単位</u></p> <p>(2) 利用定員が 16 人以上 20 人以下の場合 <u>1,039 単位</u></p> <p>(3) 利用定員が 21 人以上の場合 <u>923 単位</u></p>	<p>ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>(1) 利用定員が 15 人以下の場合 <u>1,325 単位</u></p> <p>(2) 利用定員が 16 人以上 20 人以下の場合 <u>1,035 単位</u></p> <p>(3) 利用定員が 21 人以上の場合 <u>919 単位</u></p>
<p>ニ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>(一) 利用定員が 10 人以下の場合 <u>830 単位</u></p> <p>(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 <u>559 単位</u></p> <p>(三) 利用定員が 21 人以上の場合 <u>435 単位</u></p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>(一) 利用定員が 10 人以下の場合 <u>706 単位</u></p> <p>(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 <u>467 単位</u></p> <p>(三) 利用定員が 21 人以上の場合 <u>361 単位</u></p>	<p>ニ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>(一) 利用定員が 10 人以下の場合 <u>827 単位</u></p> <p>(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 <u>557 単位</u></p> <p>(三) 利用定員が 21 人以上の場合 <u>433 単位</u></p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>(一) 利用定員が 10 人以下の場合 <u>703 単位</u></p> <p>(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 <u>465 単位</u></p> <p>(三) 利用定員が 21 人以上の場合 <u>360 単位</u></p>

ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合		ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) 利用定員が5人の場合	<u>2,096 単位</u>	(1) 利用定員が5人の場合	<u>2,088 単位</u>
(2) 利用定員が6人の場合	<u>1,755 単位</u>	(2) 利用定員が6人の場合	<u>1,748 単位</u>
(3) 利用定員が7人の場合	<u>1,509 単位</u>	(3) 利用定員が7人の場合	<u>1,503 単位</u>
(4) 利用定員が8人の場合	<u>1,325 単位</u>	(4) 利用定員が8人の場合	<u>1,320 単位</u>
(5) 利用定員が9人の場合	<u>1,183 単位</u>	(5) 利用定員が9人の場合	<u>1,178 単位</u>
(6) 利用定員が10人の場合	<u>1,068 単位</u>	(6) 利用定員が10人の場合	<u>1,064 単位</u>
(7) 利用定員が11人以上の場合	<u>836 単位</u>	(7) 利用定員が11人以上の場合	<u>833 単位</u>
ヘ 共生型児童発達支援給付費	<u>562 単位</u>	ヘ 共生型児童発達支援給付費	<u>560 単位</u>
ト 基準該当児童発達支援給付費		ト 基準該当児童発達支援給付費	
(1) 基準該当児童発達支援給付費(I)	<u>667 単位</u>	(1) 基準該当児童発達支援給付費(I)	<u>664 単位</u>
(2) 基準該当児童発達支援給付費(II)	<u>562 単位</u>	(2) 基準該当児童発達支援給付費(II)	<u>560 単位</u>
第2 医療型児童発達支援		第2 医療型児童発達支援	
医療型児童発達支援給付費（1日につき）		医療型児童発達支援給付費（1日につき）	
イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	<u>388 単位</u>	イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	<u>386 単位</u>
ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	<u>500 単位</u>	ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	<u>498 単位</u>
ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	<u>337 単位</u>	ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	<u>335 単位</u>
ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発		ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発	

達支援を行う場合	449 単位	達支援を行う場合	447 単位
<p>第3 放課後等デイサービス 放課後等デイサービス給付費（1日につき）</p>		<p>第3 放課後等デイサービス 放課後等デイサービス給付費（1日につき）</p>	
<p>イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等 デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）</p>		<p>イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等 デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）</p>	
(1) 区分1の1		(1) 区分1の1	
(-) 利用定員が10人以下の場合	660 単位	(-) 利用定員が10人以下の場合	656 単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	443 単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	440 単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	333 単位	(三) 利用定員が21人以上の場合	331 単位
(2) 区分1の2		(2) 区分1の2	
(-) 利用定員が10人以下の場合	649 単位	(-) 利用定員が10人以下の場合	645 単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	433 単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	431 単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	326 単位	(三) 利用定員が21人以上の場合	324 単位
(3) 区分2の1		(3) 区分2の1	
(-) 利用定員が10人以下の場合	612 単位	(-) 利用定員が10人以下の場合	609 単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	407 単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	405 単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	306 単位	(三) 利用定員が21人以上の場合	304 単位
(4) 区分2の2		(4) 区分2の2	
(-) 利用定員が10人以下の場合	599 単位	(-) 利用定員が10人以下の場合	596 単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	398 単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	396 単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	299 単位	(三) 利用定員が21人以上の場合	297 単位
<p>ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサ ービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）</p>		<p>ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサ ービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）</p>	

(1) 区分 1		(1) 区分 1	
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	<u>792 単位</u>	(一) 利用定員が 10 人以下の場合	<u>787 単位</u>
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	<u>532 単位</u>	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	<u>529 単位</u>
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	<u>412 単位</u>	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	<u>410 単位</u>
(2) 区分 2		(2) 区分 2	
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	<u>730 単位</u>	(一) 利用定員が 10 人以下の場合	<u>726 単位</u>
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	<u>486 単位</u>	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	<u>483 単位</u>
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	<u>376 単位</u>	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	<u>374 単位</u>
ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合		ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 授業の終了後に行う場合		(1) 授業の終了後に行う場合	
(一) 利用定員が 5 人の場合	<u>1,754 単位</u>	(一) 利用定員が 5 人の場合	<u>1,744 単位</u>
(二) 利用定員が 6 人の場合	<u>1,466 単位</u>	(二) 利用定員が 6 人の場合	<u>1,458 単位</u>
(三) 利用定員が 7 人の場合	<u>1,262 単位</u>	(三) 利用定員が 7 人の場合	<u>1,255 単位</u>
(四) 利用定員が 8 人の場合	<u>1,107 単位</u>	(四) 利用定員が 8 人の場合	<u>1,101 単位</u>
(五) 利用定員が 9 人の場合	<u>988 単位</u>	(五) 利用定員が 9 人の場合	<u>982 単位</u>
(六) 利用定員が 10 人の場合	<u>892 単位</u>	(六) 利用定員が 10 人の場合	<u>887 単位</u>
(七) 利用定員が 11 人以上の場合	<u>685 単位</u>	(七) 利用定員が 11 人以上の場合	<u>681 単位</u>
(2) 休業日に行う場合		(2) 休業日に行う場合	
(一) 利用定員が 5 人の場合	<u>2,036 単位</u>	(一) 利用定員が 5 人の場合	<u>2,024 単位</u>
(二) 利用定員が 6 人の場合	<u>1,704 単位</u>	(二) 利用定員が 6 人の場合	<u>1,694 単位</u>
(三) 利用定員が 7 人の場合	<u>1,465 単位</u>	(三) 利用定員が 7 人の場合	<u>1,457 単位</u>
(四) 利用定員が 8 人の場合	<u>1,287 単位</u>	(四) 利用定員が 8 人の場合	<u>1,280 単位</u>
(五) 利用定員が 9 人の場合	<u>1,149 単位</u>	(五) 利用定員が 9 人の場合	<u>1,142 単位</u>
(六) 利用定員が 10 人の場合	<u>1,038 単位</u>	(六) 利用定員が 10 人の場合	<u>1,032 単位</u>

(七) 利用定員が 11 人以上の場合	<u>809 単位</u>	(七) 利用定員が 11 人以上の場合	<u>804 単位</u>
ニ 共生型放課後等デイサービス給付費		ニ 共生型放課後等デイサービス給付費	
(1) 授業の終了後に行う場合	<u>429 単位</u>	(1) 授業の終了後に行う場合	<u>427 単位</u>
(2) 休業日に行う場合	<u>554 単位</u>	(2) 休業日に行う場合	<u>551 単位</u>
ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費		ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	
(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)		(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)	
(一) 授業の終了後に行う場合	<u>533 単位</u>	(一) 授業の終了後に行う場合	<u>530 単位</u>
(二) 休業日に行う場合	<u>658 単位</u>	(二) 休業日に行う場合	<u>654 単位</u>
(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(II)		(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(II)	
(一) 授業の終了後に行う場合	<u>429 単位</u>	(一) 授業の終了後に行う場合	<u>427 単位</u>
(二) 休業日に行う場合	<u>554 単位</u>	(二) 休業日に行う場合	<u>551 単位</u>
第 4 居宅訪問型児童発達支援		第 4 居宅訪問型児童発達支援	
居宅訪問型児童発達支援給付費（1日につき）	<u>991 単位</u>	居宅訪問型児童発達支援給付費（1日につき）	<u>988 単位</u>
第 5 保育所等訪問支援		第 5 保育所等訪問支援	
保育所等訪問支援給付費（1日につき）	<u>991 単位</u>	保育所等訪問支援給付費（1日につき）	<u>988 単位</u>
《《障害児入所支援》》		《《障害児入所支援》》	
第 1 福祉型障害児入所施設		第 1 福祉型障害児入所施設	
福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）		福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）	
イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。 以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。 以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 5 人以上 9 人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単		(1) 入所定員が 5 人以上 9 人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単	

独施設であるとき	<u>897 単位</u>	独施設であるとき	<u>891 単位</u>
(2) 入所定員が 10 人の場合		(2) 入所定員が 10 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>784 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>779 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,617 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,606 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>897 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>891 単位</u>
(3) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合		(3) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>623 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>619 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,039 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,032 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>822 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>817 単位</u>
(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	<u>784 単位</u>	(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	<u>779 単位</u>
(5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	<u>655 単位</u>	(5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	<u>651 単位</u>
(6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>585 単位</u>	(6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>581 単位</u>
(7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>562 単位</u>	(7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>558 単位</u>
(8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>541 単位</u>	(8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>537 単位</u>
(9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>519 単位</u>	(9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>516 単位</u>
(10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>501 単位</u>	(10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>498 単位</u>
(11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	<u>480 単位</u>	(11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	<u>477 単位</u>
(12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	<u>477 単位</u>	(12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	<u>474 単位</u>
(13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	<u>475 単位</u>	(13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	<u>472 単位</u>
(14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	<u>472 単位</u>	(14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	<u>469 単位</u>
(15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	<u>469 単位</u>	(15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	<u>466 単位</u>
(16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	<u>466 単位</u>	(16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	<u>463 単位</u>

(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	<u>462 単位</u>	(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	<u>459 単位</u>
(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	<u>458 単位</u>	(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	<u>455 単位</u>
(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	<u>454 単位</u>	(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	<u>451 単位</u>
(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	<u>450 単位</u>	(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	<u>447 単位</u>
(21) 入所定員が 191 人以上の場合	<u>447 単位</u>	(21) 入所定員が 191 人以上の場合	<u>444 単位</u>
ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。 以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。 以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 30 人以下の場合	<u>792 単位</u>	(1) 入所定員が 30 人以下の場合	<u>787 単位</u>
(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	<u>723 単位</u>	(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	<u>718 単位</u>
(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>687 単位</u>	(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>682 単位</u>
(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>656 単位</u>	(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>652 単位</u>
(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>626 単位</u>	(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>622 単位</u>
(6) 入所定員が 71 人以上の場合	<u>596 単位</u>	(6) 入所定員が 71 人以上の場合	<u>592 単位</u>
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援 を行う場合		ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援 を行う場合	
(1) 入所定員が 5 人の場合		(1) 入所定員が 5 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,054 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,047 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>835 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>830 単位</u>
(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>766 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>761 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>835 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>830 単位</u>
(3) 入所定員が 10 人の場合		(3) 入所定員が 10 人の場合	

(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 766 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 761 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,608 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,597 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 835 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 830 単位
(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 586 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 582 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,150 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,142 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 761 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 756 単位
(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 544 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 540 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 965 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 959 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 761 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 756 単位
(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 487 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 484 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 864 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 858 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 736 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 731 単位
(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 458 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 455 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 736 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 731 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 736 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 731 単位

(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	<u>648 単位</u>	(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	<u>644 単位</u>
(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	<u>603 単位</u>	(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	<u>599 単位</u>
(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>529 単位</u>	(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>526 単位</u>
(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>510 単位</u>	(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>507 単位</u>
(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>492 単位</u>	(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>489 単位</u>
(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>473 単位</u>	(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>470 単位</u>
(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>456 単位</u>	(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>453 単位</u>
(15) 入所定員が 91 人以上の場合	<u>438 単位</u>	(15) 入所定員が 91 人以上の場合	<u>435 単位</u>
ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合		ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 5 人の場合		(1) 入所定員が 5 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,054 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,047 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>831 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>826 単位</u>
(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>785 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>780 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>831 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>826 単位</u>
(3) 入所定員が 10 人の場合		(3) 入所定員が 10 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>785 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>780 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,597 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,587 単位</u>

(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>831 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>826 単位</u>
(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合		(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>587 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>583 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,141 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,134 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>757 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>752 単位</u>
(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合		(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>547 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>543 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>963 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>957 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>757 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>752 単位</u>
(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合		(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>484 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>481 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>816 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>811 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>732 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>727 単位</u>
(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合		(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>461 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>458 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>732 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>727 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>732 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>727 単位</u>
(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	<u>645 単位</u>	(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	<u>641 単位</u>

(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	<u>600 単位</u>	(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	<u>596 単位</u>
(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>526 単位</u>	(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>523 単位</u>
(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>507 単位</u>	(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>504 単位</u>
(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>490 単位</u>	(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>487 単位</u>
(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>471 単位</u>	(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>468 単位</u>
(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>454 単位</u>	(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>451 単位</u>
(15) 入所定員が 91 人以上の場合	<u>437 単位</u>	(15) 入所定員が 91 人以上の場合	<u>434 単位</u>
ホ 主として肢体不自由（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		ホ 主として肢体不自由（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 50 人以下の場合	<u>752 単位</u>	(1) 入所定員が 50 人以下の場合	<u>747 単位</u>
(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>738 単位</u>	(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>733 単位</u>
(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>723 単位</u>	(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>718 単位</u>
(4) 入所定員が 71 人以上の場合	<u>707 単位</u>	(4) 入所定員が 71 人以上の場合	<u>702 単位</u>
第 2 医療型障害児入所施設		第 2 医療型障害児入所施設	
医療型障害児入所施設給付費（1 日につき）		医療型障害児入所施設給付費（1 日につき）	
イ 指定医療型障害児入所施設の場合（口に該当する場合を除く。）		イ 指定医療型障害児入所施設の場合（口に該当する場合を除く。）	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	<u>351 単位</u>	(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	<u>349 単位</u>
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>174 単位</u>	(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>173 単位</u>
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>913 単位</u>	(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>909 単位</u>
ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合		ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合		(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60 日目まで	<u>419 単位</u>	(一) 60 日目まで	<u>417 単位</u>

(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>383 単位</u>	(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>381 単位</u>
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>351 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>349 単位</u>
(四) 181 日目以降	<u>318 単位</u>	(四) 181 日目以降	<u>317 単位</u>
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60 日目まで	<u>205 単位</u>	(一) 60 日目まで	<u>204 単位</u>
(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>189 単位</u>	(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>188 単位</u>
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>174 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>173 単位</u>
(四) 181 日目以降	<u>159 単位</u>	(四) 181 日目以降	<u>158 単位</u>
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60 日目まで	<u>1,100 単位</u>	(一) 60 日目まで	<u>1,095 単位</u>
(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>1,002 単位</u>	(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>997 単位</u>
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>913 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>909 単位</u>
(四) 181 日目以降	<u>824 単位</u>	(四) 181 日目以降	<u>820 単位</u>
ハ 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）		ハ 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>126 単位</u>	(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>125 単位</u>
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>889 単位</u>	(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>885 単位</u>
ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合		ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60 日目まで	<u>152 単位</u>	(一) 60 日目まで	<u>151 単位</u>
(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>138 単位</u>	(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>137 単位</u>
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>126 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>125 単位</u>
(四) 181 日目以降	<u>114 単位</u>	(四) 181 日目以降	<u>113 単位</u>
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60 日目まで	<u>1,076 単位</u>	(一) 60 日目まで	<u>1,071 単位</u>

(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>978 単位</u>	(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>973 単位</u>
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>889 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>885 単位</u>
(四) 181 日目以降	<u>800 単位</u>	(四) 181 日目以降	<u>796 単位</u>

2 就学前の障害児の発達支援の無償化について

(1) 概要

「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）においては、「3 歳から 5 歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する」とともに、「就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）についても、併せて無償化を進めていく」こととされており、2019 年 10 月からの実施に向けて検討を進めてきたところである。【関連資料 1】

就学前の障害児の発達支援の無償化の概要については以下のとおりであることから、10 月から円滑に実施されるよう必要な予算計上等の対応をお願いするとともに、各都道府県においては、改めて管内の市町村等に対して周知徹底を図られたい。【関連資料 2】

① 対象期間

満 3 歳になった後の最初の 4 月から小学校入学までの 3 年間

② 対象施設

- ・ 児童発達支援事業所
- ・ 医療型児童発達支援事業所
- ・ 居宅訪問型児童発達支援事業所
- ・ 保育所等訪問支援事業所
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

※ 幼稚園、保育所又は認定こども園と上記対象施設における発達支援を併用する場合は、ともに無償化の対象となる。

※ 障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても無償化の対象となる。

※ 基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も無償化の対象となる。

※ 措置による場合も無償化の対象となる。

③ 財政措置

現行の障害児通所給付費、障害児入所給付費等と同様に、一般財源により対応することとなる。

また、「障害児入所給付費等国庫負担金」の算定に当たっては、障害児の発達支援の無償化に要する費用についても所要額に含めて交付申請を行うこととなる（国と地方の負担割合は、これまでと同様、障害児通所給付費：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4、障害児入所給付費：国 1/2、都道府県 1/2）。

さらに、初年度に要する周知費用（1億円）及びシステムの改修経費（22億円）については、別途国庫補助を予定している。

（２）具体的な事務

就学前の障害児の発達支援の無償化後の、各自治体及び各事業者等の主な事務は以下のとおり。【関連資料３】

①自治体の事務

- ・リーフレットの配布、ポスターの配布及び掲示等並びに事業者等に対する説明等、制度の周知を行う。
- ・無償化の対象となる障害児に係る受給者証の更新時において、新たな受給者証に、無償化の開始時期及び終了時期を記載する。

②事業者等の事務

- ・リーフレットの配布、ポスターの掲示及び保護者に対する説明等、制度の周知を行う。
- ・受給者証に記載されている生年月日を確認する等して、無償化の対象となる児童を把握する。

障害児の発達支援に係る閣議決定事項等

○新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日）（抄）

1. 幼児教育の無償化

（具体的内容）

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての児童の幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。（略）

（実施時期）

こうした幼児教育の無償化については、消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせて、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施する。また、就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）についても、併せて無償化を進めていく。（略）

○経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日）（抄）

1. 人づくり革命の実現と拡大

（1）人材への投資

① 幼児教育の無償化

（略）

このほか、就学前の障害児の発達支援（いわゆる「障害児通園施設」）については、幼児教育の無償化と併せて無償化することが決定されているが、幼稚園、保育所及び認定こども園と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象とする。（略）

（実施時期）

無償化措置の対象を認可外保育施設にも広げることにより、地方自治体において、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用者に対する保育の必要性の認定に関する事務などが新たに生じることになることを踏まえ、無償化措置の実施時期については、2019年4月と2020年4月の段階的な実施ではなく、認可、認可外を問わず、3歳から5歳までの全ての児童及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童について、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す。

○幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日）（抄）

4. 就学前の障害児の発達支援

○ 就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める¹⁹。具体的には、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化する²⁰。また、幼稚園、保育所又は認定こども園とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象とする²¹。

19 就学前の障害児の発達支援の無償化に係る財源については、現行の障害児福祉サービスの制度と同様、一般財源とする。また、初年度に要する周知費用やシステム改修費について全額国費で負担する。

20 障害児入所施設は、入所している障害児に対し、日常生活の指導や知識技能の付与など、通所型の児童発達支援と同様の支援を行っていることから対象に含める。

また、基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象とする。

21 認可外保育施設等と併用した場合も同様（認可外保育施設等については上限額あり）。

事務連絡
平成 30 年 12 月 28 日

都道府県
各指定都市 障害児支援担当 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
障害福祉課

就学前の障害児の発達支援の無償化に係る方針について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

幼児教育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）において、「3 歳から 5 歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する」とともに、「就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）についても、併せて無償化を進めていく」こととなっており、2019 年 10 年からの実施に向けて検討を進めてきたところ、本日、幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合が開催され、別添のとおり合意されました。

就学前の障害児の発達支援の無償化については、下記のとおりとなりますので、都道府県、市区町村におかれましては、必要な予算計上等の御対応をお願いするとともに、都道府県におかれては、本事務連絡の趣旨について、管内の市区町村（特別区を含む。）に御連絡いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象期間

満 3 歳になった後の最初の 4 月から小学校入学までの 3 年間

2. 対象施設

- ・ 児童発達支援事業所
- ・ 医療型児童発達支援事業所
- ・ 居宅訪問型児童発達支援事業所

- ・ 保育所等訪問支援事業所
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

※幼稚園、保育所又は認定こども園と上記の発達支援を利用する場合は、ともに無償化となります。

※障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても対象となります。

※基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象となります。

※措置による場合も無償化の対象となります。

3. 財政措置

就学前の障害児の発達支援の無償化については、現行の障害児通所給付費、障害児入所給付費等と同様に、消費税財源ではなく一般財源により対応することとなります。

また、「障害児入所給付費等国庫負担金」の算定に当たっては、障害児の発達支援の無償化に要する費用についても所要額に含めて交付申請を行っていただくこととなりますので御留意ください（国と地方の負担割合は、これまでと同様、障害児通所給付費：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4、障害児入所給付費：国 1/2、都道府県 1/2）。

さらに、無償化の実施に当たって初年度に要する周知費用及びシステムの改修経費については、別途、国庫補助を予定しており、今後、詳細が決まり次第、速やかに御連絡します。

参考：「障害児の発達支援の無償化の対象となるサービスについて（案）」
「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合
（平成 30 年 12 月 28 日）会議資料」

（照会先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課障害児・発達障害者支援室障害児支援係

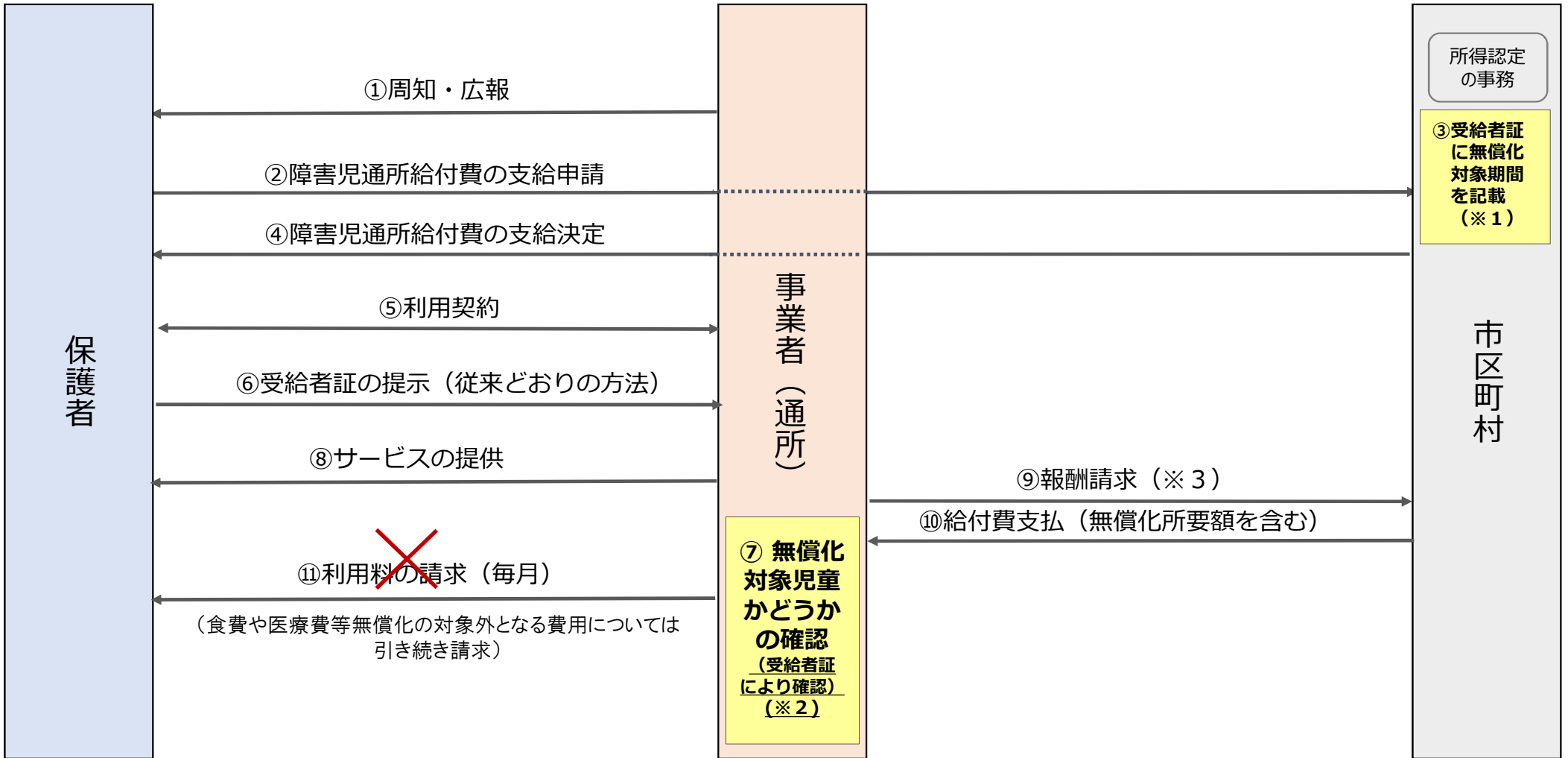
Tel : 03-5253-1111（内線 3037）

(注) 本資料は今後、政省令等で具体的に示す予定の内容も含まれており、適宜内容を変更する場合があることに留意して下さい。

就学前の障害児の発達支援の無償化における 事務のフローについて

- (1) 障害児通所支援事業所（契約）
- (2) 障害児入所施設（契約）
- (3) 障害児通所支援事業所（やむを得ない措置）
- (4) 障害児入所施設（措置）

(1) 障害児通所支援事業所（契約）の事務のフローについて（案）



（詳細説明）

【基本的な考え方】

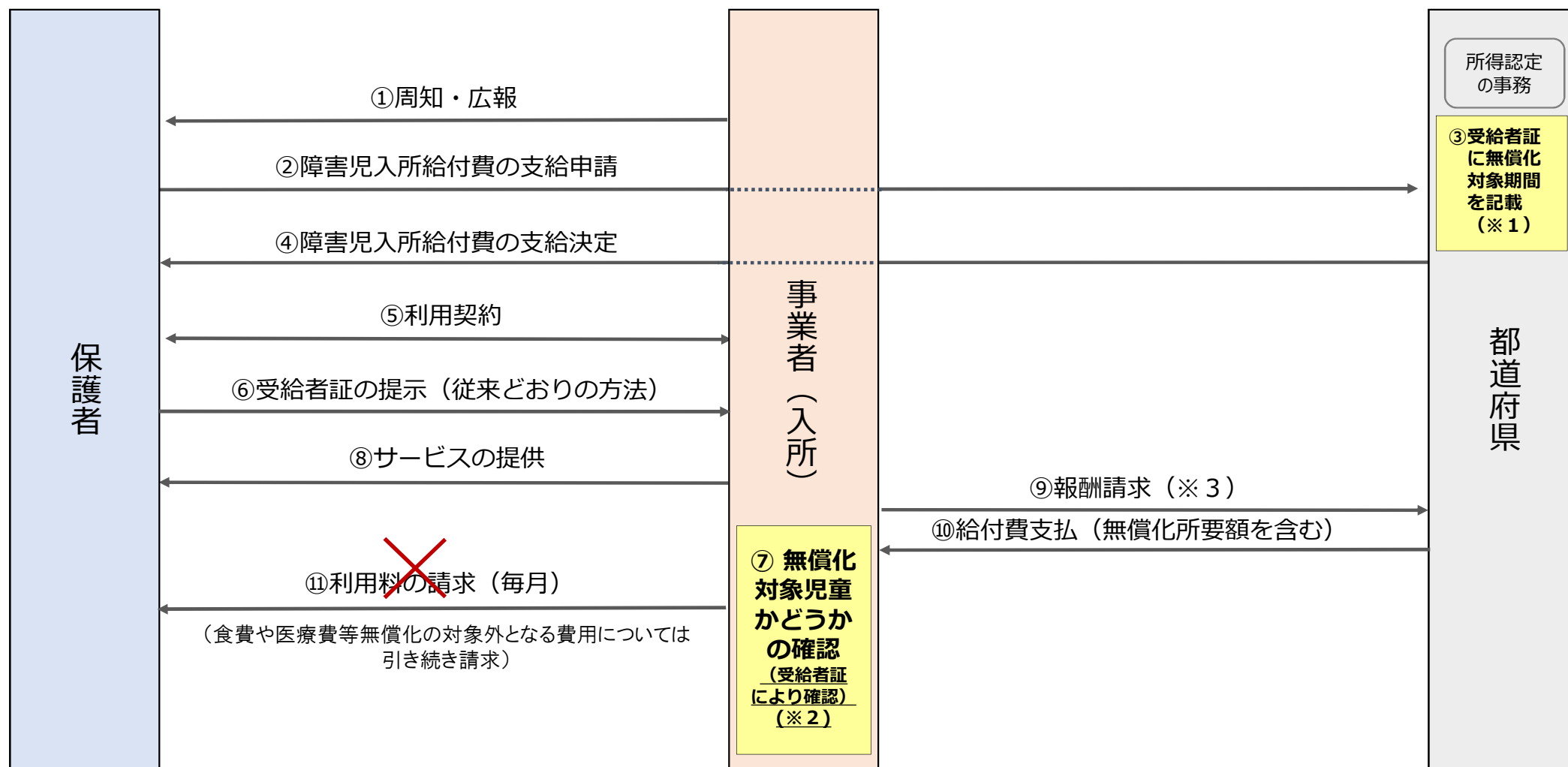
- 現行の障害児通所給付費等の仕組みを活用した事務フローを想定。
（国民健康保険団体連合会（国保連）に審査支払事務を委託している市区町村が多い。）
- 既に支給決定を受け、サービスを利用している保護者については、今般の無償化による新たな手続は不要。

【主な事務の流れ（国保連委託の例）】

- 利用開始前々月～前月頃迄
事業者：自治体から提供されるポスター・リーフレット等を活用し、保護者に対し無償化について周知を実施
保護者：市区町村に対し、障害児通所給付費の支給申請
- 利用開始前月頃迄
市区町村：保護者に対し、障害児通所給付費の支給決定・受給者証に無償化対象期間を記載（※1）
（※1）2019年10月時点において既に支給決定を受けている場合は、受給者証更新の際に順次記載する。
保護者：事業者と利用契約締結
- 毎月
事業者：障害児へサービスを提供・無償化対象児童かどうかの確認（受給者証により確認）（※2）
（※2）2019年10月～2020年9月までの約1年間は、生年月日により確認することを想定。
○2019年10月～2020年3月まで…生年月日が、2013年4月2日から2016年4月1日までの児童が無償化の対象
○2020年4月～2020年9月まで…生年月日が、2014年4月2日から2017年4月1日までの児童が無償化の対象以降は、受給者証に無償化対象期間が明記される。
- 毎翌月初旬頃
事業者：保護者への利用料の請求 → 現物給付のため、保護者への利用料の請求手続は不要
※食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き請求
- 毎翌月10日～翌々月20日頃迄
事業者：国保連に障害児通所給付費等に係る請求書等を提出（国保連・市区町村による審査あり）
（※3）無償化対象児童の場合、無償化所要額も含めて請求を行う。
国保連：市区町村へ障害児通所給付費を請求
市区町村：国保連を通じて、事業者へ障害児通所給付費を支払

(2) 障害児通入所支援事業所（契約）の事務のフローについて（案）

検討中資料



（詳細説明）

【基本的な考え方】

- 現行の障害児入所給付費の仕組みを活用した事務フローを想定。
（国民健康保険団体連合会（国保連）に審査支払事務を委託している都道府県が多い。）
- 既に支給決定を受け、サービスを利用している保護者については、今般の無償化による新たな手続は不要。

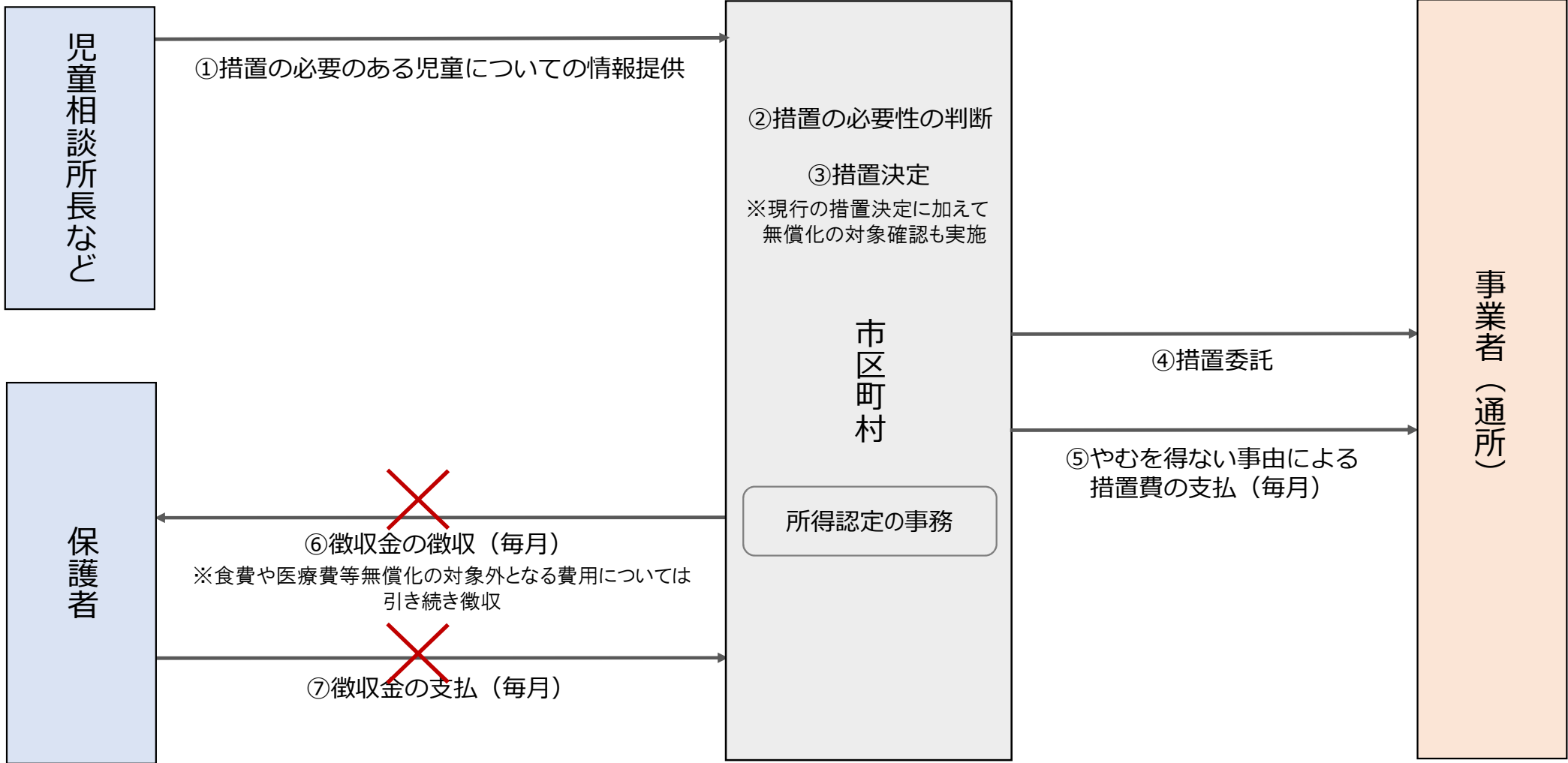
【主な事務の流れ（国保連委託の例）】

- 利用開始前々月～前月頃迄
事業者：自治体から提供されるポスター・リーフレット等を活用し、保護者に対し無償化について周知を実施
保護者：都道府県に対し、障害児入所給付費の支給申請
- 利用開始前月頃迄
都道府県：障害児の保護者に対し、障害児入所給付費の支給決定・受給者証に無償化対象期間を記載（※1）
（※1）2019年10月時点において既に支給決定を受けている場合は、受給者証更新等の際に順次記載する。
保護者：事業者と利用契約締結
- 毎月
事業者：障害児へサービスを提供・無償化対象児童かどうかの確認（受給者証により確認）（※2）
（※2）2019年10月～2020年9月までの約1年間は、生年月日により確認することを想定。
○2019年10月～2020年3月まで…生年月日が、2013年4月2日から2016年4月1日までの児童が無償化の対象
○2020年4月～2020年9月まで…生年月日が、2014年4月2日から2017年4月1日までの児童が無償化の対象
以降は、受給者証に無償化対象期間が明記される。
- 毎翌月初旬頃
事業者：保護者への利用料の請求 → 現物給付のため、保護者への利用料の請求手続は不要
※食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き請求
- 毎翌月10日～翌々月20日頃迄
事業者：国保連に障害児入所給付費等に係る請求書等を提出（国保連・都道府県による審査あり）
（※3）無償化対象児童の場合、無償化所要額も含めて請求を行う。
国保連：都道府県へ障害児入所給付費を請求
都道府県：国保連を通じて、事業者へ障害児入所給付費を支払【※】

【その他（備考）】

【※】国保連へ事務を委託していない一部の県立施設等については、このスケジュールの限りではない。

(3) 障害児通所支援事業（やむを得ない措置）の事務のフローについて（案）



（詳細説明）

【基本的な考え方】

- 現行のやむを得ない事由による措置の仕組みを活用した事務フローを想定。

【主な事務の流れ】

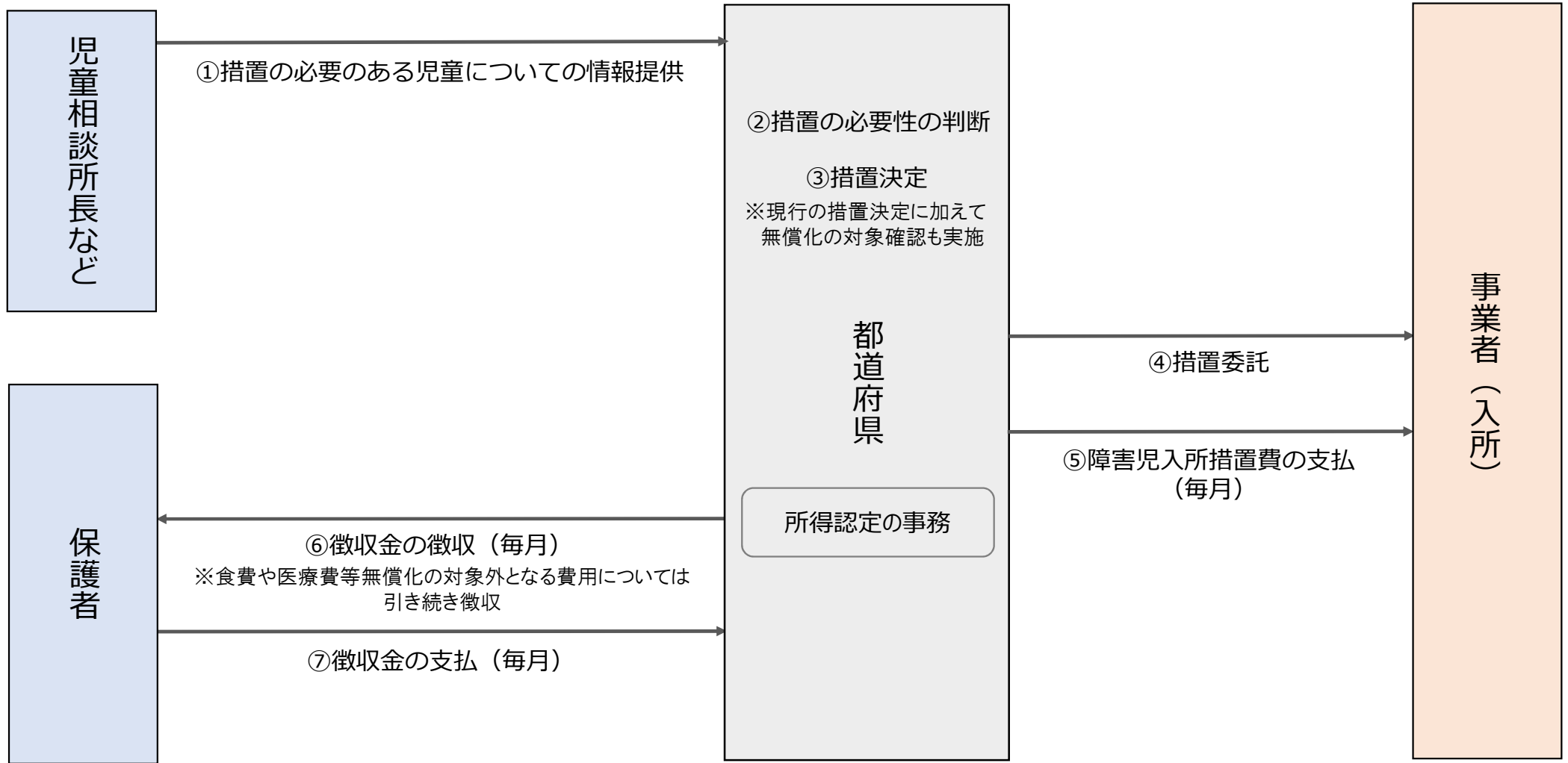
- 利用開始前月頃迄 市区町村から障害児に対し、やむを得ない事由による措置の決定
事業者と市区町村による措置契約締結
- 毎月 事業者が障害児へサービスを提供
- 翌月以降 市区町村から徴収金の徴収 → 現物給付化のため、保護者への利用料の徴収手続きは不要
※食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き徴収
- 翌月以降 事業者が市区町村にやむを得ない事由による措置費に係る請求書等を提出 → 徴収金相当分（無償化分）も併せて請求

市区町村は事業者へやむを得ない事由による措置費を支払【※】

【その他（備考）】

- 【※】 具体的なスケジュールについては、市区町村ごとに異なる。

(4) 障害児入所施設（措置）の事務のフローについて（案）



（詳細説明）

【基本的な考え方】

- 現行の障害児通所給付費等の仕組みを活用した事務フローを想定。

【主な事務の流れ】

- 利用開始前月頃迄 都道府県から障害児に対し、障害児入所措置の決定
事業者と都道府県による措置契約締結
- 毎月 事業者が障害児へサービスを提供
- 翌月以降 都道府県から徴収金の徴収 → 食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き徴収
- 翌月以降 事業者が都道府県に障害児入所措置費に係る請求書等を提出 → 徴収金相当分（無償化分）も併せて請求
都道府県は事業者へ障害児入所措置費を支払【※】

【その他（備考）】

- 【※】 具体的なスケジュールについては、都道府県ごとに異なる。

3 障害福祉関係施設等の整備について

(1) 平成 31 年度社会福祉施設等施設整備費補助金の予算案について

昨年は、平成 30 年 7 月豪雨や台風 21 号、北海道胆振東部地震など、多くの自然災害が発生し、災害そのものによる直接的な被害に加え、インフラの毀損による二次被害が生じた。

このことを踏まえ、政府においては、国民の生活・経済に欠かせない重要インフラがその機能を喪失し、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことのないよう、昨年、重要インフラ等の機能維持の観点から「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」(平成 30 年 12 月 14 日閣議決定) (以下「緊急対策」という。) を取りまとめている。(官邸ホームページ：<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jyuyouinfura/index.html> 参照)

この緊急対策において、障害福祉関係施設については、建物・ブロック塀の倒壊や電力のブラックアウト等の発生リスクを踏まえ、緊急的に耐震化整備・ブロック塀等の改修整備及び非常用自家発電設備の整備を行うこととしている。

また、一億総活躍社会の実現に向けて障害児・者が地域で安心し、それぞれの能力を発揮することができるよう、

- ・ 障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するための就労移行支援事業所等の日中活動系事業所やグループホーム等の整備
- ・ 障害児支援の充実を図るための児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備

等を図る必要がある。

こうした課題に対応するため、社会福祉施設等施設整備費補助金については、平成 31 年度予算(案)において、対前年度 123 億円増の 195 億円を計上している。

(2) 平成 31 年度社会福祉施設等施設整備費補助金の執行について

① 平成 31 年度国庫補助協議について

平成 31 年度予算に係る国庫補助協議においては、緊急対策を優先的に検討しつつ、あわせて通常整備を行っていくこととしているので、これまで国庫補助協議を見送っていた老朽化による改築等の耐震化整備や、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備整備について、この機会に積極的に協議を行っていただくようお願いする。

また、国庫補助協議に当たっては、以下の点にご留意頂きたい。

ア 社会福祉施設等施設整備費補助金で整備した施設が整備後にサービスの全部又は一部を休止していたり、利用が低調であることの指摘(会計検査院)を受けていることから、施設整備の緊急性や必要性の高い案件に厳選して協議されたい。

イ 平成 28 年 3 月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 21 号)において、社会福祉法人の保有する財産につい

て、将来の建替費用等事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）を明確化することとしている。

社会福祉充実財産がある法人については、社会福祉充実計画を策定の上、計画的に既存事業の充実又は新規事業に活用することとしており、平成 29 年度における社会福祉充実計画の作成状況の調査では社会福祉充実財産が生じた法人の約 4 割（39%）が社会福祉充実計画内容において「既存施設の建替、施設整備」に活用すると回答している。

各都道府県等におかれては、社会福祉充実財産がある場合には、法人の経営判断を十分に尊重した上で、法人が策定している社会福祉充実計画について、どのような既存事業の充実又は新規事業に活用する計画にあるかを確認するようお願いする。

ウ 社会福祉施設等施設整備費補助金については、平成 18 年度から公立施設分の整備について一般財源化されている。このため、公立施設を民間に移譲等する際に必要となる施設整備については、地方負担による対応に努めていただくようお願いする。

なお、国庫補助協議のスケジュールについては、以下のとおり予定しているのご協力願いたい。

（国庫補助協議のスケジュール）

- | | |
|----------------------------|------|
| ・厚生労働本省から地方自治体に対する事前の協議額調査 | 3月上旬 |
| ・地方厚生（支）局における都道府県、市ヒアリング | 4月中 |
| ・国庫補助協議書の地方厚生（支）局への提出 | 4月下旬 |

② 平成 31 年度補助基準単価について

平成 31 年度における社会福祉施設等施設整備費補助金の補助基準単価については、資材費及び労務費の動向や消費税率の引き上げ等を踏まえ、前年度比 3.4%増の改定を行うとともに、さらに施設等が奄美群島、小笠原諸島及び離島振興法による指定地域に所在する場合については、補助基準単価の加算（+8%）を行うことを予定しているので、ご承知置き願いたい。

（3）福祉医療機構による融資条件の優遇について

独立行政法人福祉医療機構による障害福祉関係施設に対する融資条件の優遇措置が引き続き実施される予定であり、管内の社会福祉法人等に対し、周知方をお願いしたい。なお、詳細の取扱いは、独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付部に照会いただきたい。

① 障害者自立支援基盤整備事業にかかる融資条件の優遇

障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設

整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率の優遇を行う。

融資率 85%

② スプリンクラー整備にかかる融資条件の優遇

スプリンクラーを整備する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

③ 社会福祉施設等の高台移転にかかる融資条件の優遇措置

津波対策として、自力避難が困難な障害者が入所する社会福祉施設等の高台移転を促進するため、立地上津波による被害の恐れがあると都道府県知事等が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 無利子

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

耐震化整備及びアスベスト対策事業については、それぞれの項目に記載しているので確認されたい。

（４）障害福祉関係施設等の財産処分について

近年、厚生労働省一般会計補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した障害関係福祉施設等について、厚生労働大臣（又は地方厚生（支）局長）の承認を受けることなく財産処分を行う等の不適切な事例が散見されるところである。

財産処分に当たっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）による申請手続き等が必要となるため、財産処分の計画がある場合には、その検討段階で連絡をお願いしたい。

（参考）

- ・「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日社援発0417001号厚生労働省社会・援護局長通知）

(5) 障害福祉関係施設におけるアスベスト対策について

① アスベスト使用実態調査について

障害福祉関係施設におけるアスベスト使用実態については、平成 30 年 3 月に公表したとおり一部施設において、「ばく露の恐れがある施設」が確認されているところである。各都道府県等におかれては、入所者及び職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き障害福祉関係施設におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いする。

② アスベストの除去等について

アスベストの除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象となっていることから、補助制度を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、平成 17 年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置について、31 年度も引き続き実施することとしている。

融資率の引き上げ 5%

貸付利率の引き下げ 0.05%～0.4%

※ 融資率が 80%未満のものに限る。

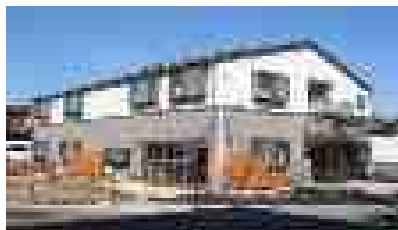
(6) 障害福祉関係施設の木材利用の促進及び CLT の活用について

障害福祉関係施設における木材の利用の促進及び CLT の活用に当たっては、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及び CLT の活用について」（平成 28 年 7 月 21 日雇児発 0721 第 17 号・社援発 0721 第 5 号・障発 0721 第 2 号・老発 0721 第 2 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知）において、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、木材の利用や CLT の積極的な活用についてご配慮をいただくとともに、管内市町村及び社会福祉法人等に対しても、木材の利用や CLT の積極的な活用についての周知にご協力いただくようお願いしているところであり、引き続きご協力をお願いしたい。

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



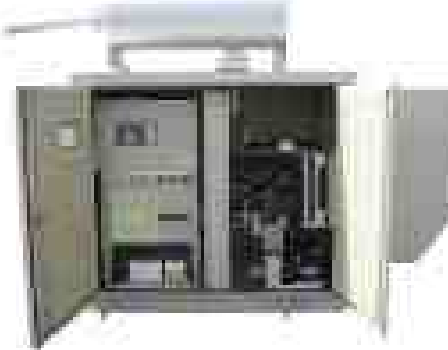
障害児支援の充実

- 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



耐震化・防災対策の推進

- 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づき、障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備整備を推進する。



1. 対象施設

※ 公立施設については、平成18年度に一般財源化したため補助対象外。
 ※ これ以外に保護施設、身体障害者社会参加支援施設等がある。

障害者総合支援法上のサービス

日中活動系

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う

生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する

居住支援系

自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う

訓練系・就労系

自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う

自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う

就労継続支援（A型＝雇成型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

就労定着支援

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

施設系

施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

児童福祉法上のサービス

障害児通所支援

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援等を行う

放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行う

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う

保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行う

障害児入所支援

障害児入所施設

施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う

4 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

(1) 短期入所サービスの整備促進

障害児者の地域生活の支援のためには、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が重要であり、今後さらなる整備が必要である。

特に、医療ニーズの高い重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取るための医療型短期入所の充実を図っていくことは極めて重要であるが、事業所数の伸びはほぼ横ばいとなっている。

医療型短期入所はニーズが高いサービスであり、各都道府県市においては、引き続き地域における実情等を適切に把握し、その実情等を踏まえ、医療ニーズの高い障害児者に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力を得ながら、積極的に整備を推進していただきたい。

また、平成30年度報酬改定においては、福祉型短期入所について医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的に支援するため、短期入所の新たな報酬区分として、「福祉型強化短期入所サービス費」を創設し、また、医療型短期入所については、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を引き上げていることから、医療ニーズの高い障害児者への支援として、更なる活用をお願いするとともに、整備促進についても積極的な取組を進められたい。

なお、併せて、平成30年度報酬改定から短期入所における緊急時の取扱いとして、介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった等の理由により受け入れる場合は、一時的かつ限定的な取扱いとして、利用者へのサービス提供に十分な配慮の上、支障がないことをもって、必ずしも居室でなくても受け入れることを可能としていることも併せてご承知おき願いたい。

(2) 生活介護の質の向上について

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の議論において、次期報酬改定に向けて、サービスの質の向上について、引き続き検討、検証を行うことが求められている。

現在、「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究（平成30年度厚生労働科学研究費補助金）」を実施しているところであるが、当該研究を踏まえ、今後、支援の質の向上を図るためのガイドラインや事例集を作成し、各都道府県、関係団体等に周知する予定であるのでご承知おき願いたい。

(3) 障害福祉サービス等の情報公表制度について

改正障害者総合支援法等により創設された「障害福祉サービス等情報公表制度」に基づき、昨年9月末より、独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAM NET」上において、「障害福祉サービス等情報検索サイト」を公表している。本サイトは、利用者が個々のニーズに応じて、良質なサービスの選択に資するよう、全国の指定障害福祉サービス等事業所の所在地をはじめ、サービス内容、利用料、従事者数などの運営内容を公表しているが、2019年2月末時点で10万を超える事業所情報が公表されている一方で、全ての事業所情報について未だ公表されていない状況である。

都道府県等においては、引き続き管内事業者に対して報告を促すとともに、報告された情報を速やかに審査し、公表していただくようお願いする。

また、本サイトを多くの方々が利用できるよう、リーフレット等を活用して周知いただくようお願いする。【関連資料1】

(4) 障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施

「福祉サービス第三者評価事業」の実施にあたっては、これまでも、全国障害保健福祉関係主管課長会議において、障害福祉サービス等の受審率の引上げを目指すため、管内の障害福祉サービス事業所等に対して本事業の積極的な受審を促していただくようお願いしてきたところである。

また、平成31年度からは認証機関は更新制となり、直近3ヶ年度における評価件数が10件未満の認証機関については更新時研修を受講する必要があるため、都道府県推進組織においては、更新時研修の実施について遺漏なく取り組んでいただくようお願いする。なお、現在、全国社会福祉協議会において更新時研修のモデル研修を実施しており、これらの結果を踏まえたモデルカリキュラムの運用上の留意点等をお示しするので、活用されたい。

各都道府県におかれては、引き続き、本事業がよりサービスの質の向上と利用者の選択に資するよう、事業の推進に努めていただくようお願いする。

(5) 身体拘束等の適正化について

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」を創設したところであるが、その取扱いについて、一部の自治体等から疑義が寄せられているところである。

今後、その取扱いについては、Q & Aにおいてお示しする予定であるので、ご承知おき願いたい。

(6) 障害分野のロボット等導入事業モデル事業

骨太の方針や成長戦略において、介護分野と同様に、障害福祉分野についてもロボット技術の活用の取組を促進することが盛り込まれていることを踏まえ、障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により期待できる介護業務の負担軽減等を図る取り組みを推進するために、ロボット等の施設・事業所へ一定額以上の導入支援をするとともに、その効果を検証するモデル事業を実施することとしている。【関連資料2】

詳細は、今後交付要綱等でお示しする予定であるので、ご承知おき願いたい。

(7) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

障害者自立支援給付費負担金については、平成28年度以前（H24～H28）の交付額について、平成30年度において再確定を行っている。（244件、返還額134百万円・追加交付額157百万円）

これは、会計検査院による指摘や市町村における自主監査等によって国庫負担金が過大、または過小に交付されていることが判明したものであり、その要因は、事業所の不正請求や負担金の算定について事業所や自治体での事務処理誤り等である。

各都道府県におかれては、限りある予算であることをご理解いただき、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認に二重のチェックを行うなど、市町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

なお、障害児入所給付費等国庫負担金においても同様に市町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

(8) 障害福祉関係施設の防災・減災対策等について

① 障害福祉関係施設の耐震化について

障害福祉関係施設の耐震化状況については、昨年9月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果（厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu1/index.html 参照）によれば、平成29年3月時点の耐震化率は83.7%（4.2万棟／5.0万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられるところである。

障害福祉関係施設については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、緊急対策において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記するなど、厚生労働省としても、今後、想定される

南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。各都道府県等におかれては、未耐震施設の把握(対象施設の種別や場所のみならず、耐震化計画の有無や内容、それぞれが抱えている耐震化に向けた課題など)に努めていただくとともに、当該施設に対しては、積極的に補助制度や融資制度(※)の情報提供や助言を行うなど、計画的に耐震化整備を進めていただきたい。

※ 耐震化整備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、社会福祉事業施設の耐震化整備については、融資条件の優遇措置を実施している。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

② 障害福祉関係施設のブロック塀等改修について

障害福祉関係施設におけるブロック塀等については、昨年9月に実施した安全点検の状況のフォローアップにより、安全性に問題のあるブロック塀等の存在が確認されていることから、速やかに改修等の安全対策を講じる必要がある。

各都道府県等におかれては、安全性に問題のあるブロック塀等を速やかに改修する等により安全対策を徹底するよう、障害福祉関係施設への周知をお願いします。

また、国においては、緊急対策に基づき、障害福祉関係施設におけるブロック塀等改修整備を推進することとしており、社会福祉施設等施設整備費補助金により支援することとしているので、当該補助金の活用についても周知をお願いします。

③ 障害福祉関係施設の非常用自家発電設備整備等について

障害福祉関係施設については、日常生活上の支援が必要な方が多数利用していることから、災害時においてもその機能を維持できるよう必要な対策を講じることが重要である。このため、平成30年北海道胆振東部地震において発生したブラックアウト等を踏まえ、緊急対策に基づき、障害福祉関係施設における非常用自家発電設備の整備を推進することとしている。

各都道府県等におかれては、障害福祉関係施設に対し、災害による停電に備えた対策の点検を促すとともに、非常用自家発電設備を整備する場合の社会福祉施設等施設整備費補助金の活用について周知をお願いします。

また、あわせて、災害による停電時に非常用自家発電設備を問題なく使用できるよう、設備の定期的な点検や使用訓練等を行っていただくことについても周知をお願いします。

④ 障害福祉関係施設の土砂災害対策の徹底について

障害福祉関係施設の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 27 年 8 月 20 日付 27 文施施企第 19 号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、同省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、科発 0820 第 1 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、国水砂第 44 号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長連名通知。以下「土砂災害対策連携通知」という。）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成 28 年の台風 10 号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成 29 年 5 月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、土木（砂防・河川）部局・危機管理部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する障害福祉関係施設の避難確保計画作成状況及び訓練実施状況を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）」を参考に、あらゆる機会を通じて、指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 29 年 11 月 24 日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）を通知しているところであるので、各都道府県等におかれては、同通知を踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局間の情報共有、管内市区町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いする。

⑤ 大規模災害等への対応について

障害福祉関係施設においては、自力避難が困難な方が多数利用していることから、利用者の安全確保等の観点から、大規模災害等に備えた十分な対策を講じる必要がある。

各都道府県等におかれては、各種法令や通知等に基づき、非常災害対策計画の策定、消防等関係機関への通報及び連絡体制の整備、定期的な避難訓練の実施、停電や断水といったライフラインの寸断に備えた物資の備蓄等の災害対策に万全を期すよう、障害福祉関係施設に対する助言等をお願いする。（「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」（平成 30 年 10 月 19 日付事務連絡厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名）など参照）

また、障害福祉関係施設は、災害時において地域の防災拠点としての機能も期待されることから、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した避難スペースの整備を進めるなどにより、災害時において被災障害者等を積極的に受入れる体制の整備をお願いしたい。

(9) 障害福祉関係施設の被災状況の把握等について

災害発生時における障害福祉関係施設の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成 29 年 2 月 20 日付け雇児発 0220 第 2 号、社援発 0220 第 1 号、障発 0220 第 1 号、老発 0220 第 1 号）に基づき、各都道府県等から情報提供をいただき、頂いた情報を元に、災害情報取りまとめ報の作成、必要な支援策の検討等に活用させていただいているところである。各都道府県等におかれては、厚生労働省として必要な支援を迅速に行うため、これらの情報が非常に重要であることから、災害発生時には、引き続き同通知に基づき、可能な限り迅速な情報提供をお願いします。

また、同通知においては、災害発生時に速やかに社会福祉施設等の被害情報を収集することができるよう、あらかじめ各都道府県等において対象施設種別の施設リストを整理の上、厚生労働省に提出していただくこととしているが、未だに当該リストを未整備の自治体が見受けられるところである。

これに該当する自治体におかれては、災害時における被害情報の収集を円滑にできるよう、早急にご対応をお願いします。

なお、今年度中を目途に、昨年の災害時の対応を踏まえ、情報収集項目の追加等、同通知における情報収集様式の見直しを検討することとしているので、ご了解いただきたい。

(10) 東日本大震災からの復旧・復興等（自治体負担分に対する財政支援の延長）

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者に係る利用者負担の免除措置の取扱いについては、財政支援の期間を下記のとおり延長する予定であり、平成 31 年度予算案に計上しているため、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようご配慮願いたい。

なお、詳細は近日中に交付要綱でお示しすることとしているので、管内自治体への周知をお願いしたい。

○対象者：東京電力福島第一原子力発電所事故により設定された帰還困難区域等（※1）、旧緊急時避難準備区域等（※2）及び平成 29 年度以前に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（※3）の住民（震災発生後、他市町村に避難のため転出した住民を含む）

む。)。ただし、旧緊急時避難準備区域等及び旧避難指示解除準備区域等の上位所得層は除く。

(※1) 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域

(※2) 旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点（ホットスポット）

(※3) 旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域

○対象となるサービス：介護給付費、訓練等給付費、障害児入所給付費等、障害児通所給付費等、補装具費等、障害児入所措置費、やむを得ない事由による措置費

○実施期間：平成32年2月末（サービス提供分）まで

「障害福祉サービス等事業所」を探せます！

【障害福祉サービス等情報検索 トップ画面】



【事業所詳細情報】



平成30年度から改正障害者総合支援法等により創設された「障害福祉サービス等情報公表制度」が施行されました。これにより、知りたい地域の障害福祉サービス等事業所情報をネット上で、いつでもどこでも検索することができます。

障害福祉サービス等情報検索

<http://www.wam.go.jp/sfkohyoout/>



障害福祉サービス等情報検索

【本件に関するお問い合わせ】

●●県●●部局●●課

TEL : ○○○ - ○○○ - ○○○○

E-MAIL : ○○○@○○.jp

障害分野のロボット等導入モデル事業

新

平成31年度予算案:15,000千円

1. 事業目的

- 平成29年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017」の新たに講ずべき具体的施策において、ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上として、介護現場でのロボット・センサー等の活用について、効果実証を着実に進め、その結果を踏まえて、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減に資するものについて、次期介護報酬改定の際に、介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応を行うと決定され、平成30年度介護報酬改定において、特別養護老人ホーム等の夜勤業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合を要件として、夜勤職員配置加算の見直しが行われた。
- また、「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2018」や「未来投資戦略(成長戦略)2018」において、介護分野と同様に、障害福祉分野についてもロボット技術の活用の取組を促進することが盛り込まれている。(※ 参考資料)
- これらの介護現場における状況や今後の制度の対応の見通し等を踏まえ、障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により期待できる介護業務の負担軽減等を図る取組を推進するために、一定額以上(10万円超え)のロボット等の施設・事業所への導入を支援するとともに、その効果を検証するモデル事業を実施する。(※補助額の上限額は1施設・事業所につき30万円以内)
【補助率:国(10/10)】

2. 事業内容

- 障害者支援施設等の実情に応じて策定する介護の負担軽減等を図るためのロボット導入計画の実現のために使用されるロボットであって、当該事業を通じた先駆的な取組により、介護業務の負担軽減等に資するものであること。
→ 都道府県が各施設・事業所から提出された計画内容を判断。

3. 事業要件

【実施対象者】

- 都道府県内の障害福祉サービス等の指定を受けている施設・事業所

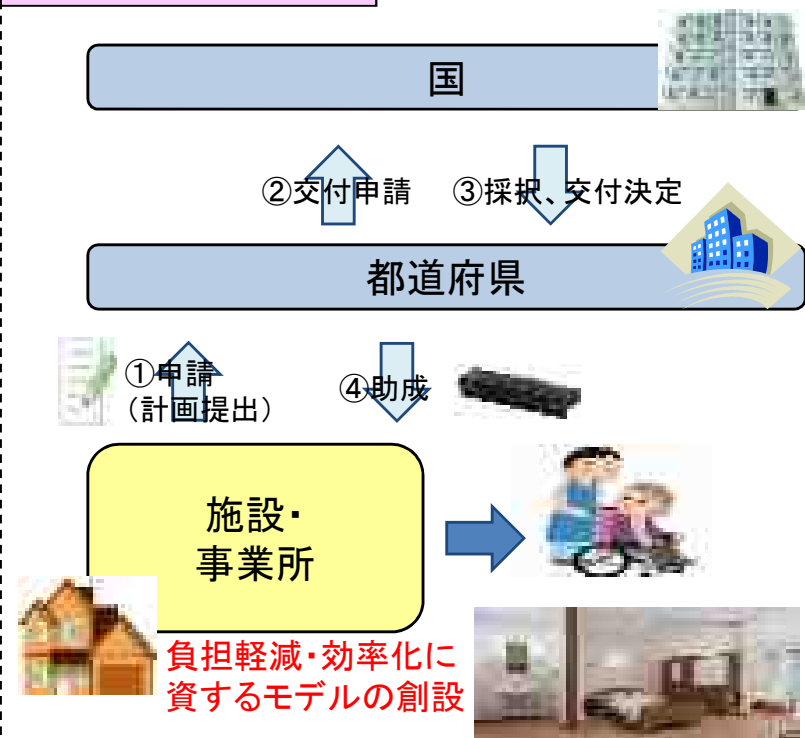
【申請要件】

- 介護業務の負担軽減等のためのロボット導入計画の作成(計画の記載内容)
→ 達成目標、導入機種、期待される効果等とし、実際の活用事例を示すことで他の施設等が参考にできるような内容であること。(1年計画)

【助成対象】※ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

- 日常生活支援における見守り等で利用するロボットが対象。

4. 事業スキーム



障害分野のロボット等導入モデル事業【参考資料】

経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2018<抜粋>

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(1) 社会保障

(医療・介護サービスの生産性向上)

- 人口減少の中にあって少ない人手で効率的に医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、AIの実装に向けた取組の推進、ケアの内容等のデータを収集・分析するデータベースの構築、ロボット・IoT・AI・センサーの活用を図る。また、診療能力向上のための卒前・卒後の一貫した医師養成過程を整備するとともに、総合診療医の養成を促進する。従事者の業務分担の見直し・効率的な配置、介護助手・保育補助者など多様な人材の活用、事業所マネジメントの改革等を推進する。介護の経営の大規模化・協働化により人材や資源を有効に活用する。

未来投資戦略(成長戦略)2018<抜粋>

第1 基本的視座と重点施策

3. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」

(1)② 次世代ヘルスケア・システムの構築プロジェクト

<医療・介護現場の生産性向上>

・介護現場の生産性を飛躍的に高めるため、ICT化を徹底推進し、2020年度までに介護分野での必要なデータ連携が可能となることを目指すとともに、現場ニーズを踏まえたロボット・センサー、AI等の開発・導入を推進し、事業者による効果検証から得られたエビデンスを活用して、次期以降の介護報酬改定等で評価する。

第2 具体的施策

2. 次世代ヘルスケア・システムの構築

(3) 新たに講ずべき具体的施策

iii) 効率的・効果的で質の高い医療・介護の提供、地域包括ケアに関わる多職種の連携推進

② ロボット・センサー、AI技術等の開発・導入

・ロボット・センサー、AIなどの技術革新の評価に必要なデータの種類や取得方法など、効果検証に関するルールを整理することで、事業者による継続的な効果検証とイノベーションの循環を促す環境を整備し、得られたエビデンスを次期以降の介護報酬改定等で評価につなげる。

・AIなどの技術革新を進めるとともに、昨年度改訂した重点分野に基づき、ロボット・センサーについて、利用者を含め介護現場と開発者等をつなげる取組、現場ニーズを捉えた開発支援及び介護現場への導入・活用支援を進める。あわせて、障害福祉分野についても同様の取組を進める。また、我が国の介護ロボットの海外展開を後押しするため、安全性担保に関する国際標準化の推進や諸外国の制度との連携を図る。

③ 書類削減、業務効率化、生産性向上

・介護分野の情報連携、介護事業所におけるICT化を抜本的な業務の再構築・効率化につなげるため、介護サービス事業所に対し国・自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを、本年度中に実施する。その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、文書量の実効的な半減を実現する。

・作成文書の見直し、介護ロボット等の活用に加え、ICT利活用や、非専門職の活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを本年度中に作成、普及させ、好事例の横展開を図る。

・医療分野や障害福祉分野についても、介護分野と同様に、各分野の特性に応じて、作成文書の見直しやAI・ロボット技術の活用、多職種連携等の取組を促進する。

5 障害者の就労支援の推進等について

(1) 就労系障害福祉サービスの適正かつ効果的な運営について

① 就労移行支援について

(ア) 一般就労への移行の促進について

就労移行支援は、就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、障害者の適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な支援を提供するものであり、障害者の一般就労への移行を実現することを趣旨とする障害福祉サービスである。

これまでも就労移行支援の趣旨に沿ったサービス提供を行っていない場合には、これまでの報酬改定において、一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する報酬の減算割合を強化するなどの対応を行ってきた。

また、一般就労への移行実績がない事業所や就労定着者（一般就労への移行後、就労した企業等に連続して6か月以上雇用されている者）の実績が数年間に渡ってゼロである事業所に対しては、就労移行支援の趣旨に沿ったサービス提供が行われていないことから、都道府県等におかれては、重点的に指導を実施するようお願いしてきた。

第5期障害福祉計画では、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者を平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを目標値として設定することを基本とすることとされており、この目標値を達成するため、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すこととされている。【関連資料1】

一方、一般就労への移行率別の施設割合の推移とみると、前年度の移行者数がゼロである事業所の割合について、都道府県毎に大きくバラツキがある状況であることから、各地域においてその原因等の分析を進め、対応策を検討していく必要がある。【関連資料2】

このため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局、医療機関等の関係機関との連携体制を整備し、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議などを設け、障害福祉計画の目標値の達成に向けた取組の推進等、地域一丸となって統一的に一般就労への移行や定着に向けた施策を進めていく体制を構築するようお願いする。

例えば、商工会議所などとも連携の上、地域の産業を把握し、障害者が行える仕事の切り出しを整理した上で、職場開拓を行うことや、施設外就労を活用することも有効であることから、就労移行支援事業所とも連携して一般就労への移行等を進めていただきたい。

なお、大分県では、地域生活支援事業の特別推進事業として、就労継続支援事業所等への訪問・巡回を積極的に行うとともに、企業訪問も行い職場実習先を確保するなど、関係機関等が連携し、一般企業への就労を促進する取組を行っているので、このような取組も参考にしつつ、地域全体での取り組みを行っていただくようお願いする。【関連資料3】

(イ) 報酬改定等について

平成30年4月から就労移行支援に係る基本報酬は、障害者の意向及び適性に応じた一般就労への移行を推進するため、一般就労への移行実績だけでなく、就労移行支援を受けた後就労しその後6か月定着した者の割合（前年度において、就労移行支援を受けた後に就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の利用定員で除して得た割合）に応じた報酬体系とし、就労移行支援の趣旨に沿ったサービス提供が行われている事業所をより評価している。

また、障害者基本計画（第4次）では、「就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）等の推進を図る。また、好事例等を収集し周知することで支援ノウハウの共有を図り、就労の質を向上させる。」こととしている。

このため、現在、国では多くの一般就労者を出し、かつ職場定着率が高い支援を行っている事業所の支援内容や取組内容の整理し、全国の就労移行支援事業所の取組の参考にさせていただくため、「就労移行支援事業所における効果的な支援と就労定着支援の実態及び課題に係る調査研究」（平成30年度障害者総合福祉推進事業）を実施している。

調査結果がまとまり次第、各都道府県や関係団体等に周知することとしているので、当該調査研究の結果も参考にしながら、支援の質の向上に取り組むとともに、一般就労に向けた取組を推進していただきたい。

さらに、本年度4月から新たに就労定着支援事業を創設しているところであるが、国保連データによると、平成30年10月現在、事業所数としては561事業所、利用者数としては3,495人となっている。

しかしながら、就労移行支援事業所が3,303事業所（平成30年10月現在）であることも踏まえれば、全ての就労移行支援事業所において実施できる体制が整っていないと考えられる。

職場定着をより一層推進していくためには、一般就労の訓練の段階から携わっていた職員による定着支援がより効果的であることから、制度創設の趣旨も踏まえ、できる限り全ての就労移行支援事業所において取り組んでいただくよう都道府県等においても働きかけていただきたい。

② 就労継続支援 A 型について

就労継続支援 A 型事業は、通常の事業所に雇用されることが困難であるが、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結による就労機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援等を行うものである。

このため、就労継続支援 A 型事業者は、最低賃金の支払い等の労働関係法令を遵守した上で、利用者に対し、自立した日常生活及び社会生活が送れるように必要な支援を行うことが求められる。

しかしながら、就労継続支援 A 型については、

- ・ 本来の利用者である障害者の利用を正当な理由なく短時間に限り、健常者である従業員（基準省令によるところの「利用者及び従業者以外の者」）がフルタイムで就労している事例
 - ・ 利用者も就労継続支援 A 型事業の従業者も短時間の利用とすることによって、浮いた自立支援給付費を実質的に利用者である障害者の賃金に充当している事例
 - ・ 就労機会の提供に際し収益の上がない仕事しか提供しない事例
- など、本来の就労継続支援 A 型事業の趣旨に反するだけでなく、自立支援給付費を給付する趣旨からも不適切である事例が近年報告されていたことから、これまでも報酬改定等において、事業運営の適正化を図ってきたところである。

さらに、平成 29 年 4 月にはこれに加え、指定基準等の改正により、

- ・ 障害福祉計画上の必要サービス量を確保できている場合、指定権者は新たな指定をしないことを可能にする（いわゆる「総量規制の導入」）
- ・ 利用者本人の希望を踏まえた個別支援計画の作成
- ・ 生産活動にかかる収入から経費を除いた額が、利用者の賃金総額を上回っていなければならない

等の対応を図ったところであり、これらの経緯を踏まえ、以下の取組をお願いする。

（参考：これまでの就労継続支援 A 型に関する報酬・基準の見直し）

時期	対応内容
平成 24 年 10 月	利用者のうち短時間利用者の占める割合が多い場合の減算（90%、75%）措置の創設（平成 24 年度報酬改定）
平成 27 年 9 月	指定就労継続支援 A 型における適正な事業運営に向けた指導について（課長通知） ① 暫定支給決定の適正な運用の依頼 ② 不適切な事業運営の事例を示すとともに、指導ポイントの明示 （不適切な事例）

	<ul style="list-style-type: none"> ・収益の上がない仕事しか提供せず、生産活動による収益だけでは最低賃金を支払うことが困難 ・全ての利用者の労働時間を一律に短時間 ・一定期間経過後に事業所を退所させている
平成 27 年 10 月	短時間利用減算の仕組みを利用者割合から平均利用時間に見直すとともに、減算割合（90%～30%）を強化（平成 27 年度報酬改定）
平成 28 年 3 月	<p>就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）における適切なサービス提供の推進について（課長通知）</p> <p>① <u>暫定支給決定を要しない場合の基準を明確化及び市町村間で差が出ないように都道府県の関与の依頼</u></p> <p>② 不適切な事例に対し再度、指導後の改善見込みがない場合の勧告、命令等の措置を講ずることを依頼</p>
平成 29 年 4 月	<p>指定基準について、就労の質を向上させるため、以下について新たに規定</p> <p>① 生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない</p> <p>② 賃金を自立支援給付から支払うことを原則禁止（ただし、経営改善計画書を提出している場合はこの限りではない。）</p> <p>③ 利用者が長く働きたいと希望する場合には、継続的アセスメントを踏まえて、その希望を踏まえた就労の機会の提供をしなければならない</p> <p>また、障害者総合支援法施行規則を改正し、障害者を含む幅広い関係者の意見を反映し策定される障害福祉計画上の必要サービス量が確保できている場合、自治体は新たに就労継続支援A型事業所の指定をしないことを可能した。</p>

（ア）就労継続支援A型の新規指定時の取扱いについて

就労継続支援A型の事業所数については、近年の大きな伸びと比して、直近の伸びは鈍化しているものの、数次にわたる事業運営の適正化等の中であって、依然として増加している状況にある。【関連資料4】

このため、新規指定時には、改めて、就労の機会の提供にあたって収益の上がる仕事の提供が想定されているか、自立支援給付費等を充てなくとも生産活動収入から最低賃金が支払える事業計画となっているかを必ず確認した上で、指定の可否を判断すること。

なお、当然のことながら、事業計画に沿った事業運営が可能なのかどうかについては、書類上の審査だけでなく、事業計画上に記載されている収入を確保するために、どのような販路があり、どのように売り上げ

を確保するのか、競合他社と比べてどのようなことが優位な点となるのかなども含めて挙証資料の提出と併せてヒアリングを通じてしっかりと確認すること。

また、障害保健福祉担当部局のみで指定の可否を判断できない場合には、必要に応じて産業施策担当部局等経営判断に知見有する部局の協力を仰ぐなど、組織内での横断的な連携体制の構築を図ること。

加えて、都道府県等だけでは指定の可否を判断できない場合には、自立支援協議会その他都道府県等が必要と認めた者の意見を聴取の上、判断すること。

さらに、新規指定後半年程度を目途に実地指導を実施し、生産活動等が事業計画に沿った最低賃金を支払うことのできる内容になっているのか等を確認することとし、指定基準に違反する事項がある場合には、文書指導、勧告等の必要な措置を講ずるようお願いしたい。

ただし、事業開始時には減価償却費が高額な場合等もあることから、都道府県等が、今後明らかに収益改善が見込まれると認める場合には、経営改善計画書を提出させ、経営改善に向けた指導と厚生労働省の予算事業を活用した必要な経営改善に資する支援も行っていただくようお願いする。

(イ) 就労継続支援 A 型の経営改善等について

生産活動収支から利用者賃金が支払われていない場合には、経営改善計画書を作成し、提出を求めることとしている。

経営改善計画書については、平成 29 年 3 月の通知において、更に 1 年間の経営改善計画書を作成することを認める場合には、一定の要件を満たす場合に再計画の提出も認める取扱いとしていたが、平成 30 年度から就労継続支援 A 型の報酬体系が改定されることも踏まえ、

- ・ 生産活動に係る事業の収入額が利用者に支払う賃金総額以上である場合
- ・ 提出済みの経営改善計画に基づく改善の取り組みについて、具体的に実施しており、今後経営改善の見込みがあると指定権者が認めた場合

には、当面の間、広く再計画の提出を認めることとした。【関連資料 5】

経営改善計画書を提出させる取扱いは、事業所を廃止させることが目的ではなく、あくまで健全な運営となるよう努力を促すことにあることに改めて留意し、指定権者としても、工賃向上計画支援等事業も活用しつつ、指導と支援という観点での取り組みをお願いする。

なお、経営改善状況等の把握、判断においては、指定の可否の判断における対応と同様に、必要に応じて産業施策担当部局等経営判断に知見有する部局から助言を得るなど、組織内での横断的な連携を図ること。

また、各事業所の経営改善の取組を支援する機関のひとつとして、中

小企業、小規模事業者から経営上のあらゆる相談に無料でお応えする「よろず支援拠点」が全国に設置されており、よろず支援拠点の中には、就労継続支援A型・B型も含めて経営改善事例を作り上げたいと協力的である拠点もあることから、事業所の方々にも「よろず支援拠点」のような支援機関の活用も検討していただくよう都道府県等から依頼していただきたい。

(参考URL：よろず支援拠点)

<https://yorozu.smrj.go.jp/base/>

国においても、就労継続支援A型事業所が健全な運営となるように、以下の調査研究を実施しているため、各都道府県等にはこれらの調査研究について広く就労継続支援A型事業所にも周知していただきたい。

また、平成31年度の工賃向上計画支援等事業については、全都道府県において就労継続支援A型事業所の経営改善支援が実施可能となるように予算を確保したので、当該補助事業を活用した支援についても検討いただきたい。

- 就労継続支援A型・B型の賃金・工賃の向上に関するモデル事例収集と成功要因の分析にかかる調査研究（平成29年度障害者総合福祉推進事業）

就労継続支援A型については、平成26年度には生産活動収支から利用賃金の支払いができていなかったが、平成28年度には生産活動収支から利用者賃金の支払いができるようになった事例を主に掲載している。

(調査結果)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000307924.pdf>

- 就労継続支援A型事業所の経営改善に関する調査研究（平成30年度障害者総合福祉推進事業）

主に平成29年度に経営改善計画書を提出した就労継続支援A型事業所のうち、平成29年度中に生産活動収支から賃金を支払えるようになった事例を経営改善のポイント等も含めて整理し、周知することとしている。整理でき次第、各都道府県、関係団体等に周知するので当該調査研究も参考に経営改善や経営改善支援に取り組んでいただきたい。

(ウ) 報酬改定等について

平成30年4月から就労継続支援A型に係る報酬については、賃金向上や就労の質の向上を図るため、

- ・ 労働時間が長いほど、利用者の賃金の増加につながることや、支援コストがかかることから、平均労働時間に応じた7段階の基本報酬を設定
- ・ 販路の拡大、付加価値のある商品開発等を行う賃金向上のための

指導員を配置し、利用者のキャリアアップの仕組みを設けた場合に、報酬を加算

- ・ 就労継続支援 A 型事業による支援を経て一般企業への移行者を出した場合の加算の強化等の対応を行った。

このような改定を行った中で、直近（平成 29 年度）における就労継続支援 A 型事業所利用者の全国平均の賃金月額は 74,085 円、対前年比 3,365 円（4.8%増）となっている。

平成 18 年度の制度創設以降、精神障害のある方の利用者数が増え続ける一方、精神障害のある方は週 20 時間以上 30 時間未満の働き方が多い傾向にあったため、平均賃金月額が減少傾向にあったが、近年は増加傾向にある。【関連資料 6】

今年度から就労継続支援 A 型に対し、都道府県が経営改善に係る支援を行う場合は、工賃向上計画支援等事業の基本事業の補助対象とするとともに、工賃向上計画支援等事業の農福連携による障害者の就農促進プロジェクトにおいて就労継続支援 A 型事業所も補助対象としている。

来年度からは、就労継続支援 A 型に対する経営改善に係る支援について全都道府県で実施していただくよう必要な予算を確保しているので、就労継続支援 A 型に対する経営改善のための支援について検討いただきたい。

各都道府県におかれては、指定都市や中核市とも連携しつつ、指定都市や中核市に所在する事業所も含めて、これらの予算事業を活用し、賃金の向上のための経営改善等の支援を行うようお願いする。

（エ）事業廃止に伴う利用者の再就職先の確保について

一昨年から昨年にかけて、一部の地域における就労継続支援 A 型事業所を運営する法人において、事業による収益を社会福祉事業とは言えない投機的な事業に充てた結果、法人全体の経営が悪化し、廃業に至るなど、障害者が大量に解雇される事案が発生した。

就労継続支援 A 型事業所が廃止される場合には、まず利用者の再就職先等を確保することが最優先事項であり、障害者総合支援法に基づき、まずは廃止する事業者の責任において、利用者の再就職先等の調整を行うこととなるが、各自治体においても、他の就労継続支援 A 型事業所等への再就職先等の確保に向けて、相談支援事業所、ハローワークや労働局などの関係機関とも協力しながら、就職面接会を開催するなど、再就職を希望する方をしっかりと支援していただくようお願いする。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正を行い、障害福祉サービスの事業等を廃止する場合の届出事項を次のとおり明確化したので、各都道府県等におかれては、指定事業者に徹底していただくようお願いする。【関連資料 7】

- ・ 現に指定障害福祉サービス等を受けている者に対する措置
- ・ 現に指定障害福祉サービス等を受けている者の氏名等及び引き続きサービスの提供を希望する旨の申出の有無
- ・ 引き続きサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等を提供する他の事業者名

(オ) 特定求職者雇用開発助成金の取扱いについて

就労継続支援A型事業所に対する特定求職者雇用開発助成金（以下「特開金」という。）の取扱いについては、就労継続支援A型事業所による障害者の雇入れが特開金の趣旨に合致するものであるか否かによって個別に判断することを原則としつつも、暫定支給決定（障害者本人にとって当該事業の利用が適切か否かの客観的な判断を行うための期間を設定した支給決定をいう。以下同じ。）を経た障害者を雇い入れる場合は、支給対象外としてきたところである。

平成28年度に、市町村における暫定支給決定に係る実務に混乱が生じているものとして、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）に基づく「地方分権改革に関する提案募集」（平成28年）において、一部の市町村等より、暫定支給決定の基準の明確化とあわせて、特開金の支給基準の見直しを求めた提案があったところであり、平成28年12月に

- 就労継続支援A型事業所に係る暫定支給決定の対象となった障害者のうち、雇入れ当初に締結した雇用契約において、「継続して雇用することが確実」であることが明確である者に限り、特開金の支給対象とする
- 平成27年10月から全ての事業所について、過去に特開金を利用して雇い入れた者の離職率が50%を超える場合には不支給とする離職割合要件を設定しているが、就労継続支援A型事業所についてはその割合を25%とする

という見直しが行われることが、各都道府県労働局に通知され、平成29年5月1日以降に雇用される者については、暫定支給決定が行われた利用者であっても、上記要件を満たしていれば当該助成金の対象となった。

なお、就労継続支援A型事業所の利用にあたり、原則として暫定支給決定を行うことについては、適正なサービスを支給決定する観点から必要なことであることから、引き続き、管内市町村及び事業所等に対し周知徹底をお願いしたい。

また、平成29年7月14日職発0714第5号「雇用安定事業の実施等について」により、就労継続支援A型事業所において、平成29年7月18日以降に雇用される者に係る特定求職者雇用開発助成金のうち、特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース及び

生活保護受給者等雇用開発コースの支給については、当該助成金の申請を行う就労継続支援A型事業所が障害者総合支援法に基づく、勧告又は指定の取消し若しくは効力の停止を受けた場合に不支給とする要領の改正が厚生労働省から各都道府県労働局に通知されている。

各都道府県、指定都市、中核市においては、就労継続支援A型事業所に対し、勧告又は指定の取消し若しくは効力の停止を行った場合は、当該事業所の名称及び所在地について、その所在地を所管する都道府県労働局の職業安定部職業対策課に情報提供するようお願いするとともに、引き続き、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課就労支援係にも当該事業所に係る情報を提供していただきたい。【関連資料8】

③ 就労継続支援B型について

(ア) 報酬改定等について

平成30年4月から就労継続支援B型に係る報酬については、工賃の向上を通じた、利用者の地域での自立した日常生活及び社会生活を支援するため

- ・ 利用者に支払う工賃が高いほど、利用者の自立した生活や、生産活動に労力を要することから、平均工賃月額に応じた7段階の基本報酬を設定
- ・ 就労継続支援B型事業による支援を経て一般企業への移行者を出した場合の加算の強化

等の対応を行った。

このような改定を行った中で、直近（平成29年度）における就労継続支援B型事業所利用者の全国平均の工賃月額は15,603円、対前年度比308円増（2%増）となっている。平均工賃月額は、平成20年度以降、毎年増加しており、制度創設当初の平成18年度から27.6%上昇している。【関連資料9】

各事業所や各地方自治体のご尽力により、就労継続支援B型事業所利用者の平均工賃はわずかずつ増加してきているが、7.7%の事業所で平均工賃が5千円を下回っており、その中には、運営基準で定める工賃の最低水準である3千円を下回っている事業所もある。【関連資料10】

就労継続支援B型事業所は、就労や生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うものであることから、障害者の能力評価を行った上で、個別支援計画に位置づけしっかりと就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うことが必要である。

なお、平均工賃月額が3千円を下回る事業所については、運営基準を遵守していないことが明確であることから、重点的に指導を行うとともに、経営改善に向けた支援もお願いしたい。

また、指導後も改善の見込みがない場合には、地域活動支援センター

への移行や、法に基づいた勧告、命令等の措置を講ずることが必要となってくる。

さらには、そもそも就労継続支援B型事業の指定の可否を判断する段階において、平均工賃月額が3千円を上回るような申請内容になっているかについて事業計画も提出させた上で確認すべきであることをご認識いただきたい。

また、現在、国における予算事業（モデル事業）において、今年度は、主に平均工賃月額が1万円未満の事業所において、受託法人からの支援を受けて、平均工賃月額が倍増になった実支援事例を整理しており、現在整理している事例の中には、工賃向上とともに利用者のやりがいを高め、利用率を高めることができた事例などの実事例を経営改善のポイントも含め整理している。

今後、各都道府県、関係団体等に周知する予定であるので、こうした実事例も参考にしつつ、各地域の実状に即した支援内容を検討し、工賃向上に実行性ある支援に取り組んでいただくようお願いしたい。【関連資料 11】

（イ）工賃向上計画を推進するための基本的な指針について

障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが大変重要である。

これまで、工賃向上に資する取組を進めてきたところであるが、平成30年度以降も引き続き工賃向上計画に基づいた取組を推進することとする。

今回の工賃向上計画を推進するための基本的な指針の一部改正では、新たに他部局等との連携による障害者の就労機会の創出等を加えている。

農業や観光業などの地域の基幹産業との連携や、高齢者の見守り・配食サービスの実施など、障害者が地域の支え手として活躍することを目指した就労機会の拡大を図ることについては、工賃向上はもとより、共生社会の実現のためにも重要であり、工賃向上計画策定の段階から関係部署や関係機関の参画を求め工賃向上計画を策定していただくことを依頼していたが、引き続き関係部署等の参画も求めつつ、工賃向上に向けた取組を実施していただきたい。

【関連資料 12】【関連資料 13】【関連資料 14】

(ウ) 就労継続支援B型の質の向上について

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の議論において、次期報酬改定に向けて、サービスの質の向上について、引き続き検討、検証を行うことが求められている。

現在、「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究（平成30年度厚生労働科学研究費補助金）」を実施しているところであるが、当該研究を踏まえ、今後、支援の質の向上を図るためのガイドラインや事例集を作成し、各都道府県、関係団体等に周知する予定であるのでご承知おき願いたい。

(エ) 就労継続支援B型の利用に係るアセスメント

(i) 就労アセスメントの実施時期の見直しについて

当該アセスメントは、約6割の特別支援学校卒業生が卒業後に障害福祉サービスの利用に至っていること、就労継続支援B型事業所から一般就労へ移行する利用者が2%にも満たないことといった現状を踏まえ、一般就労への移行の可能性も視野に入れた就労継続支援B型の利用など、長期的な就労面に関するニーズを把握するために実施するものである。

しかしながら、障害者のこうした可能性を考慮せず、就労継続支援B型の利用を前提とした形式的なアセスメントを実施している事例など、アセスメントの趣旨が理解されていない取扱いがみられるところである。

平成28年度に実施した調査結果によれば、アセスメントの対象者の約7割は特別支援学校在学者であり、そのうち約9割が知的障害のある者となっているが、形式的になる理由としては、卒業年次に実施し、既に就労継続支援B型の利用が決まっている等が上げられている。

アセスメントを実施するに当たっては、課題の早期把握や進路の検討等のため、自治体によっては、卒業年次の前の年次に実施し、卒業年次には実際に想定する進路を念頭に置き実習を実施し、適切な進路選択に効果を上げているところもあり、各自治体におかれては、形式的にならないよう、卒業年次の前の年次（高等部1～2年次）に実施することを推進していただきたい。

(ii) アセスメント実施機関の拡大について

平成28年度まで、就労アセスメント実施機関は、就労移行支援事業所及び障害者就業・生活支援センターとしていたが、アセスメントを必要とする対象者が多い自治体があること、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターがない障害保健福祉圏域もあることから、今年度から実施機関の拡大を図った。

これにより、自治体が認める就労支援機関（自治体設置の障害者就

労支援センター等や一般就労を支援する障害者職業能力開発助成金による能力開発訓練事業を行う機関)において、就労アセスメントを行える体制が整っている場合は、就労アセスメント実施機関とすることができることとしたので、実施機関の拡大が必要な場合は、当該機関に就労アセスメントの趣旨を依頼し、実施が可能となるよう調整をお願いしたい。

また、併せて、特別支援学校高等部在学中に、一般企業や就労移行支援事業所における実習が行われ、本人、保護者、自治体や相談支援事業所にアセスメント結果が提供された場合、アセスメントを受けたとみなすことができることとしたので、特別支援学校、相談支援事業所、就労移行支援事業所等関係機関との連携を引き続きお願いしたい。

④ 就労定着支援について

平成 28 年の障害者総合支援法の改正により、平成 30 年 4 月より就労定着支援が新たなサービスとして開始されている。このサービスは、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を経て一般就労した障害者に対し、最大で 3 年間、それまでの支援を行っていたなじみの関係の中で引き続き就労定着の支援を実施するものである。

就労定着支援の報酬体系についても、他の就労系サービスと同様実績に応じてメリハリをつけることとしており、支援を行ってから現に就労定着している障害者の割合を用いている。

就労定着支援に関しては、国保連データによると、平成 30 年 10 月現在、事業所数としては 561 事業所、利用者数としては 3,495 人となっているところであるが、就労移行支援事業所が 3,303 事業所(平成 30 年 10 月現在)であることも踏まえれば、全ての就労移行支援事業所において実施できる体制が整っていないと考えられる。職場定着をより一層推進していくためには、一般就労の訓練の段階から携わっていた職員による定着支援がより効果的であるとのご意見もあることから、できる限り全ての就労移行支援事業所において取り組んでいただくよう都道府県等においても働きかけていただきたい(再掲)。

改めて、障害者就労において、一般就労後の職場定着が重要であることは論をまたないところである。一般就労への移行の促進と就労定着支援の体制整備は地域において両輪で進めていかななくてはならない課題であり、仮に、就労定着支援の体制整備が十分に進まない地域があるとなれば、自立支援協議会等において地域の関係者と早急にこの課題を共有するなど、地域をあげた対応をお願いしたい。

⑤ 在宅においてサービスを利用する場合の取扱い

ICT を活用して在宅勤務するテレワークが普及してきており、テレワークの活用は、障害者の就労の可能性を広げる選択肢の 1 つとなりうるも

のであることから、今般、在宅での就労に向けた支援や、様々な要因により通所による利用が困難な障害者に対する一般就労に向けた支援を行っていくため、平成 27 年度から就労移行支援においても在宅による利用を認めているところである。

平成 30 年度からは、離島等に居住している在宅利用者に対しては、以下を満たす場合には、基本報酬の算定を可能とすることとしている。

(離島等に居住している利用者に対する在宅利用時の要件緩和)

- ・ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等の ICT 機器の活用により、評価等を 1 週間につき 1 回は行うこと。
- ・ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち 1 日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

(注) 離島等とは次のいずれかの地域とする。

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
- 三 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
- 四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
- 五 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 六 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
- 七 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域
- 九 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域
- 十 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

また、自治体によっては以下のような場合においても、在宅での就労移行支援の利用を認め、在宅雇用につなげている事例もあるので、一億総活躍社会の実現のためにも、柔軟な対応をお願いしたい。【関連資料 15】

(通所の困難性があるとして在宅での利用を支給決定した事例)

- ・ 就労先を求め何度もハローワークを訪れ、就労受け入れ可能なところを探したが、車いす使用のため、通勤可能な場所での受け入れ企業が見つからず就労をあきらめかけていたが、在宅で就労が出来る事を知り、本人の強い就労意欲もあり在宅での就労移行支援の利用が認められた
- ・ 居住地の通勤圏内において、障害者枠での求人を探したが求人企業がなく、在宅での就労移行支援を行っている事業所へ相談。当事業所において管轄内のハローワークで求人企業を検索したがなし。しかしながら、当事者の就労意欲やご家族の就労についての願いが強かったため、通勤圏外企業への在宅雇用の可能性を市町村担当者へ状況説明した結果、在宅での就労移行支援の利用が認められた

(参考URL：在宅における就労移行支援事業ハンドブック)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokuyokushougaihokenfukushibu/0000084414.pdf>

(2) 障害者の就労支援に係る予算について

障害者の就労支援に係る予算事業（工賃向上計画支援等事業、障害者就業・生活支援センター事業、就労移行等連携調整事業）については、平成29年度から地域生活支援事業費等補助金のうち、国として促進すべき事業として「地域生活支援促進事業」に位置づけた上で実施している。

特に、来年度については、基本事業において、新たに販路拡大のための商談会等を実施することをメニューに加えるとともに、特に就労継続支援A型における経営改善支援について全都道府県で取り組めるように予算を確保している。

また、平成31年度においも工賃向上計画支援等事業の特別事業として、以下の①から③を実施することとしているので、引き続き活用を検討していただきたい。【関連資料16】

さらに、事業実施に当たっては、その効果検証についても併せて実施し、各都道府県においても事業内容の不断の改善等に努めていただきたい。なお、特に工賃向上計画支援等事業については、国でも各都道府県における事業効果を把握することとしているのでご協力をお願いしたい。

① 農福連携の推進について

農福連携については、農業分野での障害者の就労を支援し、就労継続支援B型事業所等における工賃水準の向上を図るだけでなく、農業の支え手の拡大にもつながるものである。

このため、厚生労働省では農林水産省とも連携し、国主催で農福連携マルシェやセミナー等を実施してきたところであるが、平成 28 年度からは、地域で取り組むことがより効果的であることから、工賃向上計画支援事業の特別事業として「農福連携による就農促進プロジェクト」として、都道府県が事業を実施できるようにしている。

当該事業は、農業に関するノウハウを有していない就労継続支援 B 型事業所等に対し、農業技術に係る指導・助言や 6 次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費や、農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催等に係る経費に対して補助するものであり、補助率は 10/10 となっている。

平成 30 年度は、42 道府県において当該事業を活用していただいているが、ニッポン一億総活躍プランや働き方改革実現会議決定で掲げられている「農福連携」をより一層推進していくため、平成 31 年度においては、平成 30 年度に実施していない都道府県においても積極的に活用していただくとともに、常に障害者の工賃・賃金の向上を意識した取組を実施していただきたい。

なお、厚生労働省と農林水産省では、福祉目的で農作業に取り組む際に活用できる主な支援策を紹介するパンフレット「福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～（第六版）」を作成しており、この中には、農業分野における障害者就労に関する各種情報等を記載するなど、今後、農業分野への参入を考えている障害福祉関係者にとって参考となることから、管内の市区町村及び障害者就労施設等に対し広く周知願いたい。

【関連資料 17】

(参考 URL : 福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～)

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/attach/pdf/kourei-4.pdf>

② 共同受注窓口による情報提供体制の構築等について

平成 28 年度から工賃向上計画支援等事業の特別事業において、共同受注窓口において自治体、障害者関係団体、障害者就労施設、企業等による協議会を設置することにより、障害者就労施設が提供する物品等の情報提供体制の整備や、新たな官公需や民需の創出を図る取組等に対し、補助率 10/10 で実施可能としているので、積極的に活用いただきたい。

③ 在宅就業の支援体制の構築に向けたモデル事業について

仕事をする意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情で一般就労や施設利用が困難な障害者もいることから、在宅障害者に対する ICT を活用した就業支援体制を構築するモデル事業を実施し、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制を構築するために、平成 29 年度から工賃向上計画支援事業の特別事業として実施している。

当該事業においては、地域の実情に応じ、以下のことに取り組んでいただき、地域での在宅就業の支援体制を構築していただきたいと考えているので、都道府県の積極的な活用をお願いしたい。

- ・在宅就業を希望する障害者に対するICT技術等のスキルアップ支援
- ・在宅就業の障害者に対する仕事の発注促進など企業への普及・啓発
- ・発注企業の開拓・企業に対する発注への相談支援
- ・企業が安心して在宅就業の障害者に仕事を発注できる体制の構築（在宅就業の障害者と企業から発注された仕事のマッチング）
- ・在宅就業の障害者が発注した仕事を支援する体制の構築 等

また、こうした取組を行うに当たっては、検討会を開催するとともに、在宅障害者の実態やニーズ調査等を十分に行った上で事業に取り組んでいただくことが望ましい。

④ 就労移行等連携調整事業の活用について

障害者が地域において、あらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要であり、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所など、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できるよう支援することが重要である。

このため、特別支援学校の卒業生や就労継続支援事業の利用者等に対し、就労面に係るアセスメントを実施するとともに、相談支援事業所や就労系障害福祉サービス事業所等の様々な支援機関との連携のためのコーディネートを行い、障害者の能力に応じた就労の場への移行を支援するための就労移行等連携調整事業を平成 27 年度から実施しているので、各都道府県においては引き続き活用を検討していただきたい。

【関連資料 18】

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する現状について

- 就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)の利用を経て一般就労へ移行した者の数については、平成27年度実績で平成24年度実績の約1.7倍(14,185人)となっている。
- 平成25年度から平成27年度の移行者数の年平均増加数(約1,900人)から推計すると、平成29年度においては、第4期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「平成24年度実績の2倍の一般就労への移行者の達成」をおおよそ満たすことが見込まれる。



成果目標

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、今般の傾向等(平成25年度から平成27年度にかけての一般就労への移行者数の平均増加数の実績(約1,900人))を踏まえつつ、以下のような成果目標としてはどうか。
- ※ 今後の一般就労への移行に対する施策効果をどう考えるか。

【成果目標】

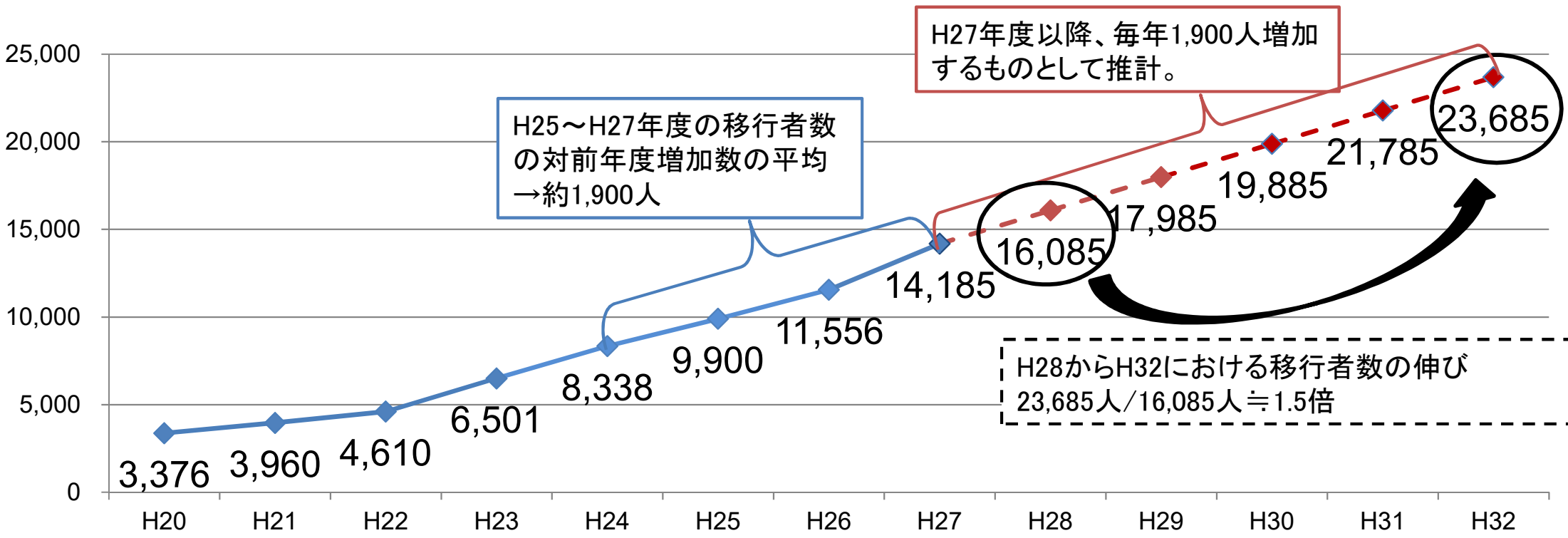
平成32年度末までに平成28年度実績の1.5倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの移行実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上	平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上
都道府県 障害福祉計画	4倍	- 112 4. 2倍	2倍	—

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の推移について(参考データ)

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の推移



基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上	平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上
都道府県障害福祉計画	4倍	4.2倍	2倍	—

就労移行支援の利用者数に関する目標について

就労移行支援の利用者数に関する現状について

- 就労移行支援事業の利用者数については、第4期障害福祉計画の基本指針において、平成29年度末における利用者数を平成25年度末の利用者数(27,840人)の1.6倍以上とする成果目標を掲げているが、平成27年度末の利用者数は、平成25年度末における利用者数の1.1倍(31,183人)に留まっている。
- 他の障害福祉サービス(就労継続支援等)から就労移行支援へ移行する者は少数に留まっている。
- 平成25年度から平成27年度の利用者数の平均増加率が約5%であることから推計すると、平成29年度では、目標である平成25年度末の利用者数の1.6倍以上(42,540人)の利用者数を達成することは困難と考えられる。

成果目標

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、今般の傾向を踏まえ、平成25年度から平成27年度にかけての就労移行支援事業の利用者の平均増加率である約5%を基に、以下のような成果目標としてはどうか。

【成果目標】

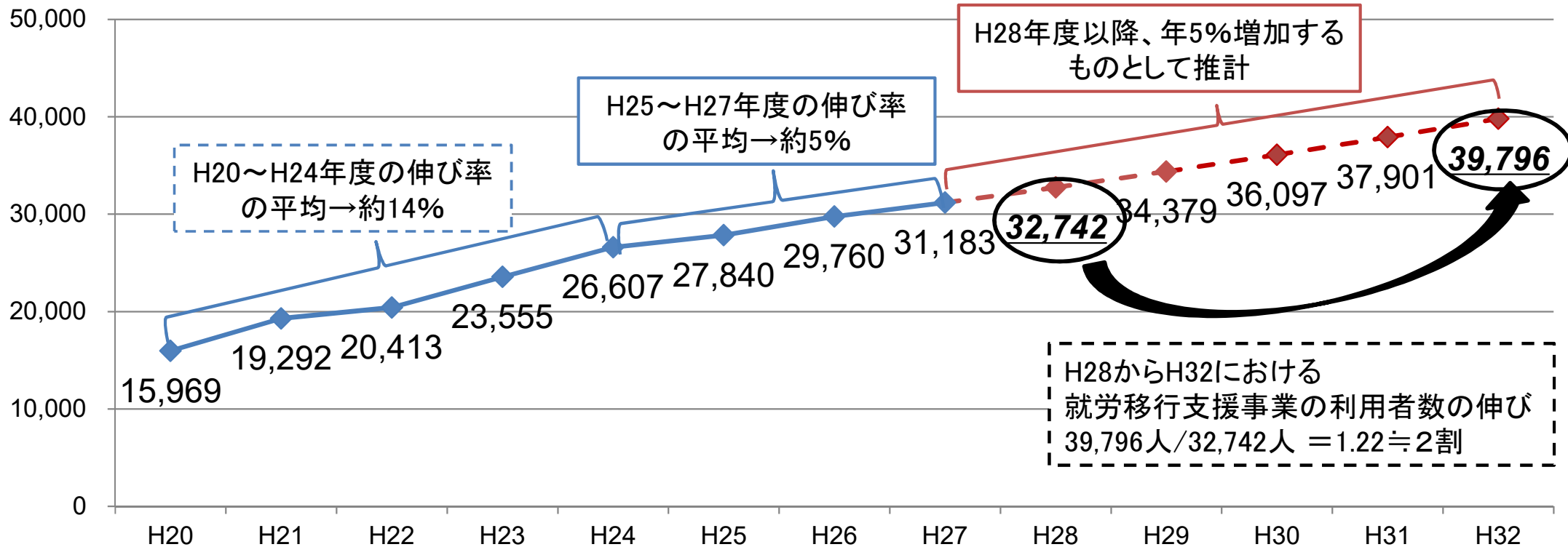
福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成32年度末における利用者数(サービス等利用計画案を踏まえて、アセスメント期間(暫定支給決定期間)を設定し、利用者の最終的な意向確認の上、就労移行支援の利用が適していると判断された者)が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの利用者数の割合の実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加	就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加
都道府県 障害福祉計画	7.5%	8.1%	1.6倍	—

就労移行支援の利用者数の推移について(参考データ)

就労移行支援事業の利用者数の推移



(出典) 国保連データ(各年度の3月サービス提供分)

基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加	就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加
都道府県障害福祉計画	7.5%	8.1%	1.6倍	—

(注) 福祉施設…生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援事業所

就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する目標について

就労移行支援の利用者数に関する現状について

- 第4期障害福祉計画の基本指針においては、福祉施設を利用している障害者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業所のうち、就労移行率(※)が3割以上の事業所を、全体の5割以上とすることを目指すという成果目標を設定した。
 - しかし、近年は、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合の増加率は停滞している状況にある。(平成25年度:33.1% 平成26年度:33.1% 平成27年度:37.6%。)
- ※ 「就労移行率」とは、ある年度の4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち、当該前年度中に一般就労へ移行した者の割合を指す。

成果目標

- 第5期障害福祉計画の基本指針の成果目標においては、近年、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合の増加率が停滞していることに鑑み、第4期障害福祉計画の基本指針での目標値を維持し、以下のような成果目標としてはどうか。

【成果目標】

就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。

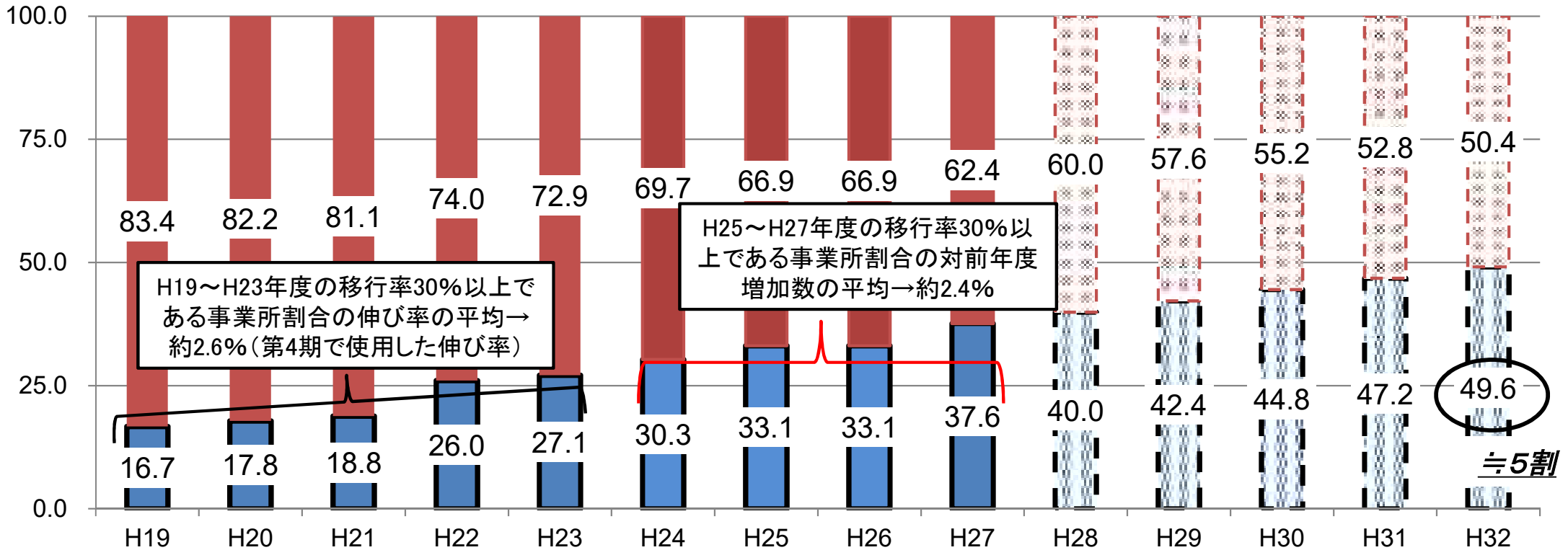
(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	—	—	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上
都道府県 障害福祉計画	—	- 116 -	50.2%	—

就労移行支援の事業所ごとの就労移行率の推移について(参考データ)

就労移行支援事業の就労移行率の割合の推移

■30%以上 ■30%未満

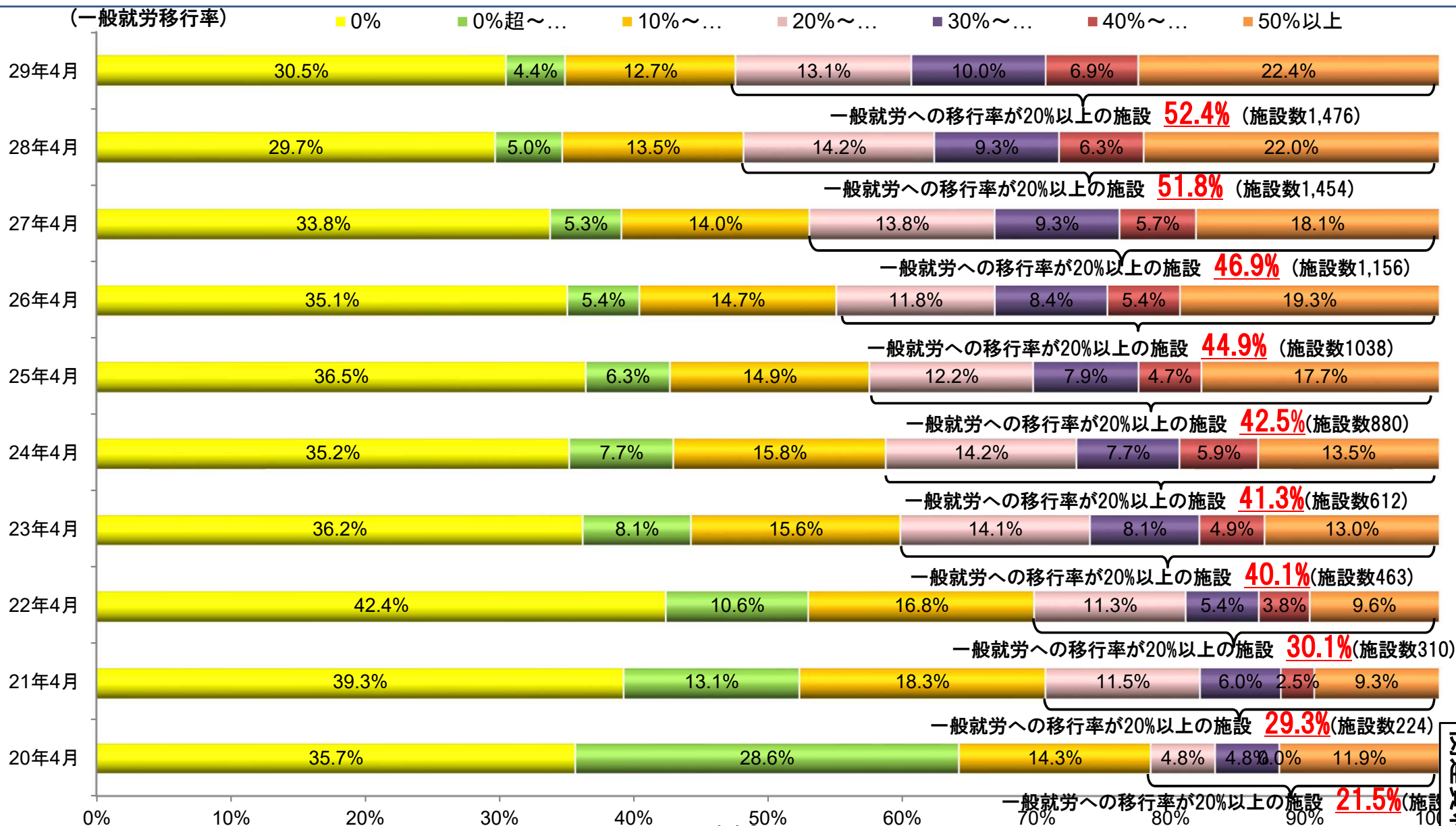


基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	—	—	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上
都道府県障害福祉計画	—	—	50.2%	—

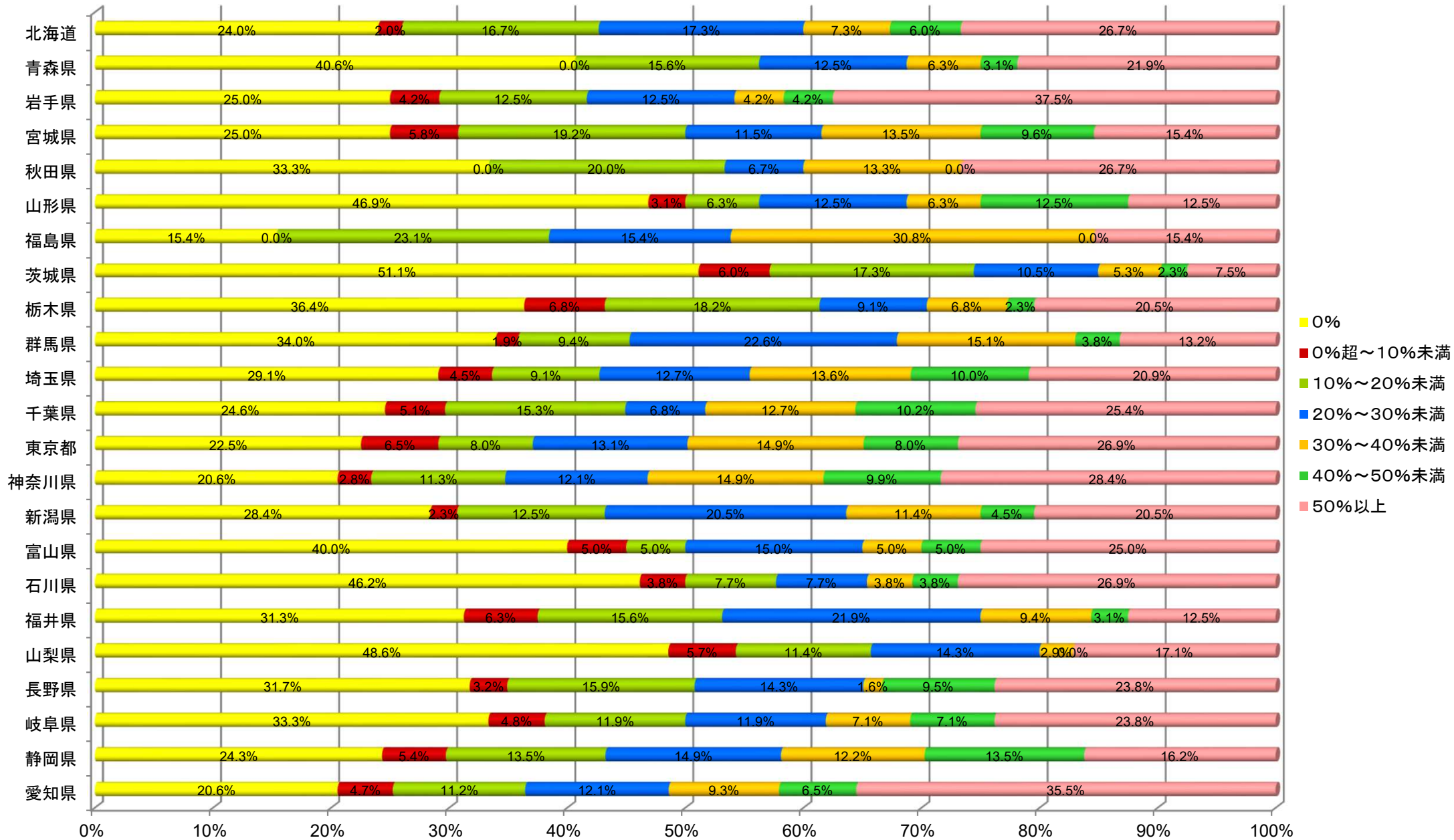
就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移

○ 一般就労への移行率が20%以上の就労移行支援事業所の割合は、52.4%である。一方で、移行率が0%の事業所が30.5%となっている。



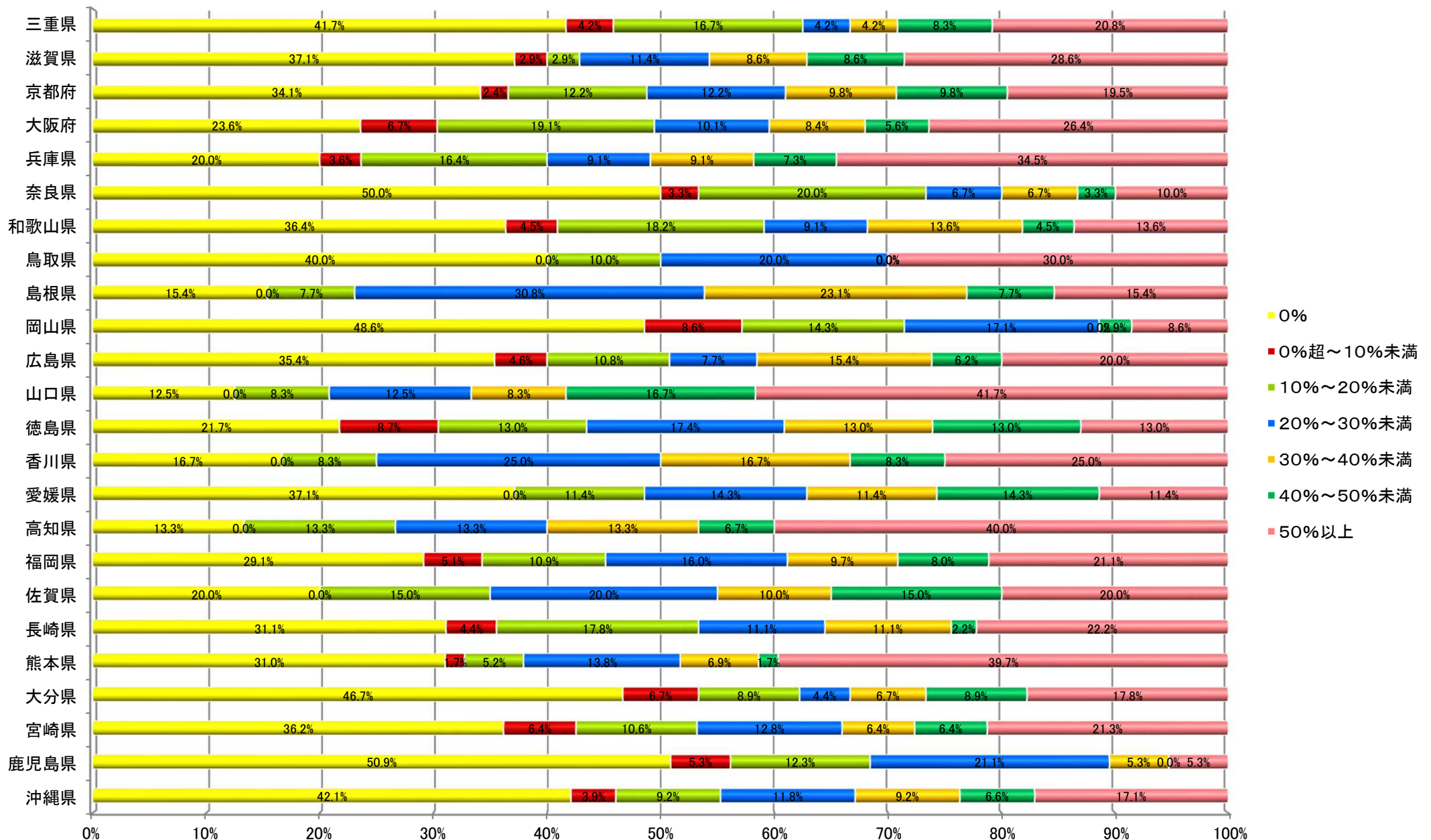
就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移①

(平成28年度実績・都道府県別)



就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移②

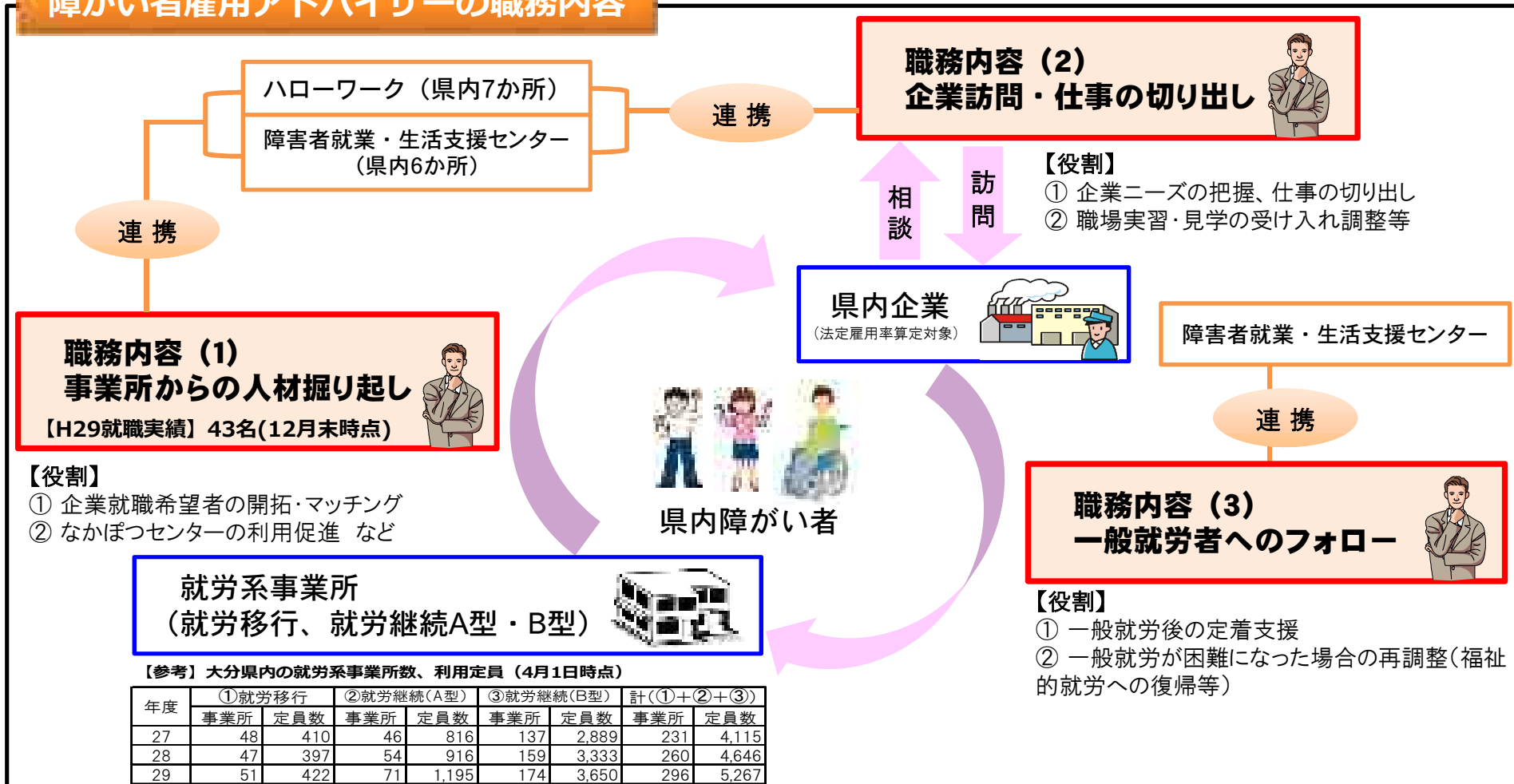
(平成28年度実績・都道府県別)



【出典】厚生労働省障害福祉課調べ(平成29年4月分 回答率:89.5%)

(大分県) 就労継続支援事業所を活用した障がい者雇用の促進 (障がい者雇用アドバイザーの配置)

障がい者雇用アドバイザーの職務内容



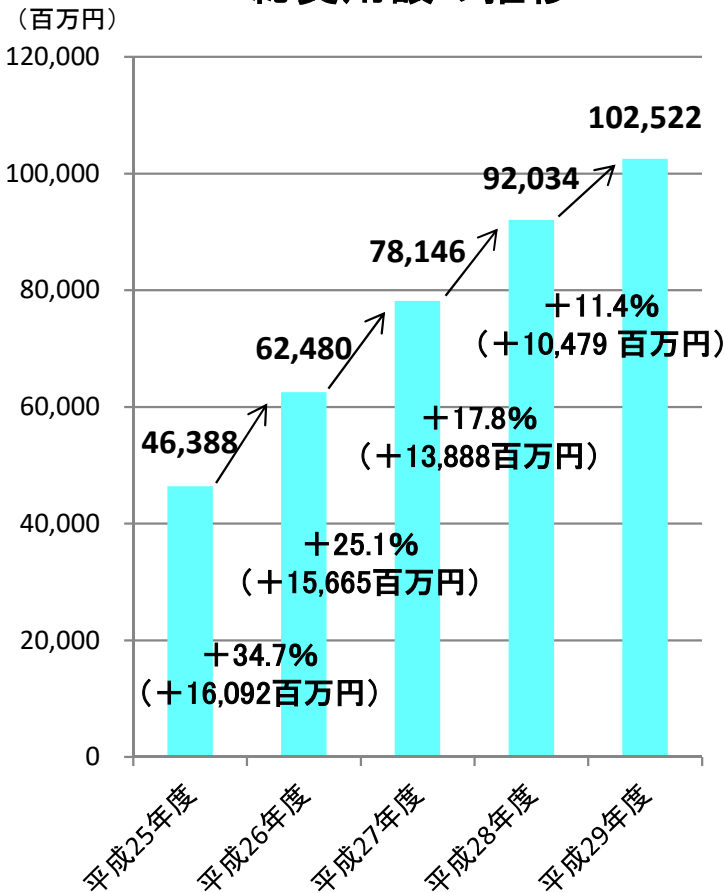
主なポイント

- ・障がい者雇用アドバイザー(6名配置)が、就労継続支援事業所への訪問・巡回相談を積極的に実施し、一般就労できる能力を有している障がい者を福祉的就労から、県内民間企業等での雇用へとステップアップ。
- ・また、加齢や障がいの進行等により一般就労が困難になった場合、福祉的就労への復帰等を調整。
- ・なお、平成30年度からは、アドバイザーのうち1名を知的・精神障がい者分野の専門アドバイザーとして再配置し、取組を強化。

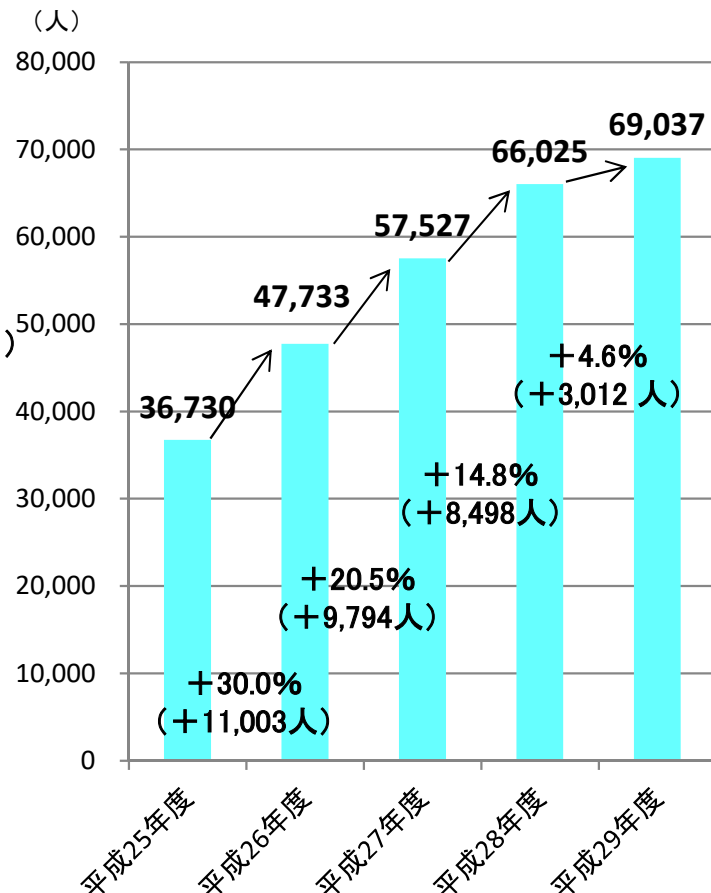
就労継続支援A型の現状

- 就労継続支援A型の平成29年度費用額は約1,025億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約5.1%を占めている。
- 総費用額、利用者数及び事業所数は、平成28年度まで大きく増加していたが、伸び率はおさまってきている。

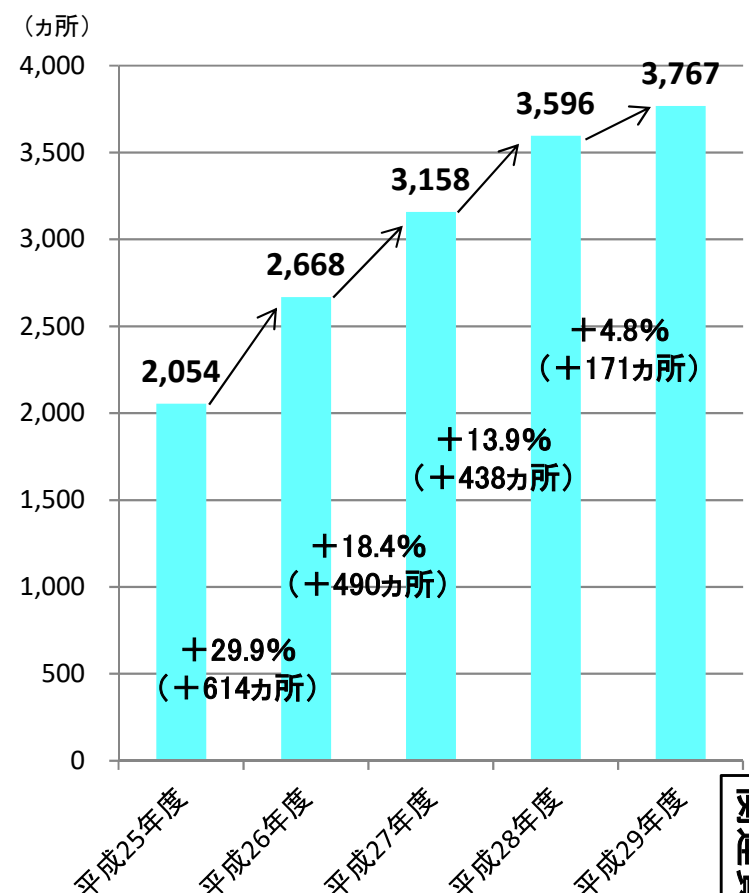
総費用額の推移



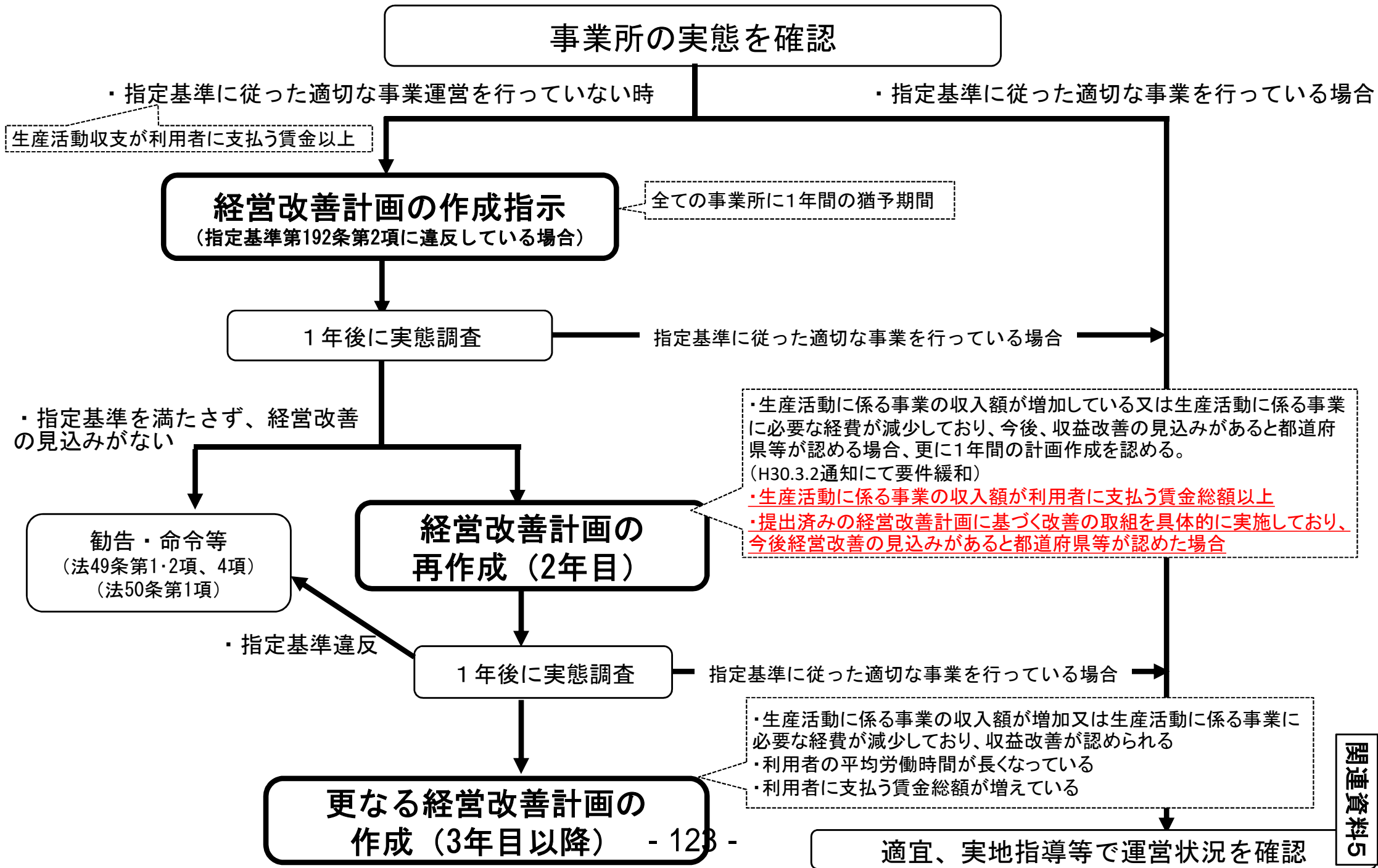
利用者数の推移



事業所数の推移

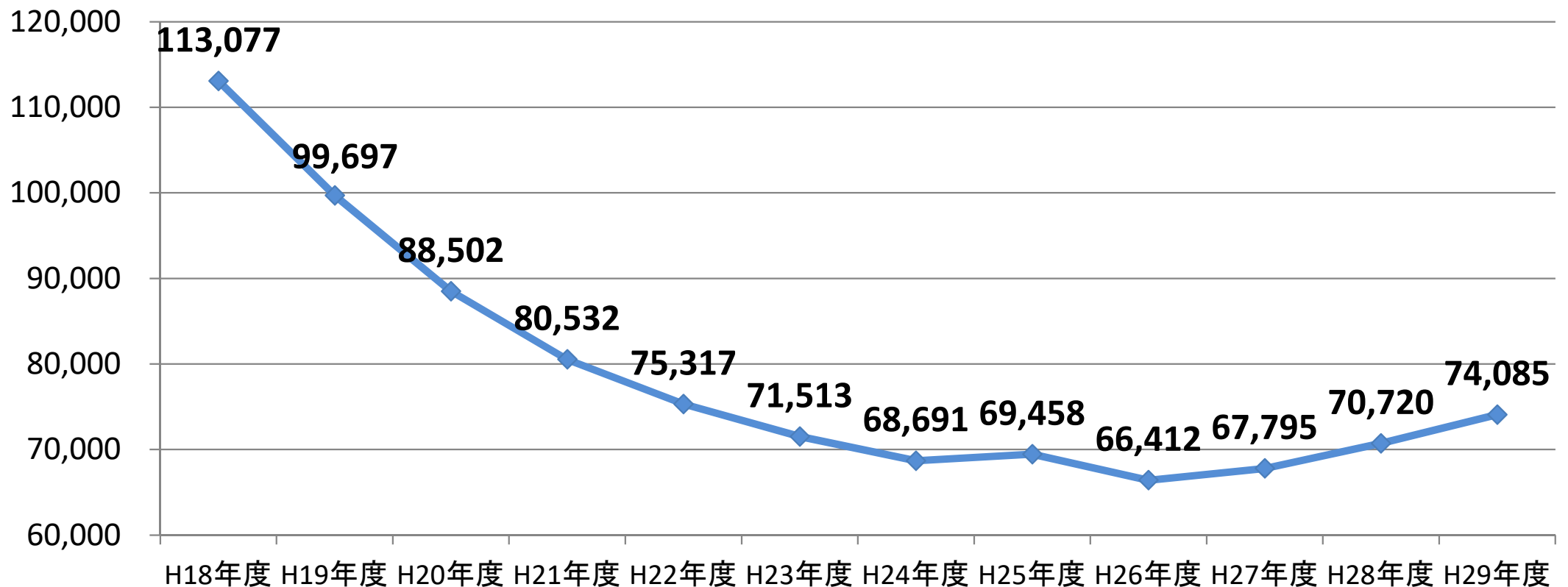


就労継続支援 A 型事業所経営改善計画提出等の流れ



就労継続支援A型事業所における平均賃金月額推移

○ 就労継続支援A型事業所における平均賃金月額は、平成26年度までは減少傾向であったが、近年は増加傾向にある。



(※) 平成23年度までは、就労継続支援A型事業所、福祉工場における平均賃金

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

就労継続支援A型 都道府県別平均賃金月額の比較(平成28年度、平成29年度)

(円/月額)

都道府県	平成28年度	平成29年度	伸び率
北海道	68,482	70,489	102.9%
青森県	62,511	62,496	100.0%
岩手県	71,245	75,144	105.5%
宮城県	65,118	71,476	109.8%
秋田県	66,128	64,167	97.0%
山形県	68,868	72,994	106.0%
福島県	71,370	69,917	98.0%
茨城県	85,257	82,361	96.6%
栃木県	64,127	66,095	103.1%
群馬県	68,653	66,511	96.9%
埼玉県	68,869	70,379	102.2%
千葉県	66,306	69,372	104.6%
東京都	91,417	90,407	98.9%
神奈川県	81,002	78,869	97.4%
新潟県	65,717	67,220	102.3%
富山県	60,468	61,412	101.6%
石川県	67,639	67,889	100.4%
福井県	76,391	79,910	104.6%
山梨県	67,520	66,261	98.1%
長野県	83,669	85,874	102.6%
岐阜県	70,017	70,600	100.8%
静岡県	70,347	71,575	101.7%
愛知県	74,298	76,269	102.7%
三重県	68,828	72,171	104.9%

都道府県	平成28年度	平成29年度	伸び率
滋賀県	83,945	84,750	101.0%
京都府	88,848	88,148	99.2%
大阪府	71,739	76,493	106.6%
兵庫県	77,399	80,347	103.8%
奈良県	71,216	72,434	101.7%
和歌山県	92,525	89,939	97.2%
鳥取県	80,551	82,659	102.6%
島根県	84,638	84,631	100.0%
岡山県	72,369	75,096	103.8%
広島県	86,595	84,549	97.6%
山口県	74,159	77,583	104.6%
徳島県	63,303	66,218	104.6%
香川県	69,053	69,712	101.0%
愛媛県	63,125	66,058	104.6%
高知県	84,309	88,205	104.6%
福岡県	69,391	69,771	100.5%
佐賀県	82,443	82,547	100.1%
長崎県	80,077	82,339	102.8%
熊本県	65,019	69,621	107.1%
大分県	79,077	78,807	99.7%
宮崎県	59,224	61,392	103.7%
鹿児島県	62,984	66,547	105.7%
沖縄県	64,619	63,769	98.7%
全国平均	70,720	74,085	104.8%

(注) 就労継続支援A型事業所の平均

【出典】工賃実績調査(厚生労働省調べ)

事業廃止の場合の届出事項について

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）（抄）

（変更の届出等）

第四十六条

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年二月二十八日厚生労働省令第十九号）

（指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の二十三

- 4 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次の各号に掲げる事項を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者に関する次に掲げる事項

イ 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置

ロ 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無

ハ 引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスを継続的に提供する他の指定障害福祉サービス事業者の名称

四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

職発 0714 第 5 号

平成 29 年 7 月 14 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長

(公 印 省 略)

雇用安定事業の実施等について

社会保障・税番号制度については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号。以下「番号法」という。）に基づき、番号法第 2 条に定める個人番号（以下「個人番号」という。）の利用が税・社会保障分野などで開始されており、障害者に係る雇用関係助成金についても、平成 29 年 7 月 18 日より、情報提供ネットワークシステムの運用が開始されることから、個人番号を利用した情報連携を可能とする運用の見直しを行うこととする。

また、特定求職者雇用開発助成金の一部のコースについて、当該助成金の申請を行う就労継続支援 A 型事業所が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 49 条第 1 項若しくは第 2 項に基づく勧告、又は第 50 条第 1 項に基づく同法第 29 条第 1 項の指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止を受けた場合の運用の見直しを行うこととし、下記第 1 を内容とする関係通達の改正を下記第 2 のとおり行い、平成 29 年 7 月 18 日から適用することとするので、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本件については、本日付け職発 0714 第 6 号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長あて併せて通知したことを申し添える。

記

第 1 改正内容

- (1) 個人番号を利用した情報連携が可能となる以下の障害者に係る雇用関係助成金について、雇用関係助成金支給要領（以下「要領」という。）及び関係様式について所要の改正（※）を行う。

※ 支給申請書（障害者雇用関係助成金個人番号登録届）にマイナンバーが記載されている場合には、障害者手帳の写しの添付を省略するこ

とができることとする。

- ・ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）
- ・ 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金
- ・ 障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース）
- ・ 障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）
- ・ 障害者職業能力開発助成金

なお、障害者雇用安定助成金（障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース）の要領及び関係様式の改正については、追って通知する。

(2) 特定求職者雇用開発助成金の以下のコースについて、当該助成金の申請を行う就労継続支援A型事業所が障害者総合支援法に基づく、勧告又は指定の取消し若しくは効力の停止を受けた場合に不支給とする要領の改正を行う。

- ・ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）
- ・ 特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）
- ・ 特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）

第2 関係通達の一部改正

雇用関係助成金支給要領（平成25年5月16日付け職発0516第19号・能発0516第4号・雇児発0516第9号「雇用安定事業の実施等について」別添1）の一部を別紙のとおり改正する。

なお、改正後の要領及び関係様式は以下のとおり。

<雇用関係助成金支給要領>

【別添1】雇用関係助成金支給要領（改正関係部分）

<雇用関係助成金支給要領関係様式（改正関係部分）>

【別添2】特定求職者雇用開発助成金

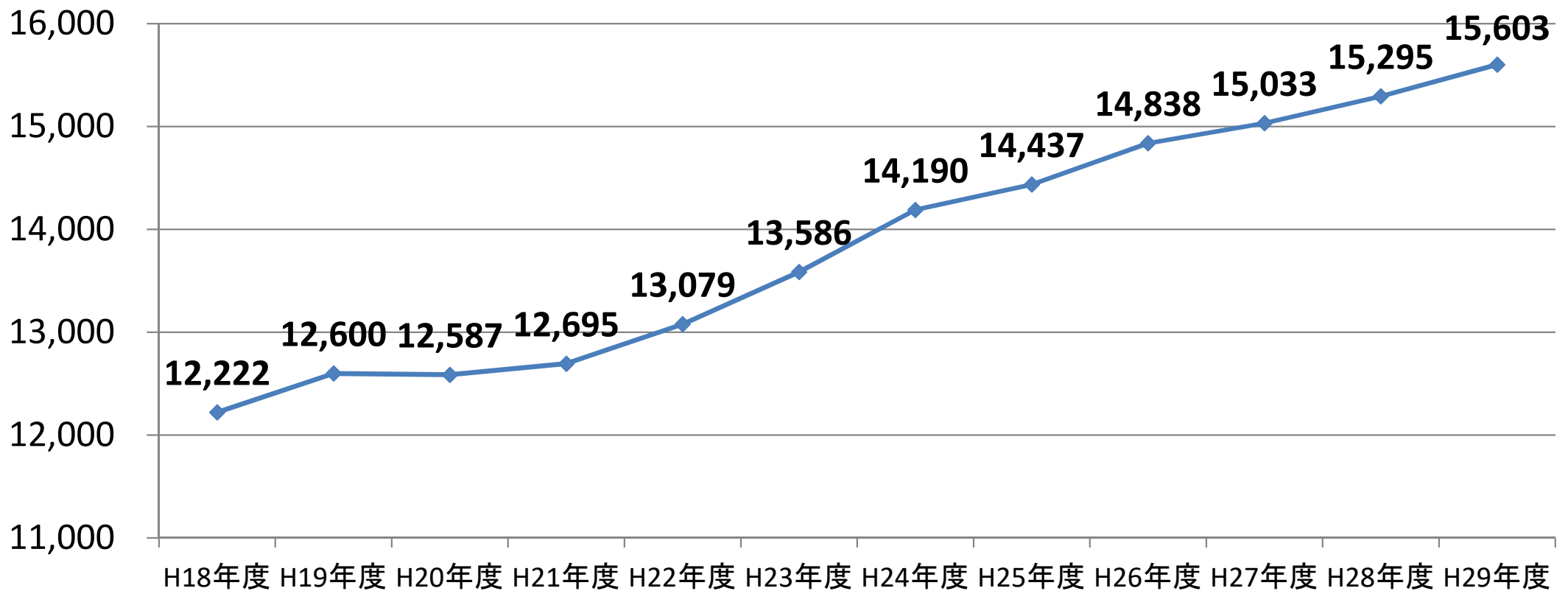
【別添3】中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金

【別添4】障害者雇用安定助成金

【別添5】障害者職業能力開発助成金

就労継続支援B型事業所における平均工賃の推移

○ 就労継続支援B型事業所における平均工賃月額額は、平成20年度以降、毎年増加してきており、平成18年度から27.6%上昇している。



(※)平成23年度までは、就労継続支援B型事業所、授産施設、小規模通所授産施設における平均工賃

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

就労継続支援B型 都道府県別平均工賃月額の比較(平成28年度、平成29年度)

(円/月額)

都道府県	平成28年度	平成29年度	伸び率
北海道	18,289	18,810	102.8%
青森県	13,369	13,559	101.4%
岩手県	18,808	18,982	100.9%
宮城県	18,695	17,862	95.5%
秋田県	14,965	15,169	101.4%
山形県	11,430	11,016	96.4%
福島県	14,425	14,602	101.2%
茨城県	12,501	13,198	105.6%
栃木県	16,157	16,612	102.8%
群馬県	16,860	17,139	101.7%
埼玉県	14,492	14,517	100.2%
千葉県	13,769	14,308	103.9%
東京都	15,349	15,752	102.6%
神奈川県	13,677	14,047	102.7%
新潟県	14,510	14,472	99.7%
富山県	15,127	15,645	103.4%
石川県	16,783	16,552	98.6%
福井県	22,128	22,312	100.8%
山梨県	15,846	15,741	99.3%
長野県	15,246	15,787	103.6%
岐阜県	13,718	14,010	102.1%
静岡県	15,159	15,675	103.4%
愛知県	14,812	15,297	103.3%
三重県	14,346	14,915	104.0%

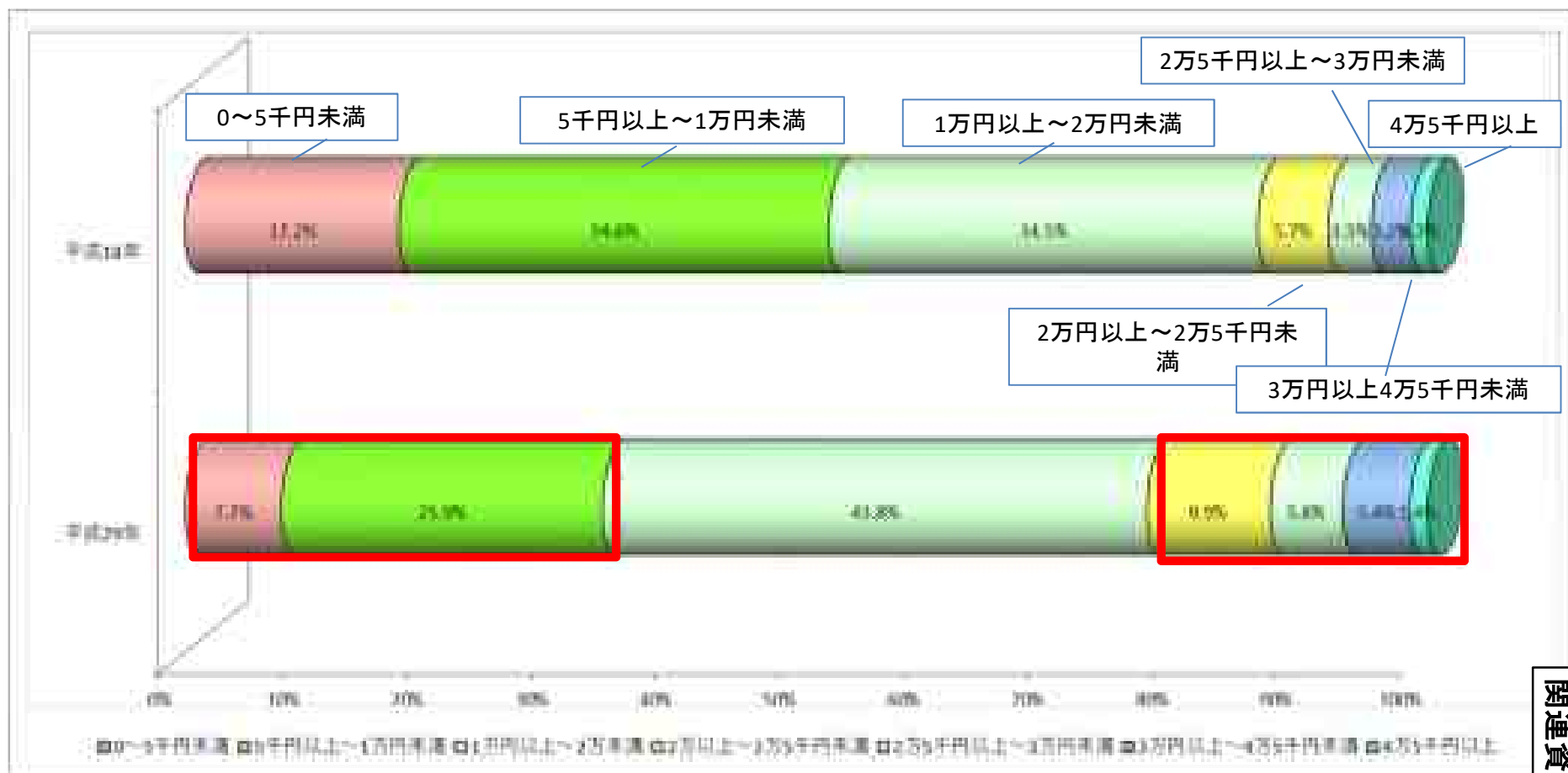
都道府県	平成28年度	平成29年度	伸び率
滋賀県	18,038	18,156	100.7%
京都府	16,855	16,724	99.2%
大阪府	11,209	11,575	103.3%
兵庫県	14,007	14,041	100.2%
奈良県	15,411	15,206	98.7%
和歌山県	16,489	16,565	100.5%
鳥取県	17,169	18,312	106.7%
島根県	18,994	19,133	100.7%
岡山県	13,691	14,160	103.4%
広島県	15,892	16,038	100.9%
山口県	16,730	17,289	103.3%
徳島県	20,876	21,465	102.8%
香川県	14,673	15,445	105.3%
愛媛県	16,260	16,264	100.0%
高知県	19,629	19,694	100.3%
福岡県	13,539	13,841	102.2%
佐賀県	18,263	18,419	100.9%
長崎県	15,919	16,389	102.9%
熊本県	13,924	14,490	104.1%
大分県	16,823	17,101	101.7%
宮崎県	17,960	18,585	103.5%
鹿児島県	15,239	16,174	106.1%
沖縄県	14,704	14,940	101.6%
全国平均	15,295	15,603	102.0%

(注) 就労継続支援B型事業所の平均

【出典】工賃実績調査(厚生労働省調べ)

就労継続支援B型における工賃の状況

- 平成18年度と比較すると、利用者1人あたりの平均工賃月額が2万円以上の事業所の割合は全体の22.5%に増加。
- 平均工賃月額が1万円未満の事業所の割合は、全体の33.6%に減少。



【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

工賃等向上に向けた全国的支援体制構築モデル事業の概要

(就労継続支援事業所における工賃・賃金の向上に向けた支援体制構築に係る調査研究)

平成30年度予算額 11,741千円	→	平成31年度予算案 11,741千円 (保健福祉調査委託費)	差引増▲減額 ±0千円
-----------------------	---	--------------------------------------	----------------

事業目的

都道府県域を超えた工賃倍増等へ取組実績がある法人が、全国の工賃等向上の実事例を収集し整理するとともに、全国展開を図るために、こうした事例を用いた経営改善支援を工賃向上計画支援等事業の基本事業を実施する都道府県とも連携して実施することで、工賃・賃金の一層の向上を目指す就労継続支援事業所を支援する。

実施主体

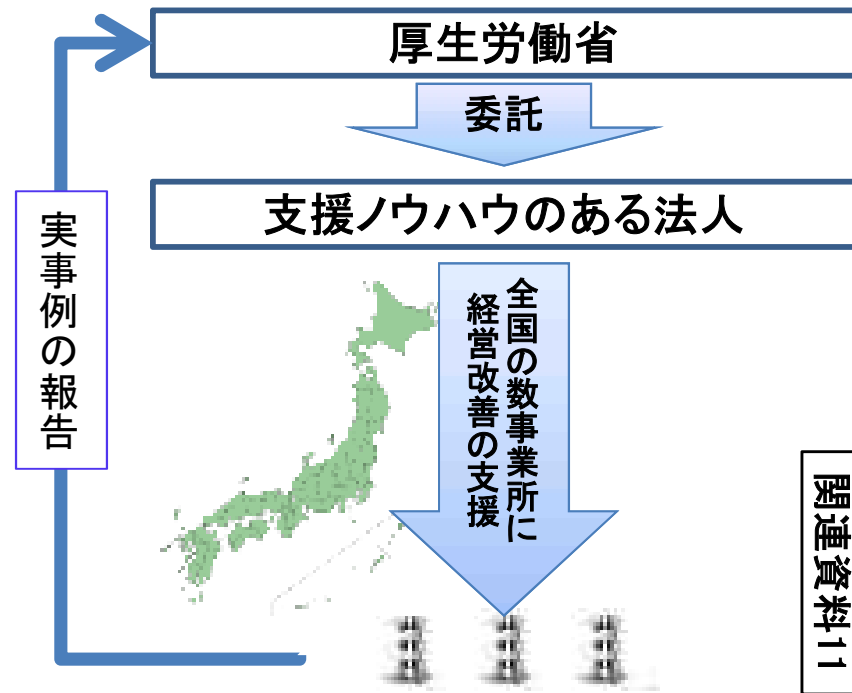
○社会福祉法人、NPO法人、民法法人、株式会社等

事業内容

全国レベルでの工賃等の一層の向上を目指すため、以下の事業を実施する。

- ① 受託法人として支援を実施した結果、工賃倍増等につながっている実事例の整理
- ② 実事例について、全国レベルでの周知・展開
- ③ 工賃向上計画支援等事業の基本事業を実施する都道府県と連携した経営改善等支援の実施(訪問支援：5箇所実施)
- ④ 経営改善等支援を実施した結果、工賃倍増等につながった実事例の国への報告

<事業のスキーム>



平成30年度以降の工賃向上計画について

工賃倍増5か年計画（平成19～23年度）

- 成長力底上げ戦略(平成19年2月)に基づく「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」の一環として実施。
- 全ての都道府県で「工賃倍増5か年計画」を作成し、官民一体となって取り組み、5年間で平均工賃の倍増を目指すもの。
- 各事業所における計画の作成は任意。
- 平均工賃は、5年間で14.8%増であり、倍増には至らず(平成18年度:11,830円 ⇒ 平成23年度:13,586円)。

工賃向上計画（平成24～26年度）

- 工賃倍増5か年計画における課題を踏まえ、全ての事業所で「工賃向上計画」を作成、PDCAサイクルにより工賃向上に取り組むこととした。
- 市町村レベル及び地域レベルでの関係者の理解や連携体制が重要であることから、市町村においても事業所の取組を積極的に支援するよう明記。
- 平成25年度の平均工賃は14,437円(各事業所が掲げた平成26年度の平均工賃の目標値は15,773円)。

工賃向上計画(平成27～29年度)

- 平成27年度から平成29年度の3か年を対象期間とした計画を策定。
※ 事業所が策定する計画については、任意に対象期間を設定し、当該機関で達成すべき目標工賃等を計画に記載。
- 現行の「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」について、基本的な内容は継続しつつ、計画の対象期間等を改正(3月上旬に通知)。

平成30年度以降も引き続き工賃向上計画を策定し、就労継続支援B型事業所等における工賃向上に取り組む

平成30年度以降の工賃向上計画

- 平成30年度から平成32年度の3か年を対象期間とした計画を策定。
- 都道府県、事業所、市町村において、**地域の事業所の取組や産業状況、地域課題(農業の担い手不足、高齢者を支える担い手不足等)を把握し、障害福祉部局だけでなく、他部局との連携により障害者の就労機会の拡大を図る**ことを追加。
- 現行の「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」について、基本的な内容は継続しつつ、計画の対象期間等を改正(2月下旬に通知)。

障害者の活躍する場の広がり

- 障害者が地域の人手不足が深刻な産業や、高齢化に悩む地域を支えている事例が地域で産まれている。
- 様々な業界、分野と連携し、障害者が活躍する場が広がっている。

就労継続支援A型事業所の事例

(事例1) 観光と福祉の連携

- 当該事業所では、施設外就労として地域のリゾートホテルの客室清掃業務を行っている。
- 障害特性に応じた作業のレクチャー、体調に応じたシフト作成により、約12人の障害者が働いており、国内外から訪れる観光客に快適な客室を提供する。
- 人材不足に悩む観光産業と、働く場を求める障害者施設を行政が結びつけて始まったプロジェクト。

(事例2) 介護施策との連携

- 法人が運営する介護老人保健施設において、清掃、洗濯、リネン交換、介護補助等を行っている。
- 主に知的障害のある約10人の利用者が、シフト制で1日実働6.5時間、週5日で勤務する。
- 作業面での自立を目指すだけでなく、社会人としてのマナーを備えるため、言葉遣い、身だしなみチェック、マナー講習等も力を入れている。
- 働く力を身につけた利用者は、一般企業や他の介護事業所等への就労に送り出している。
- 平成28年度の平均月額賃金は、約13万円



就労継続支援B型事業所の事例

(事例1) 障害者が高齢者を支える事例

- 当該事業所は、首都圏にある老朽化の進んだ大規模団地の一角でカフェレストランを運営。身体に優しい栄養バランスのよい定食や、和洋スイーツを提供。
- この地域は高齢化率50%以上と高い。団地内にある商店街の殆どは閉店し、公共交通機関の利用も不便なため孤立しがちな高齢住民にとって、当該事業所は憩いの場となっている。
- 主に知的障害のある利用者約20人は、カフェでの作業以外にも、外出が難しい高齢者宅への夕食の配食&見守り(配達当日と翌日の容器回収の2回、対面により安否を確認)サービスを行っている。
- 地域包括支援センターや社会福祉協議会とも連携し、地域活性のための新しい街づくりを進める。

(事例2) 障害者が高齢者を支える事例

- 障害のある方、約60人が働く当該事業所では、弁当やパンを製造販売し、学校給食としても提供している。喫茶室も運営し、地域住民との交流の場になっている。
- さらに、事業所で製造した商品や、近隣の商店から調達した食料品や生活用品を、注文に応じて山間部の高齢者へ定期的に宅配し、同時に高齢者を見守り、話し相手となることで地域を支えている。
- 地元の民間企業とともに、見守り協力機関として自治体と協定を結んでおり、一人暮らしの高齢者を守る活動の充実強化にも寄与している。
- 平成28年度の平均月額工賃は、約2万5千円



地域振興につながる連携促進(実施例)

地域生活支援事業（都道府県事業）

各都道府県に配置された地域連携促進コーディネーター（仮称）が、**地域の農業団体、商工団体、民生委員等と連携し、障害福祉サービス事業所と地域の農家、企業、商業施設、介護事業所、高齢者世帯等を結びつけることにより、地域振興と同時に、一般就労の促進を図る。**

参考事例



・地元農家
・農業法人

○香川県の施設外就労による農業の取り組み

- ・ 県障害福祉課が、障害者就労施設の工賃向上のために、県農政部局やJA生産者部会と連携して、農家での施設外就労を推奨。
- ・ 現在は、県社会就労センター協議会が農家と障害者就労施設の橋渡しを実施



独居高齢者等

○徳島県の「ほっとかない事業」での取り組み

- ・ 障害就労施設利用者による限界集落の高齢者への配食と見守り
- ・ 移動販売車両で授産製品（お弁当・パンなど）と日用品をお届け
- ・ **障害者が地域社会の主役**



特別養護老人ホーム

○富山県の介護施設での施設外就労の取り組み

- ・ 就労継続支援B型事業の利用者が、高齢者デイサービスにおける介護支援の業務（配膳、清掃、洗濯など）を、福祉的就労として実施。
- ・ 高工賃も実現し、一般就労にもつなげている。



地元企業

○北海道の社会福祉法人の取り組み

- ・ 江差町内に唯一のパン工場が閉鎖されたことにより、法人がそのパン工場を職員共々引き継ぎ、障害者の生きがい作業とし通所作業所をスタート。
- ・ 廃業した温泉施設を譲り受け、就労継続支援B型事業所として再生。

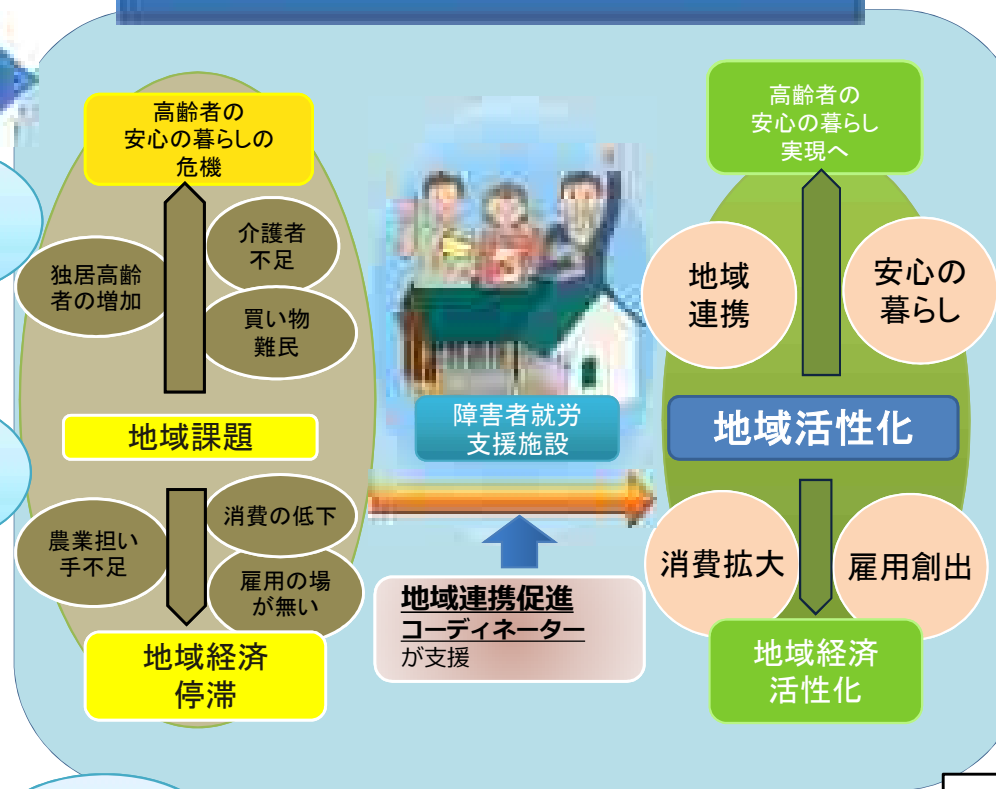
農福連携

障害者が地域を支える

共生型の推進

地域産業の再生

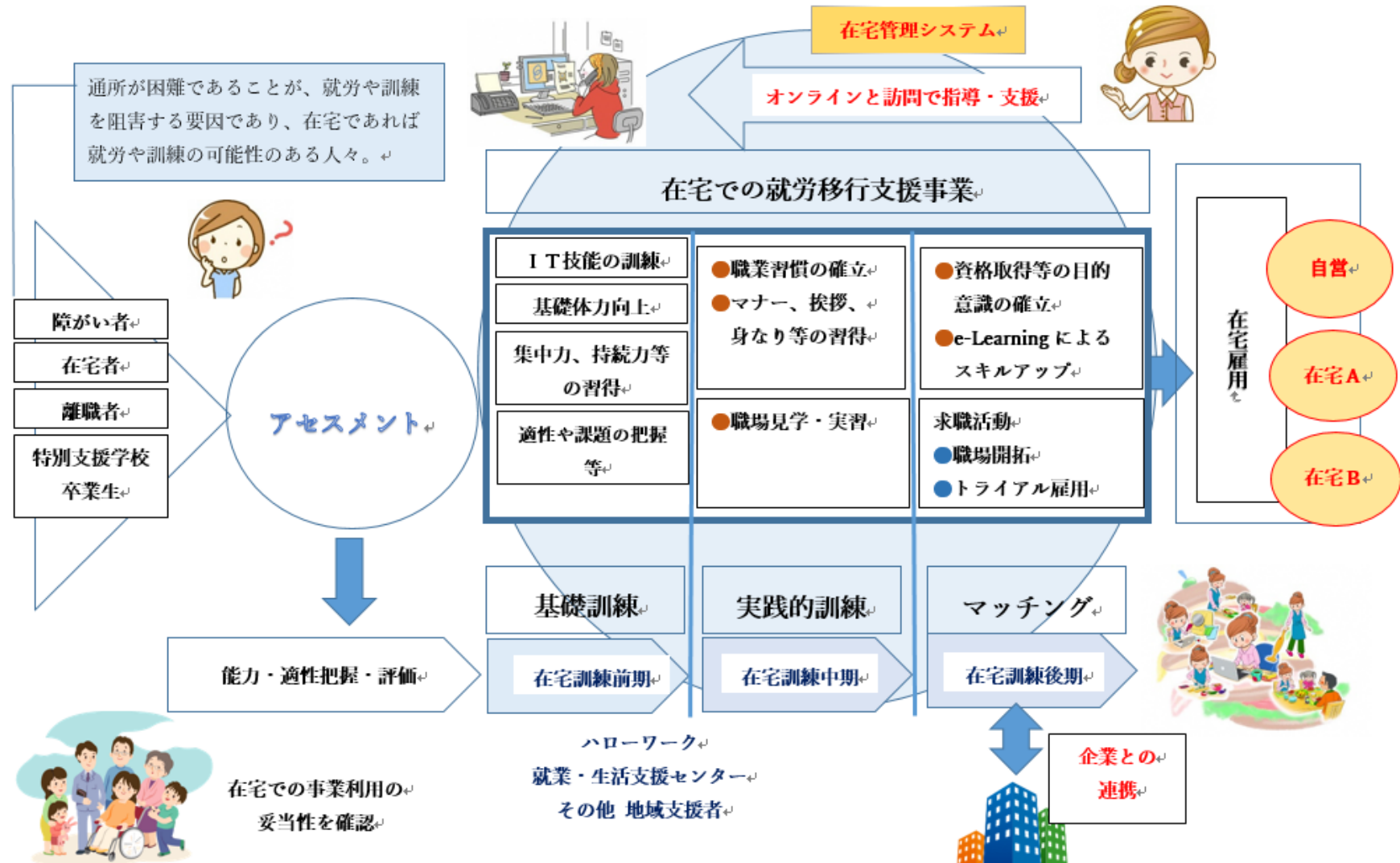
地域振興につながる連携促進事業イメージ図



関連資料14

就労移行支援における在宅訓練について

- 就労移行支援において、以下のとおり、通所利用が困難であるが在宅であれば就労の可能性ある方に対して、在宅においてIT技能の訓練等を通じて、訓練ログも管理した上で、企業への在宅雇用につなげている事業所もある。
- 平成29年度の在宅利用27人のうち在宅雇用に5人つながっている。(訓練中19人、自営3人)



工賃向上計画支援等事業の概要

平成30年度予算額 359,513千円	→	平成31年度予算案 560,363千円 (地域生活支援促進事業)	差引増▲減額 +200,850千円
------------------------	---	--	----------------------

事業目的

就労継続支援事業所等の利用者の工賃・賃金向上等を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口による情報提供体制の整備及び在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するためのモデル事業等を実施する。

事業の実施主体

- 都道府県(基本事業及び特別事業の①及び②)
- 都道府県(社会福祉法人やNPO法人等の民間団体の取組に補助する場合にその費用を負担)(特別事業の③)

基本事業(補助率:1/2)

①経営力育成支援

- 事業所の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

②品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

③事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入などに係る研修会を開催

新④販路開拓支援

- 芸術文化も含めた商品やサービスのPRを行うとともに、販売会・商談会を実施

特別事業(補助率:10/10)

①共同受注窓口の情報提供体制の構築支援

- 共同受注窓口による事業所が提供する物品等の情報提供体制を確立するための支援を実施

②農福連携による就農促進プロジェクト

- 専門家を派遣することによる農業技術に係る指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援を実施

特別事業(負担割合:国1/2、都道府県1/2)

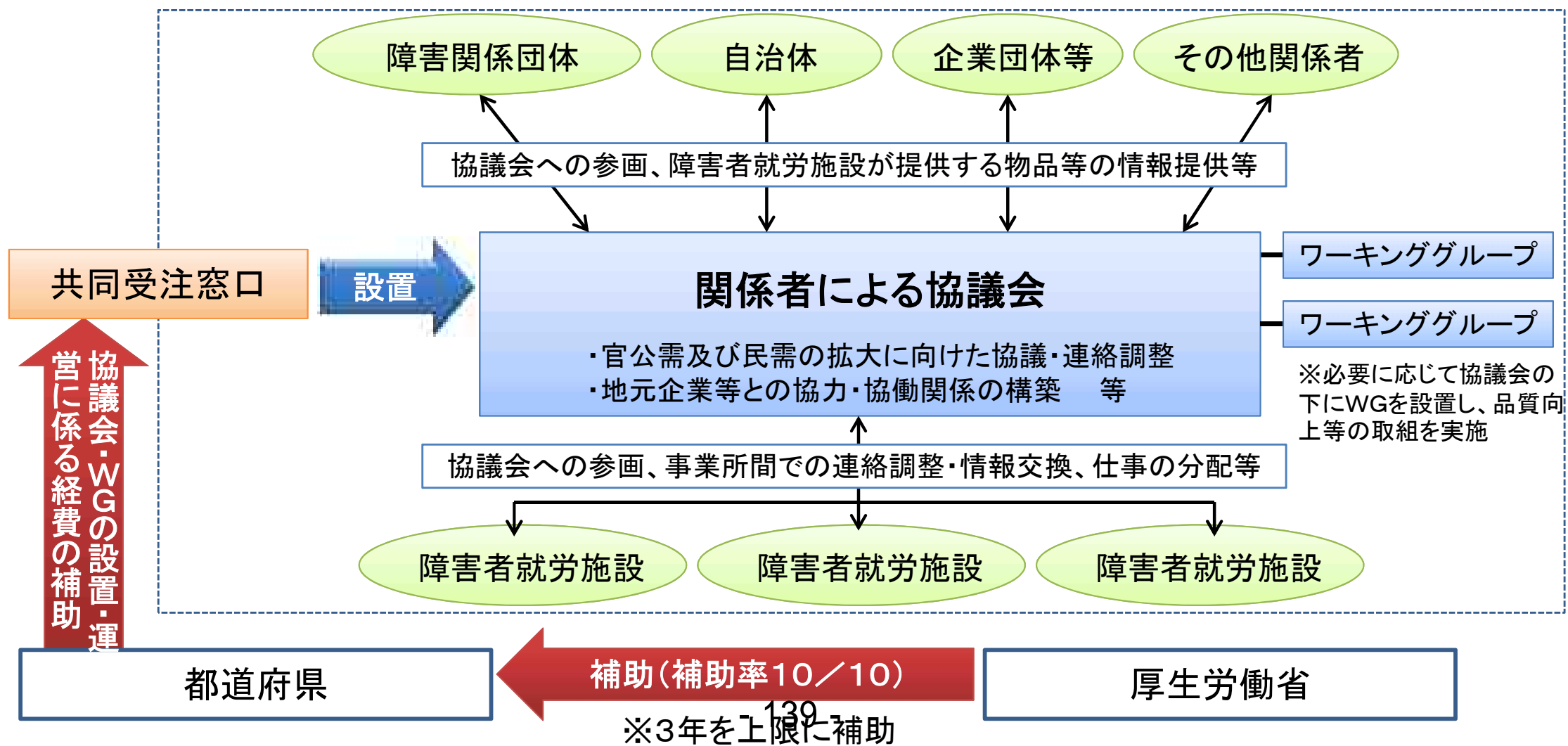
③在宅就業の支援体制の構築(モデル事業)

- 在宅障害者に対する仕事の発注の開拓、企業から発注される仕事とのマッチング等のICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業に対して補助する場合にその費用を負担

共同受注窓口による情報提供体制の構築

平成30年度予算額 22,220千円	平成31年度予算案 → 24,442千円 (地域生活支援促進事業)	差引増▲減額 +2,222千円
-----------------------	---	--------------------

- 共同受注窓口において、官公需や民需に係る関係者が参画する協議会を設置し、障害者就労施設等への発注拡大のための連絡調整や協議の場として活用するなど、障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行う体制を構築。
- 協議会では、官公需及び民需の拡大に向けて、地元企業等との協力・協働関係の構築を図ることにより、ワークシェアリングや地元企業等との協働による製品開発、新たな官公需や民需の創出などを検討する(必要に応じて、協議会の下に専門家等で構成するWGを設置し、品質向上や販路拡大などにも取り組む)。



農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

平成30年度予算額
269,310千円

平成31年度予算案
269,310千円

差引増▲減額
±0千円

事業の趣旨

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。

実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容・補助率

工賃向上計画支援事業の特別事業において、「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」として以下の事業を実施することとし、補助率は10/10とする。

○農福連携推進事業

農業に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

○農福連携マルシェ開催支援事業

農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。

○意識啓発等

農業に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。

○マッチング支援

農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援を実施する経費を補助する。

<事業のスキーム>

厚生労働省

補助

補助率:10/10

都道府県

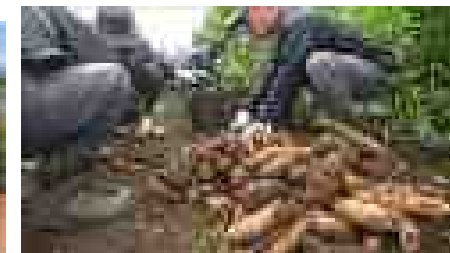
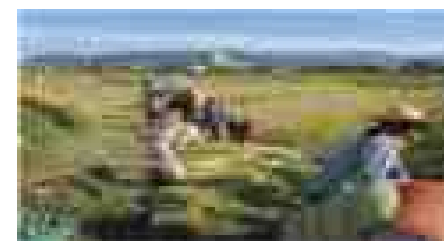
農福連携マルシェの
開催※委託による実施可

専門家の派遣等の
支援等※委託による実施可

障害者就労施設

農業の取組推進⇒6次産業化

農福連携マルシェへの参加



農福連携による就農促進プロジェクト 実施都道府県の内訳（平成30年度）

	農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	6次産業化への取組支援	農福連携マルシェの開催支援	好事例を収集し、事業所間で共有するなどの意識啓発等	農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援
北海道	○		○		
青森県			○		
岩手県	○	○	○		○
宮城県	○		○		
秋田県	-	-	-	-	-
山形県	○			○	○
福島県	○	○	○		○
茨城県	-	-	-	-	-
栃木県			○		
群馬県	○	○	○		○
埼玉県	○				
千葉県	○				
東京都	-	-	-	-	-
神奈川県	○	○	○	○	
新潟県	○		○	○	○
富山県			○		○
石川県	○		○		
福井県	○		○		
山梨県				○	○
長野県	○		○	○	○
岐阜県	-	-	-	-	-
静岡県	○	○	○		○
愛知県	○		○	○	
三重県		○	○		○
計					

	農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	6次産業化への取組支援	農福連携マルシェの開催支援	好事例を収集し、事業所間で共有するなどの意識啓発等	農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援
滋賀県	○	○		○	○
京都府	○	○	○	○	○
大阪府			○		○
兵庫県	○		○	○	
奈良県	○	○	○		
和歌山県	○	○	○		○
鳥取県	○		○		○
島根県	○		○	○	○
岡山県	○	○	○	○	○
広島県	○				
山口県			○		
徳島県	○	○	○		○
香川県	-	-	-	-	-
愛媛県	○	○	○	○	○
高知県		○	○		○
福岡県		○	○		
佐賀県				○	
長崎県	○	○	○	○	
熊本県	○		○	○	○
大分県	○		○		
宮崎県	○		○		
鹿児島県	○	○	○		○
沖縄県	○		○		
計	32	17	35	15	22

※平成30年度は補助金を活用して42道府県が事業実施（香川県、岐阜県は当該補助事業以外で実施しているため、実質44道府県で実施）

⑫ 障害者等の希望や能力を活かした就労支援の推進

【働く人の視点に立った課題】
 雇用環境は改善してきているが、依然として雇用義務がある企業（50人以上）の約3割が障害者を全く雇用していない。

経営トップを含む社内理解の促進、作業内容・手順の改善等の課題を克服する必要。

就労に向けた関係行政機関等の更なる連携が必要。

福祉事業所から一般就労への移行率が20%以上の就労移行支援事業所が増加しているが、移行率が0%の事業所が3割強存在し、二極化している。

福祉事業所における利用者の賃金・工賃は十分な水準にない。
 ・就労継続支援A型事業所の平均賃金6.8万円（2015年度）
 ・就労継続支援B型事業所の平均工賃1.5万円（2015年度）

【今後の対応の方向性】
 障害者等が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて最大限活躍できることが普通になる社会を目指す。このため、長期的寄り添い型支援の重点化等により、障害者雇用ゼロ企業を減らしていくとともに、福祉就労の場を障害者がやりがいをより感じられる環境に変えていく。また、特別な支援を必要とする子供について、初等中等・高等教育機関と福祉・保健・医療・労働等の関係行政機関が連携して、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制を整備する。

【具体的な施策】
（長期的寄り添い型支援の重点化）
 ・障害者雇用ゼロ企業が障害者の受入れを進めるため、実習での受入れ支援や、障害者雇用に関するノウハウを付与する研修の受講などを進める。また、障害者雇用に知見のある企業OB等の紹介・派遣を行う。

（障害者の一般就労に向けた在学中からの一貫した支援）
 ・発達障害やその可能性のある方も含め、障害の特性に応じて就労に向けて、在学中から希望・能力に応じた一貫した修学・就労の支援を行うよう、各教育段階において、教育委員会や大学と福祉、保健、医療、労働等関係行政機関、企業が連携した切れ目ない支援体制を整備し、企業とも連携したネットワークを構築する。
 ・一般就労移行後に休職した障害者について、その期間に就労系障害福祉サービスの利用を認めることを通じた、復職を支援する仕組みを創設するほか、福祉事業から一般就労への移行を推進する。
 ・聴覚に障害のある人が電話を一人でかけられるよう支援する電話リレーサービスの実施体制を構築する。また、障害者の職業生活の改善を図るための最新技術を活用した補装具の普及を図る。

（在宅就業支援制度の活用促進）
 ・障害者の在宅就業等を促進するため、在宅就業する障害者と発注企業を仲介する事業のモデル構築や、優良な仲介事業の見える化を支援するとともに、在宅就業支援制度（在宅就業障害者に仕事を発注した企業に特別調整金等を支給）の活用促進を図る。

（農業と福祉の連携強化）
 ・農業に取り組む障害者就労施設に対する6次産業化支援や耕作放棄地の積極的活用など、農福連携による障害者の就労支援について、全都道府県での実施を目指す。

施策	年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度以降	指標	
長期的寄り添い型支援の重点化		企業等による初めての障害者の実習受け入れや、障害者雇用に関するノウハウを有する人材育成への支援											障害者雇用ゼロ企業を減らすための取組を推進する。 就労移行支援事業所等の利用を経て一般就労へ移行する者を2020年度までに2016年度実績の1.5倍以上とする。	
		障害者雇用に知見のある企業OB等を、雇入企業に紹介・派遣						高齢・障害・求職者雇用支援機構の中期計画見直しに合わせて改善						
障害者の一般就労に向けた在学中からの一貫した支援		障害者テレワークのモデル構築（在宅）		モデル構築の実施結果を踏まえた支援措置の検討										
		サテライト型オフィス												
		教育委員会と福祉・労働等行政機関が連携した支援体制整備												
		2017年度までに30地域		2019年度までに94地域		連携支援体制の成果の発信・普及とともに、就労支援コーディネーターの全国展開に向けた更なる拡充				更なる支援策等の検討				
在宅就業支援制度の活用促進		大学等と高校・行政機関・企業が連携した支援体制のモデルとなるネットワーク構築				事業の成果を研修等を通じ全国に普及				実施状況を踏まえた更なる支援策の検討				
		就労後に休職した場合の就労系福祉サービス利用等給付開始				報酬改定ごとに実績を踏まえた見直し								
		電話リレーサービスの実施				実施状況を踏まえた更なる拡充の検討								
農業と福祉の連携強化		最新技術を活用した補装具の普及				補装具の普及による障害者の就労の更なる促進								
		仲介事業のモデルの構築		優良仲介事業の見える化		取組実態を踏まえて必要な制度の見直しを図り、在宅就業支援制度の活用を促進								
		各都道府県で農福連携による障害者の就労支援を推進（2018年度までに全都道府県で実施）				刈パウと合わせて刈江開催		- 142 -				農福連携の更なる推進		

(参考) 経済財政運営と改革の基本方針2018・未来投資戦略2018

【経済財政運営と改革の基本方針2018について（平成30年6月15日閣議決定）（抄）】

7. 安全で安心な暮らしの実現

(4) 暮らしの安全・安心

③共助社会・共生社会づくり

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。

障害者の地域生活への移行や農福連携を含めた就労・社会参加を促進するとともに、発達障害について、社会全体の理解促進、家族支援等に取り組む。

【未来投資戦略2018 — 「Society 5.0」 「データ駆動型社会」 への変革 —（平成30年6月15日）（抄）】

[4] 「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる

1. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 農業改革の加速

①生産現場の強化

ア) 経営体の育成・確保

- ・ 農福連携を推進し、担い手不足が見込まれる農業分野で活躍が期待される高齢者、障害者、生活困窮者等の就農・就労支援を進める。

(参考) ニッポン一億総活躍プラン・日本再興戦略2016・未来投資戦略2017

【ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)(抄)】

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(3) 障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援

一億総活躍社会を実現するためには、障害者、難病患者、がん患者等が、希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要である。このため、就職支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、**障害者の身体面・精神面にもプラスの効果がある農福連携の推進**、ICTの活用、就労のための支援、慢性疼痛対策等に取り組むとともに、グループホームや就労支援事業等を推進する。

【日本再興戦略2016 — 第4次産業改革に向けて — (平成28年6月2日閣議決定) (抄)】

2-3. 多様な働き手の参画

KPIの主な進捗状況

(障害者の活躍推進)

《KPI》「2020年：障害者の実雇用率2.0%」

⇒2015年：1.88% (2012年：1.69%)

iii) 障害者等の活躍推進

障害者、難病患者、がん患者等の就労支援をはじめとした社会参加の支援に引き続き重点的に取り組む。障害者については、職場定着支援の強化や、**農業分野での障害者の就労支援(農福連携)等を推進する**とともに、障害者の文化芸術活動の振興等により、社会参加や自立を促進していく。

【未来投資戦略2017 — Society 5.0の実現に向けた改革 — 平成29年6月9日(抄)】

3. 人材の育成・活用力の強化

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 生産性・イノベーション力の向上につながる働き方の促進

⑥ 障害者等の就労促進

・来年4月の法定雇用率の引上げや障害者雇用に関するノウハウを付与する研修の充実、キャリア教育など生涯を通じた学習の充実や関係機関の連携の促進等を通じて、障害者の希望や能力をいかした就労支援の取組を進める。また、最新技術を活用した補装具等の普及を図るとともに、**農福連携による障害者の就労支援を推進**する。

在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業

平成30年度予算額 45,000千円	→	平成31年度予算案 40,000千円 (地域生活支援促進事業)	差引増▲減額 ▲5,000千円
-----------------------	---	---------------------------------------	--------------------

目的

仕事をする意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情で一般就職や施設利用が困難な障害者もいることから、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業を実施し、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制を構築する。

実施主体・負担割合等

○実施主体：都道府県 ○補助事業者：社会福祉法人等の民間団体 ○負担割合：国1/2、都道府県1/2

事業概要

障害者の在宅就業に関する現状・課題

(障害者の個人事業者への業務発注に関する傾向)

- 障害者への発注は避けたい

(在宅就業の課題)

- 在宅就業という働き方や自分たちの取組が認知されていない
- 登録者のスキルが不足している

(在宅就業を希望する理由)

- 体調などが変わりやすく、仕事量の調整などをしなければならないが、会社の仕事では在宅でもそれが難しいと思う

課題等への対応
(モデル事業の実施)

地域の実情に応じたモデル事業の実施

都道府県

補助



社会福祉法人等の民間団体

- 関係者による検討会
- ニーズ調査や実態調査等を実施

- 企業への普及・啓発
- 相談支援
- 発注企業の開拓

企業



- ICTネットワークの構築

企業から発注された仕事のマッチング

在宅障害者



- ICT技術等のスキルアップ支援

事業評価・検証

農業と福祉の連携事例

- 障害者就労施設が、有機農業によって付加価値の高い農作物を生産し、また、加工・販売まで手掛けること(6次産業化)によって、高い工賃(賃金)を実現している事例もある。
- また、農業分野には、多様な作業があることから、障害者の特性に応じた仕事を開発することにより、より多くの障害者の雇用・就労につながる。また、地域の農家ともつながることにより、地域活性化や地方創生にも資する事例もでてきている。

就労継続支援A型事業所の事例

(事例1)

- 法人内で生産する農産物を基盤に、県内農産物を加工・販売することにより、障害者の働く場を広げ、地域の農業を活性化。地元農家や農協、行政とネットワークを構築し、地域全体で連携して取組む。
- A型利用者約20人のうち、一部(※)が、地元の野菜や果実からジュースやジャムを製造し、販売する。
- 平成28年度の平均月額賃金:約14万5千円
※農業以外に自動車部品組立作業も行っている。

(事例2)

- 就労継続支援A型事業所として、農業と加工作業を組合せて通年の作業を確保。20人の利用者が、主にジャガイモの生産と加工を行い、総菜チェーンや地元の食堂に販売し、安定収益を上げている。A型利用者から支援スタッフへのキャリアアップも実現。
- 地域の高齢者を積極的に雇用し、農業の経験や知恵を伝承。高齢者の生きがい創出にもなっている。
- 平成28年度の平均月額賃金:約10万8千円



就労継続支援B型事業所の事例

(事例1)

- 当事業所では、約30品目の野菜を生産。同じ法人で運営する養鶏場の鶏ふんを使った自家製堆肥による土作りなども行い、農薬を使わない野菜作りを行っている。
- 直売店やネット通販、車による移動販売も行い、売上げ確保に努めている。外出が困難な地域住民にとって、買い物支援の役割も担っている。
- 精神障害のある約30人の利用者が、それぞれの適性と体調を判断しつつ、就労に必要な体力、忍耐力、チームワークを養いながら作業している。
- 地元の農家から請負で作業を行う「施設外就労」に取組むことで、地域の農業を支えている。
- 平成28年度の平均月額工賃：約2万6千円

(事例2)

- 当該事業所では、使われなくなった畑地を耕し、主にカボチャとブドウ、他にもトマト、ピーマン、ブルーベリー等の少量多品種の野菜や果物を生産している。ブドウの選定作業などは、地域の高齢者の協力を得ている。
- 農産物は、JAの直売所や施設内の市場で販売している。施設内の市場には地元の農家も出店し、高齢化・過疎化が進む地域の農家にとって新たな販路拡大、所得確保の機会にもなっている。
- 約40人の利用者の多くは知的障害者で、農業の他に、法人内で製造するクラフトビールの瓶詰めやラベル貼り、レストランでの清掃、調理補助、接客にも取り組む。
- 平成28年度の平均月額工賃：約2万7千円



就労移行等連携調整事業

平成30年度予算	平成31年度予算案	差引増▲減額
21,191千円	→ 21,191千円	±0千円
(地域生活支援促進事業)		

- 障害者が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要であるが、このためには、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所等、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できるよう支援することが重要である。
- このため、働くことを希望する障害者について、様々な支援機関が連携した円滑な移行支援が行えるよう、支援対象者のアセスメント及び関係機関のコーディネートを行う。

1 事業概要

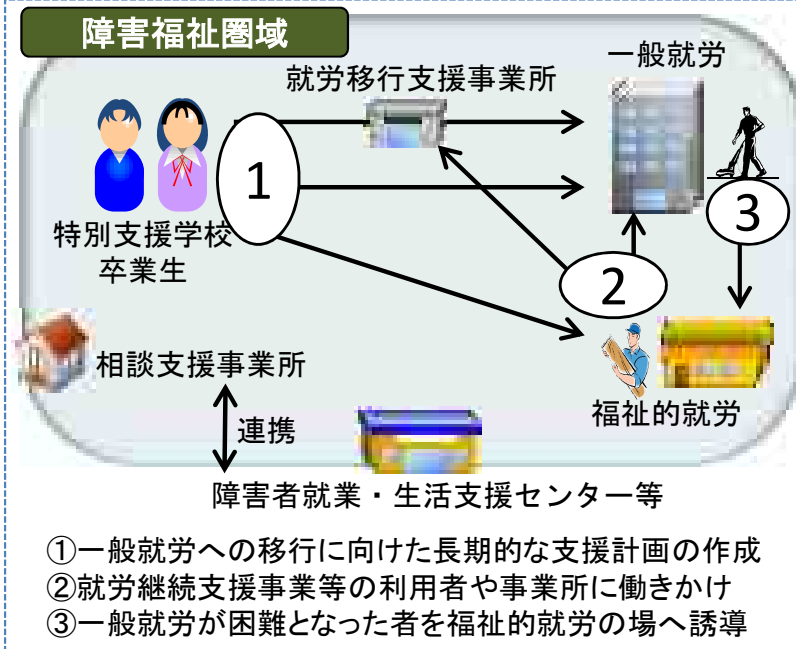
特別支援学校の卒業生、就労継続支援事業利用者、一般就労者等、就労可能な障害者について、適切なアセスメントを行うとともに、障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所、就労系福祉サービス事業所等、様々な支援機関の連携のためのコーディネートを行い、各障害者の能力に応じた就労の場への移行を支援する。

2 実施主体 : 都道府県

3 補助率 : 1/2

4 積算

$$4,709千円 \times 9か所 \times 1/2 = 21,191千円$$



【施策の効果】

- 障害者が能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を関係機関が連携して行うことにより、一般就労へ移行する障害者が増加するとともに、一般就労が困難な者についても、福祉的就労の場で適切な支援を受けながら働くことが可能となる。

6 地域生活支援拠点等の整備促進について

(1) 地域生活支援拠点等の整備促進

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における課題の解決を目指す「地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の整備をお願いしているが、平成30年4月時点における拠点等の整備状況をみると、整備済が89市町村、30圏域（圏域の市町村数：144市町村）であり、整備が必ずしも進んでいない状況にある。

この間、各市町村等における拠点等の整備の取組を進めるため、平成29年7月に「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日障障発第0707第1号）の通知を発出し、周知してきたところである。

拠点等については、第五期障害福祉計画の策定に係る基本指針の成果目標においても引き続き、平成32年度末までに各市町村又は圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする旨定めていること、また、内閣府の障害者政策委員会における第4次障害者基本計画においても、同年度末までに全ての地域に整備することと定められていることから、第四期障害福祉計画の期間中に拠点等の整備を行わなかった市町村又は圏域においては、既に整備が進んでいる地域の事例等も参考とし、地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、障害福祉計画に位置付け、できる限り早期に積極的な整備に努めるよう、また、都道府県におかれては、市町村又は圏域における拠点等の整備を進めるに当たって必要な支援を行うとともに、第四期障害福祉計画の期間中に拠点等の整備を行わなかった市町村及び圏域に対して、整備に向けた検討を早期に行うよう特段の配慮をお願いする。

今年度は、地域生活支援拠点等の現状の課題や傾向等を都道府県ブロック別に把握し、未整備の自治体の整備促進（底上げ）や好事例自治体の横展開を図りつつ、第6期障害福祉計画に係る地域生活支援拠点等のあり方を検討するため、各都道府県とブロック会議を随時行っているところである。当該会議の開催状況や各自治体等の事例発表等の資料については、随時厚生労働省ホームページに掲載するので、参考にされたい。

また、その会議の結果については、各都道府県に周知する予定であるのでご承知おき願いたい。

さらに、今般別添のとおり、昨年発出した整備促進の通知等の内容をまとめたパンフレット【第2版】を作成したので、管内自治体、障害福祉サービス事業所・施設、関係機関等に幅広く周知をお願いする。

なお、上記の平成30年4月時点の各市町村等における拠点等の整備の状況や、昨年作成した好事例集等、拠点等の取組みに係る資料等については、厚生労働省ホームページに掲載しているの、これらを十分に活用いただき、積極的な整備や必要な機能の強化・充実をお願いします。

(掲載先)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>

(2) 今後の制度的対応

平成27年12月に取りまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書においては、常時介護を要する障害者等、精神障害者、高齢障害者に対する支援として、「地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき」とされており、これらについては、自立生活援助や重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型（日中サービス支援型）の創設など障害者総合支援法の改正によるサービス等の新設や、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の対応において、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」の機能など拠点等の必要な機能の強化・充実を図ってきたところである。

また、今年度、報酬改定検証調査として、「地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査」を実施し、整備済の自治体における必要な機能の取組みの傾向等について把握することとしているが、調査結果については、各都道府県に周知する予定であるのでご承知おき願いたい。

今後、拠点等については、平成32年度末までの全国整備を前提に、第6期障害福祉計画に係る基本指針、また、次期報酬改定に向けて、拠点等のあり方や必要な機能や付加機能等について、これまでの取組みや動向を踏まえ、検討を行うこととしているので、これらの見直しの状況も注視していただき、各自治体等においてP D C Aの視点で拠点等における支援困難事例等のノウハウの蓄積・活用を図りながら、障害児者の生活を地域全体で支える体制の構築に向けて、効果的な取組みをお願いします。

7 訪問系サービスについて

(1) 入院中の重度訪問介護の利用について

平成 30 年 4 月から、重度訪問介護を利用する障害支援区分 6 の者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）においても重度訪問介護を利用できることとしたところであるが、病院等の側においてそのことが理解されておらず、利用者が入院時にヘルパーの利用を認めてもらえないといった声が寄せられている。

病院等での重度訪問介護の利用については、地方厚生局等を通じて各医療機関に周知を図っているところであるが、各都道府県におかれても、医療関係部局と連携の上、病院等へ制度の周知にご協力いただきたい。

病院等に入院又は入所中には、健康保険法の規定による療養の給付等が行われることを踏まえ、重度訪問介護により提供する支援については、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としているが、病院等で重度訪問介護を希望した者が会話することが可能な状態であることだけをもって、病院等での重度訪問介護の利用を認めないとした事例があるとの声が寄せられている。意思疎通の支援については、その一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されているので、病院等に入院又は入所中の重度訪問介護の提供に当たっては、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等の療養の給付等に影響がないように病院等の職員と十分に調整した上で行うよう、管内の重度訪問介護事業所に周知徹底をお願いしたい。

なお、その際の見守りにかかる時間については、「平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A」（平成 30 年 3 月 30 日付事務連絡）において既にお示ししているとおり、意思疎通に対応するための見守りの時間は報酬の対象となるので留意願いたい。

(2) 重度訪問介護の同行支援について

平成 30 年 4 月から、2 人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護について、障害支援区分 6 の者に対して、重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により利用者へ支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行うことを報酬算定しているところであるが、同行支援の支給決定に 1 ヶ月以上を要することや、新任の従業者が事業所に採用されても必要なときに迅速に同行支援の支給決定がされないなどの声が寄せられている。

「平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A」（平成 30

年 3 月 30 日付事務連絡) 問 38 において、明らかに特別なコミュニケーション技術を要し、同行支援の必要性が認められる場合には、あらかじめ支給決定をしておくことも差し支えないとしているところであるが、支給決定に当たり、各市町村で受給者証の記載方法や利用可能時間、従業者数の考え方等の取り扱いに差が生じている。

このため、同行支援の取扱いに係る留意事項について追ってお示しする予定であるので、ご承知おきいただきたい。

(3) 同行援護の従業者養成研修について

同行援護の従業者養成研修については、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において盲ろう者が同行援護を利用しやすくするための改定や平成 29 年度障害者総合福祉推進事業「盲ろう者の移動支援に係る研修課程の効果的な実施に関する研究」の成果を踏まえ、平成 30 年度障害者総合福祉推進事業において「同行援護従事者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する研究」を実施し研修カリキュラムの見直しを図ることとしている。

詳細については追ってお示しすることとするが、同行援護従事者養成研修カリキュラムと盲ろう者向け通訳・介助員養成研修カリキュラムの研修内容が重複すると考えられる科目の免除の可否等について検討しているので、ご承知おきいただきたい。

(4) 行動援護の従業者要件について

① 従業者要件に係る経過措置について

行動援護の従業者については、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 2 年以上の従事経験を有する者にあっては行動援護従業者としてみなす措置を設けているが、当該措置は平成 33 (2021) 年 3 月 31 日までの経過措置である。

このため各都道府県におかれては、この経過措置期間中に、経過措置対象者が行動援護従業者養成研修課程又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を受講することを促進し、経過措置経過後も行動援護従業者として確保されるよう努められたい。

② 従業者養成研修カリキュラムの見直しについて

強度行動障害支援者養成研修の研修カリキュラムについては、平成 30 年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援者養成研修の効果的な研修カリキュラム及び運営マニュアルの作成に関する研究」において、研修カリキュラムの見直しが予定されていることから、行動援護の従業者養成研修のカリキュラムについても見直しを予定している。詳細については追

ってお示しする予定なので、ご承知おきいただきたい。

(5) 訪問系サービスの従業者の養成について

① 居宅介護従業者の養成について

居宅介護等従業者の養成については、各都道府県において実施され、地域生活支援事業により、その経費の補助を行っているところであるが、居宅介護事業所等においては、依然として従業者が不足している状況にある。

各都道府県においては、多くの人材に研修を受講していただけるよう、開催場所や回数等に配慮の上、引き続き、従業者養成研修の着実な実施をお願いしたい。

② その他

訪問系サービスの質の向上のため、昨年度開催された障害保健福祉関係主管課長会議においてもお願いしたところであるが、訪問系サービスの質の向上のため、次期障害福祉サービス等報酬改定に向け、以下の者については、その要件の廃止も含めて検討を行うこととしていることから、事業者への集団指導等の機会を捉え、従業者の資質向上に向け、介護福祉士、実務研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者、同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）修了者、行動援護従業者養成研修修了者の資格の取得について、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては引き続き勧奨されたい。

- ・ 旧身体障害者居宅介護等事業、旧知的障害者居宅介護等事業及び旧児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者
- ・ 旧視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、旧全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者及び旧知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者

(6) 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

① 支給決定事務における留意事項について【関連資料1】

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」（平成19年4月13日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、適切に対応していただきたい。

ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと

イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること

ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害支援区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

② 重度訪問介護等の適切な支給決定について【関連資料 2】

ア 重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（平成 19 年 2 月 16 日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、対応していただきたい。

(ア) 重度訪問介護は、同一箇所に長時間滞在し、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護等のサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1 日につき 3 時間を超える支給決定を基本とすること。なお、個々の支給量は、当該利用者にどのような支援が必要かを個別具体的に判断すべきものであり、一律に 3 時間の支給決定とする扱いをしないよう、留意されたい。

(イ) 平成 21 年 4 月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を 30 分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが 1 日に複数回行われる場合の 1 回当たりのサービスについて 30 分単位等の短時間で行うことを想定しているものではないこと。

(ウ) 利用者から「短時間かつ 1 日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。

短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを 1 日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

(エ) また、利用者から「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない。」といった声が寄せ

られているところである。

重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが1日に複数回提供される場合であっても1回当たりのサービスについては基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。

なお、深夜帯に利用者が就寝している時間帯の体位変換、排泄介助、寝具のかけ直しや見守りなどの支援にかかる時間についても、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給決定を行うよう、管内市町村へ周知されたい。

イ 一方で、同一箇所に長時間滞在し、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援も含めた長時間の支援を必要とする者に対して居宅介護の支給決定がされている事例も散見されている。

居宅介護は短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて高い単価設定としているため、ヘルパーが行う支援内容を具体的に把握した上で、適切なサービスを支給決定するようお願いしたい。

③ 居宅介護における通院等介助等について

居宅介護における通院等介助については、「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成20年4月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等をお示ししているところである。

具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、

- ・ 院内の移動に介助が必要な場合
- ・ 知的・行動障害等のため見守りが必要な場合
- ・ 排せつ介助を必要とする場合

等が想定されるので、参考としていただきたい。

なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。

また、通院の介助は、同行援護や行動援護により行うことも可能であり、これらと通院等介助の利用に優先関係は無いため、利用者の意向等を勘案し、適切なサービスの支給決定をお願いしたい。

④ 支給決定の際に勘案すべき事項について

障害福祉サービスの支給要否決定は、障害支援区分だけでなく、障害者等の置かれている環境やサービスの利用に関する意向の具体的内容等の

事項を勘案して行うこととされている。

これらの勘案事項のうち介護を行う者の状況については、介護を行う者の有無、年齢、心身の状況等を勘案して支給決定することとしている。これは、介護を行う者がいる場合には居宅介護等の介護給付費の支給を行わないという趣旨ではない旨は、「介護給付費等の支給決定等について」（平成19年3月23日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で既にお示ししているところであるが、今般この通知を改正し、改めてその旨周知しているので、介護給付費の支給決定に当たっては、介護を行う者の状況に配慮した上で行っていただくよう留意されたい。

また、居宅介護等の障害児について、保護者がいることのみをもって一律に不支給とする取り扱いとすることのないよう、留意願いたい。

⑤ 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について

我が国においては、自助を基本としつつ、共助が自助を支え、自助・共助で対応できない場合に社会福祉等の公助が補完する仕組みが社会保障の基本となっている。

このため、あるサービスが公費負担制度でも社会保険制度でも提供されるときは、国民が互いに支え合うために保険料を支払う社会保険制度の下で、そのサービスをまず利用してもらうという「保険優先の考え方」が原則となっている。

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）で、介護保険サービスが原則優先されることとなるが、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものについては、障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給することや、障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合には、介護給付費等を支給することが可能であることなどの取扱いを示すとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知してきたところである。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（平成27年2月18日付事務連絡）において、制度の適切な運用について示しているところであり、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願いする。【関連資料3】

なお、介護保険の被保険者である障害者については、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付を受けることが

可能か否か等について判断するためにも、障害者の生活に急激な変化が生じないように配慮しつつ、まずは、要介護認定等申請を行っていただいた上で介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当である。

したがって、要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう丁寧に働きかけるよう改めてお願いする。

(7) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業について

平成 30 年度より地域生活支援促進事業のメニューとして、「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」を実施しているところである。

本事業は、重度障害者が大学等（大学、大学院、短期大学及び高等専門学校をいう。以下同じ。）において必要な支援が受けられずに修学を断念することがないように大学等において、修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供するものである。

各都道府県におかれては、管内市町村に対し、本事業の趣旨等を踏まえ重度障害者の修学（入学予定を含む）先の大学等と連携し積極的な実施について周知するようお願いしたい。

事 務 連 絡

平成19年4月13日

各 都道府県障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企 画 課

障害福祉課

障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について

平素、障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく支給決定事務については、平成18年6月26日障害保健福祉関係主管課長会議等において、①適切かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくことが望ましいこと、②支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること、③支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害程度区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと等その取扱いに係る留意事項をお示ししているところです。

各市町村におかれましては、これまでお示ししていることに十分留意していただきたいと考えておりますが、特に、日常生活に支障が生じる恐れがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として、個別に市町村審査会の意見を聴取する等により、適切な支給量の設定にご留意いただきますよう、よろしく願いいたします。

各 都道府県障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課

重度訪問介護等の適正な支給決定について

平素より障害者自立支援法の施行に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、訪問系サービスについては、平成18年10月に再編を行ったところですが、障害の状態やニーズに応じた支給決定が適切に行われるよう、下記の点に留意いただきたく、管内市町村への周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課訪問サービス係

電 話 03-5253-1111 (内線 3038)

F A X 03-3591-8914

記

1 居宅介護について

居宅介護は、短時間（1回当たり30分～1.5時間程度が基本）集中的に身体介護や家事援助などの支援を行う短時間集中型のサービスであり、その報酬単価については、所要時間30分未満の身体介護中心型など短時間サービスが高い単価設定になっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、居宅における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行うためのものである。

2 重度訪問介護について

重度訪問介護は、日常生活全般に常時の支援を要する重度の肢体不自由者に対して、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護などが、比較的長時間にわたり、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうものであり、その報酬単価については、重度訪問介護従業者の1日当たりの費用（人件費及び事業所に係る経費）を勘案し8時間を区切りとする単価設定としているものである。

3 重度訪問介護等の支給決定にかかる留意事項

(1) 重度訪問介護については、

- ・ 1日3時間以上の支給決定を基本とすること
- ・ 1日に複数回の重度訪問介護を行った場合には、これらを通算して算定することとしているが、これは、1日に提供されたサービス全体でみた場合に、「比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供」されているほか、1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについても、基本的には、見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであり、例えば、短時間集中的な身体介護（見守りを含まない）のみが1日に複数回行われた場合に、単にこれらの提供時間を通算して3時間以上あるようなケースまでを想定しているものではないこと。

- (2) このため、上記の重度訪問介護の要件に該当する者であっても、サービスの利用形態によっては、重度訪問介護ではなく居宅介護の支給決定を行うことが適切である場合があること。

事務連絡
平成 27 年 2 月 18 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 障害保健福祉部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課
障害福祉課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について

標記については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成 19 年 3 月 28 日障企発第 0328002 号・障障発第 0328002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知。以下「適用関係通知」という。）でお示しするとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知しているところである。

しかしながら、その運用に関して障害者の個々の実態に即したものとなっていない等の声も寄せられていることを踏まえ、各市町村における具体的な運用等についての実態調査を実施したところである。

本調査結果は別添のとおりであるが、自立支援給付と介護保険制度との適用関係に係る留意事項を下記のとおりまとめたので、御了知の上、管内市町村、関係機関に周知徹底いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いしたい。

なお、本事務連絡については、老健局とも協議済みであることを念のため申し添える。介護保険担当課室へも本事務連絡を情報提供し、適宜、連携を図るようお願いしたい。

記

1. 介護給付費等と介護保険制度との適用関係について

(1) 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの特定について

適用関係通知において、市町村は、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、適切に判断することとしているが、改めて各市町村においては、適切な運用をお願いしたい。

(2) 具体的な運用について

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能であることとしている。市町村においては、当該介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。

また、障害福祉サービス利用者が要介護認定等を受けた結果、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の範囲内では、利用可能なサービス量が減少することも考えられる。しかし、介護保険利用前に必要とされていたサービス量が、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。

2. 介護保険制度の円滑な利用に当たっての留意点

(1) 障害福祉サービス利用者への介護保険制度の案内について

要介護認定等の申請は、申請に係る者の状態について大きな変更が生ずることが見込まれないということから、65歳到達日（誕生日の前日）、特定疾病に該当する者の40歳到達日（誕生日の前日）又は適用除外施設退所日（以下「65歳到達日等」という。）の3か月前以内に

要介護認定等申請を受理し、65歳到達日等に認定することを運用上の対応として可能としている。

そのため、障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間を考慮して65歳到達日等前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うこと。

その際には、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員から、又は、(3)にお示しする相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。

(2) 障害福祉サービス利用者等に対する介護保険制度との併給が可能な旨の案内について

介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を障害福祉サービス利用者にも与えることのないよう、適用関係通知(2)②の場合や③の場合については介護給付費等の支給が可能な旨、利用者及び関係者へ適切に案内を行うこと。

(3) 指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との連携について

障害福祉サービス利用者が介護保険サービスを利用するに当たっては、障害者が適切なサービスを受けられるよう

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）における指定特定相談支援事業所の相談支援専門員がモニタリングを通じて、必要な介護保険サービスを円滑に利用できるよう利用者に対し、介護保険制度に関する案内を行うことや、介護保険サービスの利用に際しては、本人に了解の上、利用する指定居宅介護支援事業所等に対し、利用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等サービス等利用計画に記載されている情報を提供するよう適切に引継ぎを行うこと
- ・ 介護保険サービス利用開始後も引き続き障害福祉サービスを利用する場合は、サービス担当者会議等を活用して相談支援専門員と介護支援専門員が随時情報共有を図ること

等必要な案内や連携を行うこと等の周知をお願いしたい。

※なお、ここでいう「指定居宅介護支援事業者等」とは、小規模多機能型居宅介護や介護老人福祉施設のように、人員配置基準において

介護支援専門員の配置が義務づけられている事業者を含むものである。

3. 要介護認定等の申請について

介護保険の被保険者である障害者については、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付を受けることが可能か否か等について判断するためにも、障害者の生活に急激な変化が生じないように配慮しつつ、まずは、要介護認定等申請を行っていただいた上で介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当である。

したがって、要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけること。

4. 指定障害者支援施設等入所者の要介護認定等について

介護保険適用除外施設である指定障害者支援施設等入所者は、介護保険サービスに相当する介護サービスが提供されていること等の理由から、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。一方で、個々の事情に応じて介護保険適用除外施設を退所又は退院することもあり得るが、その場合には介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定等を受けることにより、これに応じた介護保険サービスを利用することが可能となる。

この点、例えば、介護保険適用除外施設からの退所者が介護老人福祉施設等へ入所しようとする場合には、通常、一定の期間を要することから、指定障害者支援施設等の退所日と要介護認定申請の時期の兼ね合いで必要な手続きや調整が円滑に行われれないという指摘があるが、介護保険サービスの利用を円滑に進めるために、関係者間での密な情報共有や連携を図ることにより、柔軟に対応願いたい。

8 障害者優先調達推進法について

(1) 調達方針の作成について

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための「調達方針」を作成しなければならないこととされている。

これは、法に定められた義務となっているにもかかわらず、都道府県においては、全都道府県において調達方針が作成されている一方で、市町村においては、調達方針が作成されていないため、調達実績がない市町村もある。

都道府県別の状況を見ると、管内全ての市町村が作成しているところもあれば、作成率が低いところもある。調達方針の作成率は年々上昇しているものの、平成 30 年 3 月 31 日時点における調達方針の作成率は、市町村で 95.2%となっている。【関連資料 1】

調達方針の作成は、法に定められた義務であることから、地域に障害者就労施設等がない場合でも、例えば障害者就労施設等において生産されている災害用備蓄物品等を購入するなど、国及び地方公共団体等が自ら率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、これを呼び水とすることにより、民間部門へも取組の輪を広げ、障害者就労施設等からの物品等に対する我が国全体の需要を推進することが重要であるとともに、様々な生産活動や就労の機会を得ることで、能力が高まり一般就労につながる障害者もいることから、調達方針の作成について徹底し、調達の推進に取り組んでいただきたい。

また、平成 28 年度から各都道府県の管内市町村の調達方針作成率を公表するとともに、調達方針未作成の自治体名についても厚生労働省のホームページに公表している。

なお、例年お願いしているところであるが、平成 31 年度（2019 年度）の調達方針については、今年度中に作成することが望ましいが、遅くとも 2018 年度の出納整理期間が終わる 2019 年 5 月には未作成の市町村も含めて作成できるよう、速やかな作成をお願いするとともに、2019 年度中に管内市町村の調達方針の作成率を 100%としていただきたい。

（参考 URL：平成 29 年度末現在の市町村ごとの調達方針作成状況）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000451071.pdf>

(2) 障害者就労施設等からの調達の促進について

① 平成 29 年度の調達実績について

平成 29 年度の都道府県における調達実績は、約 28 億円、市町村における調達実績は約 124 億円であり、国等も含めた合計では約 177 億円と、平成 28 年度から約 6 億円増加したところであり、障害者優先調達推進法施行後、4 年連続で増加している。【関連資料 2】

同法第 9 条第 5 項において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、会計年度が終了した後、遅滞なく障害者就労施設等からの調達実績の概要をとりまとめ公表することとされているので、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、平成 30 年度分の調達実績については、可能な限り早期にとりまとめ、6 月中を目途に公表していただくようお願いしたい。公表に際しては、物品・役務の別や調達先の内訳など、少なくとも別添資料のような項目が公表されていることが望ましいので、ご参照の上、公表内容が分かりやすいものとなるよう努めていただきたい。【関連資料 3】

また、厚生労働省においても、障害者優先調達推進法に関する基本方針に基づき、都道府県、市町村及び地方独立行政法人における調達実績について把握し、概要をとりまとめ公表していることから、各都道府県の調達実績に加え、管内市町村及び地方独立行政法人の調達実績についても、各都道府県を通じて調査をお願いするので、引き続きご協力をお願いしたい。

② 全庁的な取組や更なる調達の推進について

平成 29 年度の国や都道府県等における障害者就労施設等からの調達実績は、全体で約 177 億円であり、平成 28 年度から約 6 億円増加しているものの、前年度よりも実績が落ちている自治体、実績が低い自治体や実績がない自治体も散見される場所である。

昨年 11 月に、「「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」を踏まえた、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく取組の推進について」(平成 30 年 11 月 12 日障障発 1122 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長)においても依頼しているが、毎年作成する調達方針における目標を達成するなど引き続き障害者優先調達推進法に基づく取組を推進していただきたい。

また、昨年 12 月からは、国、都道府県だけでなく全市町村ごとの調達実績額や、国、都道府県、市町村等の担当・連絡先も厚生労働省のホームページにおいて公表しているので、実績額の多い市町村の取組なども参考に取組を進めていただきたい。

(参考 URL : 市町村における調達実績額、担当窓口一覧)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02399.html

都道府県等における物品等の調達には様々な分野で行われることから、調達の促進を図るためには、福祉部局だけではなく、契約主体となり得る全ての部局において積極的に発注に取り組むことが必要である。

各都道府県におかれては、出先機関等も含めた全庁的な調達の促進に取り組むことができるよう、調達推進体制の整備や調達事例の提供などに積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村等に対しても、全庁的な取組が行われるよう周知いただきたい。

また、平成 27 年度の工賃向上計画支援事業の共同受注窓口による受注促進支援として、特定非営利活動法人日本セルフセンターにおいて、就労継続支援 B 型事業所等が提供する物品等を紹介する全国版の共同受注窓口サイトであるナイスハートネットを開設し、厚労省のホームページにリンクを貼っているため、管内の市町村や事業所など、幅広く周知し、発注にあたり積極的に活用していただくとともに、全国の障害者就労施設等の情報についても厚生労働省のホームページにおいて参照可能としているので活用していただきたい。

(参考 URL : 全国共同受注窓口サイト)

<http://japan.nice-heart-net.jp/>

(障害者就労施設等情報)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02816.html

③ 共同受注窓口の活用について

共同受注窓口については、基本方針において、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこととされており、調達実績に含まれることとなる。

共同受注窓口は、量や質の担保のみならず、好事例の共有など、各事業所の質の向上にも資するものであり、工賃向上計画支援等事業の基本事業においても共同受注窓口を活用した品質向上支援に係る経費を補助対象としているので、積極的に活用いただきたい。

また、平成 28 年度から工賃向上計画支援等事業の特別事業において、共同受注窓口において自治体、障害関係団体、障害者就労施設、企業等による協議会を設置することにより、障害者就労施設が提供する物品等の情報提供体制の整備や、新たな官公需や民需の創出を図るための取組に対する支援を行う予算（補助率 10/10）を確保しているので、共同受注窓口の体制を強化するためにも、積極的に活用していただきたい。【関連資料 4】

なお、いくつかの自治体においては、共同受注窓口や特例子会社等についても地方自治法施行令第167条の2及び地方自治法施行規則第12条の2の3の規定に基づき、随意契約の対象とする認定の手続きをとっているため、参考にさせていただきたい。

④ 官公庁・自治体における取組事例等について

官公庁からの発注事例としては、報告書・冊子・ポスター等の印刷や、庁舎の雑草駆除等の役務に加え、公園管理等の業務委託や、イベント等で使用する備品等の購入、小型電子機器の再資源化処理の委託などが挙げられ、自治体では共同受注窓口を活用した取組や分割発注を行うなどの工夫を行って調達実績を上げているところもある。

また、平成29年3月に内閣府から、災害時用備蓄物品の障害者就労施設等からの優先調達への配慮を求められたところである【関連資料5】

厚生労働省のホームページでは、各省庁における優先調達事例や障害者就労施設等での物品及び役務の提供例（印刷、ウエス、花卉、クリーニング、防災グッズ）や自治体の取組事例を掲載しているため、障害者就労施設等からの調達の促進にあたり参考にさせていただきたい。

各都道府県等におかれても、庁内における発注事例を収集し、各部署に情報提供するなどの取組をお願いしたい。

(参考URL：障害者優先調達推進法の推進にむけた自治体等の取組事例)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000066983.html>

⑤ 「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」も踏まえた取組の推進について

「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」を踏まえた、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく取組の推進について」（平成30年11月12日障障発1122第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長）においても通知したところであるが、今後、障害者優先調達推進法の更なる推進に向けて、障害者就労施設等からの調達において創意・工夫等している取組なども順次情報提供していく予定であることから、各都道府県・市町村におかれても、調達方針において定めている目標達成に向けて、引き続き積極的に取り組んでいただくことをお願いしたい。【関連資料6】

市区町村の調達方針作成状況(平成28年度)

※平成29年3月31日時点

	対象市区町村	作成済み市区町村	未作成市区町村	策定割合
全国計	1,741	1,623	118	93.2%
北海道	179	129	50	72.1%
青森県	40	39	1	97.5%
岩手県	33	29	4	87.9%
宮城県	35	32	3	91.4%
秋田県	25	21	4	84.0%
山形県	35	35	0	100.0%
福島県	59	50	9	84.7%
茨城県	44	44	0	100.0%
栃木県	25	25	0	100.0%
群馬県	35	33	2	94.3%
埼玉県	63	63	0	100.0%
千葉県	54	53	1	98.1%
東京都	62	53	9	85.5%
神奈川県	33	32	1	97.0%
新潟県	30	27	3	90.0%
富山県	15	15	0	100.0%
石川県	19	19	0	100.0%
福井県	17	17	0	100.0%
山梨県	27	27	0	100.0%
長野県	77	77	0	100.0%
岐阜県	42	42	0	100.0%
静岡県	35	35	0	100.0%
愛知県	54	54	0	100.0%

	対象市区町村	作成済み市区町村	未作成市区町村	策定割合
三重県	29	28	1	96.6%
滋賀県	19	17	2	89.5%
京都府	26	26	0	100.0%
大阪府	43	43	0	100.0%
兵庫県	41	38	3	92.7%
奈良県	39	34	5	87.2%
和歌山県	30	30	0	100.0%
鳥取県	19	19	0	100.0%
島根県	19	19	0	100.0%
岡山県	27	27	0	100.0%
広島県	23	23	0	100.0%
山口県	19	19	0	100.0%
徳島県	24	24	0	100.0%
香川県	17	17	0	100.0%
愛媛県	20	20	0	100.0%
高知県	34	34	0	100.0%
福岡県	60	60	0	100.0%
佐賀県	20	20	0	100.0%
長崎県	21	21	0	100.0%
熊本県	45	45	0	100.0%
大分県	18	18	0	100.0%
宮崎県	26	26	0	100.0%
鹿児島県	43	37	6	86.0%
沖縄県	41	27	14	65.9%

※障害福祉課調べ(各都道府県を通じて集計)

※ は調達方針の策定割合が80%未満

※市町村には特別区を含む

市区町村の調達方針作成状況(平成29年度)

※平成29年5月31日時点

	対象市区町村	作成済み市区町村	未作成市区町村	作成割合
全国計	1,741	1,219	522	70.0%
北海道	179	104	75	58.1%
青森県	40	28	12	70.0%
岩手県	33	25	8	75.8%
宮城県	35	15	20	42.9%
秋田県	25	15	10	60.0%
山形県	35	35	0	100.0%
福島県	59	45	14	76.3%
茨城県	44	29	15	65.9%
栃木県	25	18	7	72.0%
群馬県	35	20	15	57.1%
埼玉県	63	51	12	81.0%
千葉県	54	28	26	51.9%
東京都	62	35	27	56.5%
神奈川県	33	22	11	66.7%
新潟県	30	18	12	60.0%
富山県	15	11	4	73.3%
石川県	19	8	11	42.1%
福井県	17	17	0	100.0%
山梨県	27	24	3	88.9%
長野県	77	67	10	87.0%
岐阜県	42	41	1	97.6%
静岡県	35	31	4	88.6%
愛知県	54	44	10	81.5%

	対象市区町村	作成済み市区町村	未作成市区町村	作成割合
三重県	29	19	10	65.5%
滋賀県	19	4	15	21.1%
京都府	26	21	5	80.8%
大阪府	43	32	11	74.4%
兵庫県	41	25	16	61.0%
奈良県	39	34	5	87.2%
和歌山県	30	23	7	76.7%
鳥取県	19	19	0	100.0%
島根県	19	11	8	57.9%
岡山県	27	22	5	81.5%
広島県	23	16	7	69.6%
山口県	19	12	7	63.2%
徳島県	24	21	3	87.5%
香川県	17	12	5	70.6%
愛媛県	20	20	0	100.0%
高知県	34	12	22	35.3%
福岡県	60	38	22	63.3%
佐賀県	20	11	9	55.0%
長崎県	21	20	1	95.2%
熊本県	45	27	18	60.0%
大分県	18	15	3	83.3%
宮崎県	26	20	6	76.9%
鹿児島県	43	33	10	76.7%
沖縄県	41	21	20	51.2%

※障害福祉課調べ(各都道府県を通じて集計)

※ は調達方針の策定割合が80%未満

※市町村には特別区を含む

障害者優先調達推進法に基づく国等の取組状況

(平成25年度(法施行後)から平成29年度までの障害者就労施設等からの調達実績)

- 調達実績は、国、独法等、都道府県、市町村、地方独法の各合計額において、すべて前年度を上回る。
- 全体の合計額についても、法施行後、4年連続で増加。

(平成30年12月18日現在)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		増減 (28' → 29')	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国	2,628	5.6億円	4,491	6.38億円	4,878	6.44億円	5,769	8.17億円	5,875	8.51億円	106	+0.34億円
独立行政法人等	3,062	6.9億円	4,474	8.24億円	5,052	9.96億円	5,819	10.40億円	6,847	13.15億円	1,028	+2.75億円
都道府県	14,596	21.4億円	18,368	25.91億円	21,537	26.71億円	23,640	25.16億円	24,814	27.51億円	1,174	+2.35億円
市町村	43,481	86.6億円	57,974	106.05億円	68,613	110.57億円	79,861	123.85億円	95,288	124.22億円	15,427	+0.37億円
地方独立行政法人	1,150	2.5億円	3,751	4.67億円	2,783	3.55億円	2,001	3.57億円	85,080	3.90億円	83,079	+0.33億円
合計	64,917	123.0億円	89,058	151.25億円	102,863	157.23億円	117,090	171.15億円	217,904	177.29億円	100,814	+6.24億円

公表フォーマット(参考例)

平成30年度 ○○県(○○市)(地方独立行政法人○○)における障害者就労施設等からの物品等の調達実績

調 達 先	物品										役務										合計 (物品+役務)		うち 随意 契約				
	① 事務用品 書籍		② 食料品・飲料		③ 小物雑貨		④ その他の 物品		物品計		① 印刷		② クリーニング		③ 清掃・ 施設管理		④ 情報処理 テープ起こし		⑤ 飲食店等 の運営						⑥ その他の役務		役務計
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数
就労継続支援A型 就労継続支援B型 生活介護 障害者支援施設 地域活動支援センター 小規模作業所									0	0																0	0
共同受注窓口									0	0																0	0
特例子会社 重度多数雇用事業所 在宅就業障害者 在宅就業支援団体									0	0																0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 物品・役務の品目分類については、別紙の分類例を参照の上作成。

関連資料3

障害者就労施設等からの物品等の調達実績の報告様式

都道府県名、市町村名 及び 地方独立行政法人	調 達 先	物品								役務										合計 (物品+役務)		うち 随意 契約							
		① 事務用品 書籍		② 食料品・飲料		③ 小物雑貨		④ その他の 物品		物品計		① 印刷		② クリーニング		③ 清掃・ 施設管理		④ 情報処理 テープ起こし		⑤ 飲食店等 の運営		⑥ その他の役務		役務計		件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)						
□□県	a								0	0													0	0	0	0			
	b								0	0													0	0	0	0			
	c								0	0													0	0	0	0			
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
□□市	a								0	0													0	0	0	0			
	b								0	0													0	0	0	0			
	c								0	0													0	0	0	0			
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
□□町	a								0	0													0	0	0	0			
	b								0	0													0	0	0	0			
	c								0	0													0	0	0	0			
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市町村合計	a								0	0													0	0	0	0			
	b								0	0													0	0	0	0			
	c								0	0													0	0	0	0			
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地方独立 行政法人名	a								0	0													0	0	0	0			
	b								0	0													0	0	0	0			
	c								0	0													0	0	0	0			
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地方独立 行政法人名	a								0	0													0	0	0	0			
	b								0	0													0	0	0	0			
	c								0	0													0	0	0	0			
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地方独立行政 法人合計	a								0	0													0	0	0	0			
	b								0	0													0	0	0	0			
	c								0	0													0	0	0	0			
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計 (都道府県+市町村+地 方独立行政法人)	a								0	0													0	0	0	0			
	b								0	0													0	0	0	0			
	c								0	0													0	0	0	0			
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※物品・役務の品目分類例、調達先の分類については、別紙の分類例を参照してください。

※市町村、地方独立行政法人の記入欄については必要に応じて行を追加してください。

分類例

【物品・役務の品目分類例】

	品目	具体例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッダー)、資源回収・分別 など

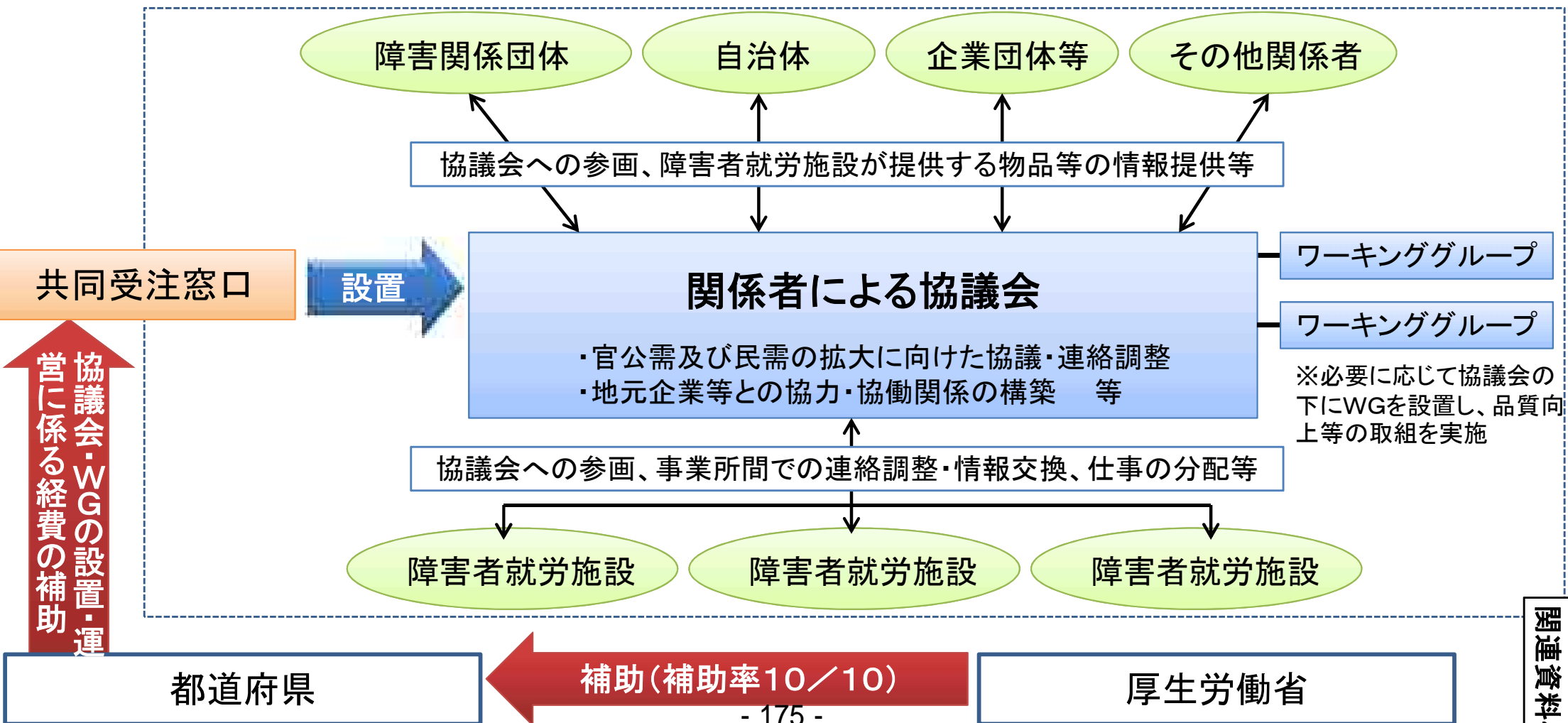
【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第27項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

共同受注窓口による情報提供体制の構築

平成30年度予算額 359,513千円	→	平成31年度予算案 560,363千円	差引増▲減額 +200,850千円
(地域生活支援促進事業の内数)			

- 共同受注窓口において、官公需や民需に係る関係者が参画する協議会を設置し、障害者就労施設等への発注拡大のための連絡調整や協議の場として活用するなど、障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行う体制を構築。
- 協議会では、官公需及び民需の拡大に向けて、地元企業等との協力・協働関係の構築を図ることにより、ワークシェアリングや地元企業等との協働による製品開発、新たな官公需や民需の創出などを検討する(必要に応じて、協議会の下に専門家等で構成するWGを設置し、品質向上や販路拡大などにも取り組む)。



府政防第 251 号
平成 29 年 3 月 13 日

厚生労働省大臣官房技術・国際保健総括審議官 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

加藤 久喜

（公印省略）

災害時用備蓄物品に係る障害者就労施設等からの調達について（周知）

平素より、防災行政に格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 25 年 4 月に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号）に基づき、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品を調達するよう努めなければならないとされているところです。

一方、各省各庁におかれましては、災害時（首都直下地震）における業務継続確保の観点から、必要な食料品等の備蓄物品の調達に取り組んでいるものと存じます。

厚生労働省では、別添のとおり、障害者就労施設等において生産されている災害用備蓄物品等の事例を取りまとめているので、御参照の上、今後、各省各庁における当該備蓄物品に係る障害者就労施設等からの優先的な調達について、特段の御配慮をお願い申し上げます。

以上

優先発注が可能な事業品目例 【 防災グッズ 】



事業所での作業の様子



防災グッズショールーム



保存用パン缶入れ

調達可能な品目例

- 転倒防止・耐震固定器具／火災対策用品／OA機器対策用品／ガラス飛散防止フィルム／防災エプロン など
- 非常用持出袋(避難セット)／防災頭巾／ヘルメット／防煙マスク・防煙フード／救急セット／衛生用品／キャリーマット(担架)／救助用工具など
- 食糧・水保存食料各種／保存飲料水折りたたみポリ容器／非常用給水袋
- ハイパワー加熱セット／カセットコンロ／クイックコンロ／缶入り燃料など
- ラジオ／メガホン／照明・懐中電灯・ローソク・乾電池／簡易トイレ／衛生品／除菌・消臭剤
- 簡易筆談器／補聴器バッテリーパック／テレビが聴けるラジオ(操作ボタンの点字表記、チャンネルの音声ガイダンス)／視覚障害者用防災ベスト

事業の背景

- 防災グッズ事業には、障害者が行う多様な作業があり、上記のような防災グッズ専用のショールームを持ち、全国のシェアの多くを占める事業所もあります。
その場合、商品販売にかかる受注作業・在庫管理・接客・発送業務等の一連の作業があります。
- 防災用の保存食(パン)製造においては、食品製造の一連の作業があり、食品製造の作業から、包装(缶入れ)作業や発送作業といった業務も多くあります。
- 防災グッズは、官公庁でも必要であり、市区町村や省庁において、職員用の備蓄や住民用の備蓄等多様なニーズも多く、優先調達に適している事業品目であると言えます。

生産品例



防災グッズ



保存用パン

発注にあたって

発注にあたっては、それぞれの事業所によって扱っているグッズが異なる場合があるため、事業所等に確認してください。

防災グッズ事業の優先調達事例

事業所の強みを活かして防災グッズ事業を開始。震災への備えから新たなニーズ開拓。

本事例のポイント

- 事業所に従来あった強みを活かして、新たな事業展開を進めた事例。
- 近年の防災意識の高まりから、今までになかった発注ニーズを生み出しています。

取組概要

- 新たな発想により新規の事業展開(防災グッズ)をスタートした。
- 事業所内のアセスメントを行い、事業所の強みを分析した上で、新たな事業展開を行うことが発注促進につながっています。

例①



パン工場を立ち上げ防災食料品を製造

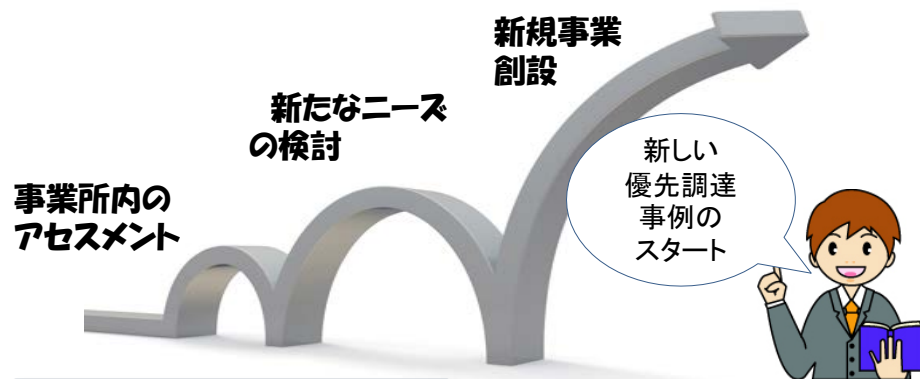


自法人で作成した缶にパンを入れ保存する

例②



防災品展示センターを設置して、防災グッズを販売する。



今後の発注促進に向けて

防災グッズはアイテム数が多く、保存食も含めたグッズは、製造から販売まで数多くの工程に分かれています。現在のニーズの高さを考えると、更に数多くの事業所が取り組める事業です。

障害者優先調達推進法に基づく調達を一層促進するための取組

厚生労働省では、障害者優先調達推進法に基づく調達を一層促進するため、以下を実施。

- 厚生労働省ホームページにおいて以下を周知
 - 各省庁の取組事例（平成26年度から実施）
 - 障害者就労施設等での物品及び役務の提供例（平成26年度から実施）
 - 都道府県、市町村における取組事例（平成28年度から実施）
 - 調達方針の未作成市町村名の公表（平成28年度から実施）
- 上記に加え、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）」も踏まえ、本年度から、次の取組を実施
 - **新規** 市町村ごとの調達実績額（平成29年度分）の公表※
※ 各省庁、都道府県ごとの調達実績額は平成26年度（平成25年度分）から実施済
 - **新規** 国、都道府県、市町村等の担当・連絡先の公表
 - **新規** 各省庁における調達方針及び調達方針に定める目標一覧の公表
- 今後、各機関において創意・工夫等している取組事例なども情報提供予定

【参考】 公務部門における障害者雇用に関する基本方針（抄）（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）

3. 国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大

(3) 障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組の推進

イ 障害者優先調達推進法に基づく、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

- ・ 各府省は、障害者雇用の推進と併せ、障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組を推進する観点から、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達を着実に推進する。
- ・ 具体的には、各府省は、調達方針において定めている目標の達成に向けて取り組む。また、厚生労働省は、各府省に対し、対象となる障害者就労施設等に関する詳細な情報や創意・工夫等している取組事例を提供する。179らの取組などにより各府省の調達の推進等に向けた取組を進める。